



2026.3
VOL.13

グローバル マネジメント

The Global Management of Nagano

【論文】

TOEIC L&Rスコアの伸びの追跡：セミ集中型英語プログラムに
おける3入学年度の縦断的研究析
..... RICHARD Jean-Pierre Joseph 1

中世馬術礼法の言説の位相—『筆結の物語』の記述をめぐって—
..... 二本松泰子 19

スウェーデンボルグのキリスト教神秘主義思想
..... 高梨 良夫 36

金融商品取引法193条と会社法431条
—これまでの裁判例と一体的開示—..... 金 賢 仙 49

人権政策のグローバルマネジメント—国家行動計画と人権指標に
基づくモニタリング・評価—..... 三上 真嗣 61

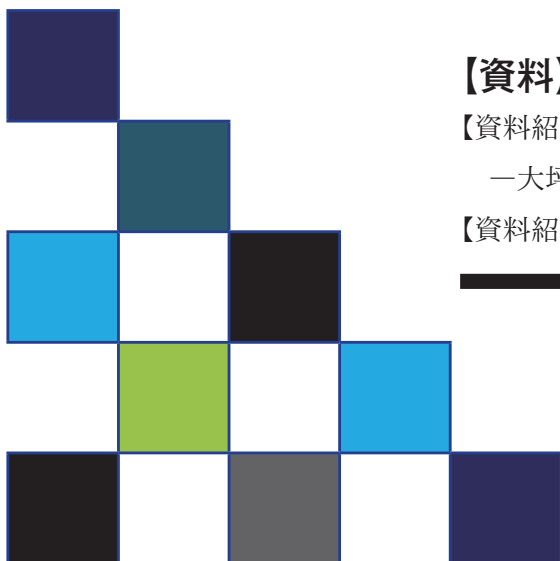
【レビュー】

日本の大学英語教育におけるカスタムAIチャットボットの役割と
スピーキング流暢さの向上..... MISION, Miguel Alberto 78

【資料】

【資料紹介】近世中期の犬追物・笠懸・流鏑馬
—大坪本流の馬術書—..... 二本松泰子 91

【資料紹介】架蔵本『新修鷹経』の全文紹介..... 二本松泰子 108



TOEIC L&Rスコアの伸びの追跡： 必修英語プログラムにおける3入学年度 の縦断的研究

Tracking TOEIC L&R Score Growth: A Longitudinal Study of Three Cohorts in a Required English Program

RICHARD Jean-Pierre Joseph

要旨

本研究は、長野県立大学の英語集中プログラム(English Program for Global Mobility, 以下EPGM)におけるTOEIC Listening & Reading (L&R) スコアの経年変化を縦断的に分析したものである。対象は2021~2023年度の入学生534名であり、入学時 (Time 1)、1年次終了時 (Time 2)、2年次終了時 (Time 3) にTOEIC L&R IPテストを受験した。平均スコアは、リスニングで約100点、リーディングで約85点、合計で約185点向上した。このスコアの伸びは、Educational Testing Service (ETS) を含む先行研究で示されている同期間の一般的な伸長傾向を大きく上回っており、国内の他大学における大規模縦断研究で報告されている成果と比較しても顕著である。以上より、体系的なカリキュラムと継続的な学習支援を特徴とするEPGMは、高い学習参加を促し、英語力の着実な向上を可能にする有効な教育モデルであることが示唆される。

Abstract

This study presents a longitudinal analysis of student progress on the TOEIC Listening & Reading (L&R) test during the 21-month intensive English Program for Global Mobility (EPGM) at the University of Nagano. The analysis covers three cohorts of students who entered the program between 2021 and 2023 and completed the TOEIC L&R Institutional Program (IP) test at three points: entry (Time 1), end of Year 1 (Time 2), and end of Year 2 (Time 3). Students ($N = 534$) demonstrated an

average gain of approximately 185 points, 100 in Listening and 85 in Reading. This growth far exceeds empirically established expectations for score gains reported in prior ETS research and surpasses outcomes documented in most large-scale longitudinal studies at Japanese universities. These findings suggest that EPGM is an effective model for fostering high student engagement and promoting steady improvement in English proficiency, supported by a systematic curriculum and continuous learning support.

1 はじめに

長野県立大学では、英語運用能力を学部教育の柱の一つとして位置づけ、TOEIC Listening & Reading (L&R) スコアを成績評価および進路支援の指標として活用してきた。当初、大学のKPI (Key Performance Indicator/重要業績評価指標) として「年次修了時まで全学生がTOEIC L&R 600点を取得する」ことが設定されていた。実際には、多くの学生が2年間で大幅なスコア向上を遂げていたものの、600点未満の学生も一定数存在したため、学内の内部評価において英語集中プログラムの成果が他領域と比較して相対的に低く見なされる場面がみられた。大学は2024年度より新たなKPIを導入した。具体的には、2年次修了時において、健康発達学部では①平均点650点以上、②入学時からの平均点の伸び率30%以上、③上位20%の平均点700点以上、グローバルマネジメント学部では①平均点730点以上、②入学時からの平均点の伸び率40%以上、③上位20%の平均点800点以上という三つの目標を設定し、より多様な達成パターンを評価できる制度へ移行した。

本研究では、長野県立大学の英語集中プログラム (EPGM) を受講した3入学年度 (2021～2023年度入学) のグローバルマネジメント学部生 (以下GM学部生) のTOEIC Listening & Reading (L&R) スコアが2年間でどの程度伸びたかを縦断的に分析する。本研究で得られた縦断的なTOEICスコアの分析結果は、高等教育機関の英語プログラムを比較・検討する際の基礎的データとして活用される可能性がある。また、本研究は平均スコアの単純な年次比較にとどまらず、複数の入学年度を対象に時点間のスコア変化を縦断的に把握し、その伸長の統計的有意性を検証する点に意義がある。

2 先行研究レビュー

2.1 TOEIC L&Rについて

まず初めに、TOEIC L&Rは英語の標準化テストである。TOEIC L&Rには、ペーパー版とオンライン版 (CAT: Computer Adaptive Test/コンピューター適応型テスト) の両方が存在する。ペーパー版のTOEIC L&Rはこれまでに数回改訂されており、2016年にも改訂が行われた。この改訂版について、Cid他 (2017) は「同様の心理測定的品質が保たれている」と報告している (p.15)。現在のペーパー版のTOEIC L&Rは2時間構成で、

リスニングおよびリーディングの各技能に100問ずつの選択問題が出題される。

TOEIC L&Rは、ペーパー版におけるSP (Secure Program : 公開テスト) 形式でもIP (Institutional Program : 団体テスト) 形式でも、まず45分間の録音を聴きながら100問のリスニング問題に解答する。続いて、75分間で100問のリーディング問題に解答する形式である。なお、日本人受験者は一般にリーディングの処理速度が遅く、制限時間内にすべての設問に到達できない傾向があるとされる (Cid他, 2017, p.12)。長野県立大学では、2018年および2019年に入学した最初の2学年がペーパー版のテストを受験した。

2020年からは、1技能あたり45問で構成されるオンライン版 (コンピューター適応型テスト) が導入され、試験時間が半減された。オンライン版では、リスニングおよびリーディングの各セクションにおいて、最初に共通の25問が出題され、その正答状況に応じて、残りの20問が個別に出題される適応型の形式となっている。2020年以降に長野県立大学に入学した学生はすべてこのオンライン版で受験している。

一般財団法人IIBC (国際ビジネスコミュニケーション協会、Institute for International Business Communication) による初期報告 (Richard, 2023aで言及) では、オンライン版導入後にスコアが大幅に上昇したことが示された。たとえば、2016年から2019年にかけてTOEIC L&Rスコアはほぼ安定していたが、2020年に大きく上昇し、2021年にはやや低下したものの、その後数年間高水準を維持した。また、ペーパー版とオンライン版の両方を受験した学生のスコアを比較すると、後者の方が有意に高得点であったと報告されている (Richard, 2021, 2023b)。同様に、金崎 (2024) も近畿大学において、2020年のオンライン方式導入後にスコアが大きく上昇したことを報告している。さらに、筆者が非公式に行った他大学の研究者とのやりとりでも、同様の傾向が指摘されている。

その後のIIBC (2024) の報告では、TOEIC L&Rスコアが2020年以前の水準にほぼ戻っていることが示されており、Kanzaki (2025) も、両形式のスコア差は依然として存在するが、効果量はごく小さいと指摘している。なお、TOEIC L&Rのオンライン版 (CAT) はIRTに基づいて設計され、国際的に広く運用されているものの、形式間のスコア等価性に関する詳細な査読付き研究は、年次平均スコアの報告を除き、現時点では公表されていない。このため、ペーパー版とオンライン版のスコアがどのように比較されるべきかについては、依然として慎重な解釈が求められる。

近年、世界全体におけるTOEIC L&Rスコアの平均は705点前後で、CEFRのB1レベルに相当し、多くの国々で英語力が継続的に向上しているとされる (etsglobal, 2023)。これに対し、日本はTOEIC L&Rが広く利用されている国の中でも一貫して平均点が下位に位置している。たとえば、日本におけるTOEIC L&Rの平均スコアは、IP形式で500点前後、SP形式で600点前後にとどまっており (IIBC, 2024)、国際平均を大きく下回り、世界でも下位3分の1に含まれている。

日本のメディアおよび学術界においては、国内の英語教育に内在する問題点に対する批判や課題の指摘が継続的に行われている。たとえば、『ジャパントイムズ』では、英語教

育に対する社会的期待と、実際のスピーキング能力との乖離が報じられている (Japan Times、2025年2月17日付)。また、朝日新聞の報道では、中学校英語の難化により生徒の苦手意識が広がり、教育格差が拡大しているとの専門家の指摘が紹介され、「政策の失敗」との評価もなされている (朝日新聞、2024年3月18日)。こうした構造的な課題は、教室内で学習者の発話機会が著しく制限されるという問題、いわゆる「沈黙」の現象としても顕在化している。この点については、近年複数の研究者がその要因や教育的影響を分析しており、日本の英語教育における重要な研究テーマとなっている (Humphries et al., 2020; King & Harumi, 2020; Maher & King, 2022)。

2.2 TOEIC L&Rスコアの伸長に関する先行研究

TOEIC L&Rスコアの伸長に関する知見は、国際的にも国内でも複数報告されている。まず、TOEICを開発・運用するETSによる大規模縦断研究として、WeiとLow (2017) は、約2万名の受験者データを用いて4年間のスコア変化を分析し、リスニング・リーディングのいずれも年間約20点、月あたり約1.6点という比較的緩やかな成長率を報告している。これらの結果は、TOEIC L&Rのスコア向上が一般にゆるやかで、比較的控えめなものであることを示している。

国内の大学における研究では、スコア伸長の程度にばらつきが見られる。たとえば、西谷 (2022) は、関西地方の大規模私立大学において、2年間の英語教育を受けた学生がリスニングで46点、リーディングで24点の上昇を示したと報告している。一方、土肥・久保田 (2022) は、平均14か月の受験データを分析し、全体としてはいずれの技能でも統計的に有意な向上は確認されなかったと報告している。さらに、橋本 (2021) は、金沢大学経済学部の1年生を対象に、105~150点のスコア向上には平均21か月を要したと述べている。同大学では、TOEIC L&Rスコアと授業成績の合算値が所定の基準に達しない場合は単位が認定されないため、学生にはスコア向上が事実上求められており、この外的要件が学習行動や伸長率に影響している可能性が指摘されている。

TOEIC L&Rスコアの伸長に必要とされる学習時間に関しては、三枝 (1985) の研究がしばしば参照されている。同研究は、1980年代の企業内英語研修に参加した日本人ビジネスマン (20~30代、大学卒、少人数クラス、ネイティブ講師、出席率約80%) を対象としたもので、50~200時間程度の指導時間を受けた学習者のTOEIC前後テストの伸長量を分析した。その結果、100時間未満の指導ではスコア向上が限定的であった一方、指導時間と伸長量との間には明確な相関が認められ、指導時間が増えるほど平均的なスコアの伸びも大きくなる傾向が確認された。

その後、Trew (2007) は三枝の知見をもとに、現在スコアから目標スコアに到達するために必要とされる学習時間の目安を提示し、例えば450点から650点への到達には約450時間、650点から850点への到達には500時間以上を要する可能性を示している。ただし、ここで示されている「学習時間」とは、授業内の指導時間に加えて、宿題や自主学習など

授業外の活動を含む総学習時間を指す概念として理解する必要がある。

この点を踏まえると、企業内研修を対象とした三枝の指導時間や、学習文脈が明確に示されていないTrewの総学習時間の指標と、本学GM学部が制度的に保証している授業時間（約2年間で325時間）とを単純に比較することはできない。両者は「時間」の定義のみならず、受講者の属性、学習環境、動機づけといった教育的前提条件そのものが異なるためである。

しかしながら、この「325時間」という制度上明確に定義された授業内指導時間は、国内の高等教育機関における非英語専攻向け英語プログラムの規模を把握するための実践的な指標となり得る。なお、この「325時間」は時間割上の授業で実際に保証された指導時間のみを指し、授業外の予習・復習や自主学習といった個々の学習者による任意の学習活動は含まれない。大学間でこうした授業外学習時間を精確に把握・統一的に定義することは現状困難であるため、制度的に保証された授業時間を基準として捉えることは、プログラム設計や成果の検討において一定の妥当性と実用性を持つ。

TOEIC L&Rのスコア伸長を評価するうえで重要なのは、観測されたスコア差が測定誤差の範囲を超えているかどうかである。ETS（2022）では、同一技能における2回のスコア差の有意性を判断するために、差の標準誤差（SEdiff）の概念を用いており、リスニング・リーディングのSEdiffはそれぞれ35点と報告されている。この基準に基づくと、たとえばReadingのスコアが200点から230点へと30点上昇した場合、SEdiff（35点）を下回るため、統計的に有意な改善とはみなされない。一方、200点から240点への40点上昇であれば、SEdiffを上回るため、統計的に有意な伸長と判断できる。

ETSは合算スコア（Listening+Reading）のSEdiffを明示していないものの、TOEIC L&Rは両技能を5～495点の共通スケールで統一し、平均値・標準偏差・相関係数・信頼性が等しくなるよう設計されている。この設計思想は初期の技術文書に明記されており（Woodford, 1982）、現在まで踏襲されている。したがって、合計スコアのSEdiffは両技能のSEdiffの平方和の平方根として推定でき、本研究ではこの統計的な基準（約50点）を採用する（式(1)参照）。

$$\text{式(1)} \quad SE_{diff\ total} = \sqrt{SE_{diff\ L}^2 + SE_{diff\ R}^2}$$

これらの基準に照らすと、国内研究で報告されているスコア上昇の多くは、SEdiffの範囲を超えない、あるいは技能により有意性が異なるなど、一貫性に欠けることが分かる。なお、筆者の知る限り、日本の大学における大規模な英語カリキュラム全体を対象とした研究で、平均スコアが大幅に伸長したと示す査読付き報告は存在しない。すなわち、TOEIC L&Rのスコアは時間の経過とともに緩やかに上昇する傾向にあるものの、その多くは測定誤差の範囲に収まり得ることが示唆される。

研究目的

本研究は、実験的手法ではなく、複数時点にわたる観察的なデザインを採用し、本学の

グローバルマネジメント学部に所属する各年度の学生がTOEIC L&Rにおいて、どの程度スコア向上を達成したかを報告することを目的とする。

3 方法

3.1 参加者および実施環境

本学のGM学部生は、入学後2年間にわたり英語集中プログラム（EPGM）を受講する。本プログラムは7週間のクォーター制で構成され、週400分の授業が合計約325時間提供される。さらに、2年次第2クォーターには、原則として全学生が2～3週間の海外プログラムに参加する。この期間中、本学における2年次GM生向けの英語科目は実施されない。

本プログラムでは、「精度重視」と「流暢さ重視」という2つの異なる指導方針に基づいた授業が実施されている。学生は各100分の授業を週2回ずつ受講し、計週4回・400分となる。「精度重視」の授業では文法・語法・発音などの正確性に焦点が置かれ、英語と日本語を併用して指導が行われる。一方、「流暢さ重視」の授業では英語でのコミュニケーション能力の向上を目的とし、スピーキング、ディスカッション、プレゼンテーション活動などが中心となる。両授業で語彙指導は重視されているが、とりわけ1年次の「流暢さ重視」科目では、使用頻度の高い語彙を体系的に学習するNew General Service List（NGSL）（Browne他, 2013）が導入されている。NGSLは約2,800語で構成され、一般文書における語彙の約90%をカバーするとされている。

本研究では、TOEIC L&Rのオンライン版（CAT）を受験したGM学部の4つのコホート（2020～2023年度）の得点データを収集した。2020年度は同テスト導入初年度であり、全国平均が一時的に上昇したことが報告されている（IIBC, 2022）。そのため2020年度コホートは初回スコアが相対的に高く、他年度との直接比較において測定上の解釈に注意が必要である。比較可能性を確保する観点から、本研究の主要分析では測定的安定性が確認された2021～2023年度の3コホート（ $N = 534$ ）を対象とした。なお、透明性の観点から、付録Aには4コホート（2020～2023年度）すべてについて、参考用としてRMANOVA結果および関連する記述統計（平均値・標準偏差）を示している。本稿の主要分析対象は2021～2023年度の3コホートであるが、2020年度のデータについても比較検討が可能な形で提示している。

これら3コホート（2021～2023年度）はいずれも2年間のEPGMを修了しているが、授業形態およびTOEIC実施回数には違いがある。2021年度コホートは1年次がオンライン授業、2年次が対面授業であり、2022・2023年度コホートは2年間とも対面授業であった。TOEIC L&Rの受験回数は、2021・2022年度コホートが入学時（1年次4月）・1年次末（1年次1月）・2年次末（2年次1月）の3回であったのに対し、2023年度コホートのみ、学習成果の経時的把握をより精緻化する目的で2年次11月の受験が追加され、計4回実施された。本研究ではコホート間の比較可能性を担保するため、全コホートに共通する3時点（1年次4月・1年次1月・2年次1月）のTOEIC L&Rスコアのみを分析対象とした。

「コホート」は被験者間変数として扱い、性別・入試区分・学習方法・担当教員などの個人差要因は本研究では考慮しない。

3.2 分析方法

得点の上昇を定量的に把握し、コホート間および先行研究との比較を行うため、以下の3つの反復測定分散分析（Repeated Measures ANOVA, RMANOVA）を実施した：(1) TOEIC L&R総合スコア、(2)リスニングスコア、(3)リーディングスコア。すべての統計解析はJASP 0.19.3（JASP Team, 2025）を用いて行った。なお、リスニングおよびリーディングの詳細な分析結果は附録に示している。RMANOVAは、同一参加者から複数時点で収集されたデータを扱う縦断的研究に適した手法であり、個人差を統制しつつ時間的変化を評価できる利点を有する。本研究のデザインは、時間（3時点）を被験者内要因、コホート（3群）を被験者間要因とする混合要因計画であるため、RMANOVAは理論的にも統計的にも妥当な分析手法である。

効果量については、統計ソフトが標準的に出力する部分 η 二乗（ η_p^2 ）は、古典的 η 二乗（ η^2 ）と混同されやすく、複数因子デザインでは分散説明率が過大推定される可能性がある点が指摘されている（Norouzian & Plonsky, 2018）。そこで本研究では、モデル依存性の低い古典的 η^2 と、再現性確保のための部分 η^2 の両方を報告する。また、Cohen（1988）による効果量の基準（小=.01、中=.06、大=.14）は慎重に適用すべきであり、先行研究の蓄積や理論的背景と照らし合わせて解釈することが望ましい。本研究でもこの立場に基づき、時間要因とコホート要因が交差する本デザインの特性を踏まえたいうえで効果量を解釈する。

4 結果

4.1 TOEIC L&R 総合スコア

TOEIC Listening & Reading (L&R) の総合スコアについて、3回の測定時点（1年次開始・終了、2年次終了）においてRMANOVAを実施した。分散の等質性を検定するLeveneの検定により、Time 1およびTime 2において群間の分散の等質性が確認された（ $p > .05$ ）が、Time 3では有意差が認められた（ $p = .028$ ）。なお、Mauchlyの球面性の検定は有意ではなく（ $p = .715$ ）、球面性の仮定は満たされていると判断される。また、残差の正規性については、Q-Qプロットにより視覚的に確認した結果、大きな逸脱は認められず、分析前提は概ね満たされていると判断された。

表1には、2021～2023年度入学の各入学年度者におけるTime 1～Time 3までのTOEIC L&Rスコア（総合）の記述統計量が示されている。スコアの範囲は、Time 1で140～950、Time 2で100～960、Time 3で290～980と広く、各入学年度者内でのばらつきも大きい。各入学年度者の平均的なスコア上昇は、約185点であった。

表1 2021～2023年度入学者のTOEIC L&R総合スコアの記述統計 (Time 1～Time 3)

全体	入学年	N	M	SD	SE	Coefficient of Variation
1年次4月	2021	155	475.16	120.40	9.67	0.25
	2022	171	450.79	116.16	8.88	0.26
	2023	158	428.32	111.45	8.87	0.26
1年次1月	2021	155	551.61	125.84	10.11	0.23
	2022	171	548.16	131.44	10.05	0.24
	2023	158	515.48	123.68	9.84	0.24
2年次1月	2021	155	655.65	123.79	9.94	0.19
	2022	171	642.14	102.67	7.85	0.16
	2023	158	615.06	117.54	9.35	0.19

従属変数をTOEIC L&RスコアとしてRMANOVAを行った結果、時点の主効果が有意であった ($F(2,962) = 916.376, p < .001, \eta^2 = .285, \eta_p^2 = .656$)。すなわち、測定時点が進むにつれてスコアは継続的に上昇していた。

また、時点と入学年度との交互作用は有意ではなかった ($F(4,962) = 0.974, p = .421, \eta^2 = .001$)。これは、TOEIC L&Rスコアの成長パターンが入学年度間で有意に異ならなかったことを示している。すなわち、開始時点のスコアには若干の違いがあったものの、成長の傾向自体はどの入学年度でも類似していたと考えられる。さらに、入学年度の主効果も有意であり ($F(2,481) = 6.163, p = .002, \eta^2 = .014$)、この効果は時点に依存しなかった。これは、時間的な成長とは別に、いくつかの入学年度の平均スコアが他の入学年度よりも一貫して高かった（または低かった）ことを意味する。この傾向は図1にも示されており、2023年度入学者は他の2コホートに比べて開始時点のスコアがやや低く、各測定時点における平均スコアも総じて低い傾向にあった。ただし、いずれの入学年度においてもスコアの伸び率（傾き）はほぼ同程度であった。以上より、TOEIC L&Rスコアは全コホートで大きな成長を示し、その伸びは入学年度間で一貫していたことが確認された。

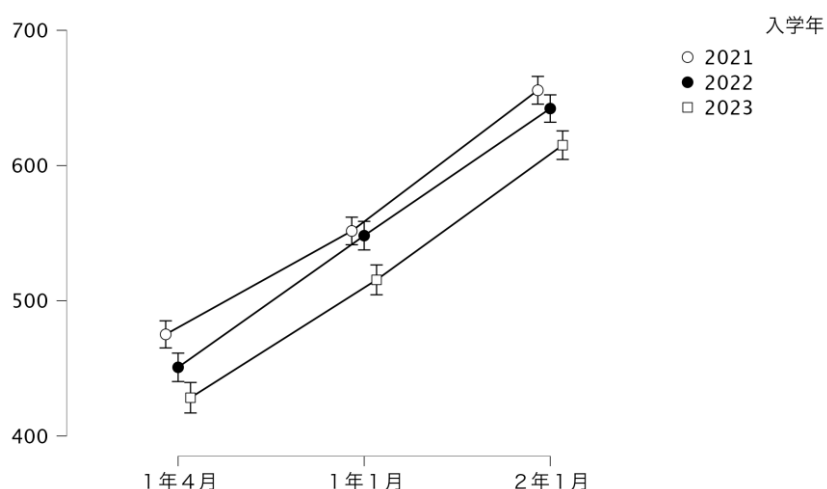


図1 2021～2023年度入学のTOEIC L&Rスコア推移 (Time 1-Time 3)

4.2 事後検定

表2～表3には、時点および入学年度間のペアワイズ比較（事後検定）の結果を示す。まず、表2より、EPGM受講生は1年次および2年次のいずれにおいてもTOEIC L&Rスコアが大きく向上したことが確認できる。特に2年次の伸び幅は1年次よりもやや大きく、2年間の平均スコアの増加量は186点に達した。これは、1年次4月から2年次1月までの変化に基づくものであり、効果量 $d = 1.56$ は1.5標準偏差以上の非常に大きな伸びを示している。

表2 TOEIC L&R全体のスコアの事後検定

		Mean Diff.	95% CI	Cohen's d	pholm
1年次4月	1年次1月	86.99	[97.43, 76.55]	0.729	< .001
	2年次1月	186.19	[196.63, 175.75]	1.559	< .001
1年次1月	2年次1月	99.20	[109.64, 88.76]	0.831	< .001

注 数値は平均スコアの上昇量を示す（すなわち、後期時点でのスコアが高いことを表す）。

表3では、2023年度入学者のスコアが他の2つの入学年度と比べてやや低いことが確認されるが、Cohen's d の値はいずれも小さい。特に2023年度入学者と2021年度入学者との比較では $d = .345$ と、他の比較よりやや大きい値が得られたものの、中程度の効果量 ($d = .50$) には達していない。なお、この傾向は、入学時点の平均的な英語力が低下しつつある可能性を示唆するが、本研究ではその要因を検証しておらず、確証的な判断にはさらなるデータの蓄積が必要である。これは図1からも視覚的に確認できる。

なお、各入学年度における測定時点間の詳細なペアワイズ比較結果は、紙幅の都合上、付録Dにまとめた。付録Dでは、Cohen's d に基づく効果量を示しており、いずれのグループも測定時点の経過に伴って一貫したスコア上昇が確認できる。また、同一時点における入学年度間の比較では、効果量はいずれも小さい値にとどまった。

要するに、入学年度間には一定の違いが見られたものの、最も重要なのは、すべてのグループが2年間のEPGMを通じて非常に大きなスコアの向上を示したという点である。

表3 入学年度の事後検定

		Mean Diff.	95% CI	Cohen's d	pholm
入学年度2021	入学年度2022	13.78	[-14.43, 41.99]	0.115	.241
	入学年度2023	41.19	[12.43, 69.94]	0.345	.002
入学年度2022	入学年度2023	27.41	[-0.66, 55.47]	0.230	.039

注 Mean Diff.は、左列の入学年度から右列の入学年度を減算した値（左-右）を示す。正の値は、左側（より早い入学年度）の平均スコアが高いことを示す。

5 考察

今回の結果は、先行研究で報告されている標準的なスコア伸長量を上回るものであり、本学GM学部生がTOEIC L&Rスコアにおいて着実な向上を達成していることを示している。これらの知見は、本学のスコア成長率を既存研究や他大学の報告と比較し、英語教育の成果やその位置づけを検討する上で有益な視点を提供する。なお、本研究で言及している「325時間」は授業内の指導時間のみであり、授業外の自主学習時間は測定していない。そのため、本研究は「総学習時間」に対する効率性を論じるものではなく、制度上保証された授業時間に基づく学習成果を示すものである。

WeiとLow (2017) は、TOEICのリスニングおよびリーディングスコアが月あたり平均1.6点上昇すると報告している。21か月のEPGM期間に換算すると、期待される増加量は各セクションで約33.6点、合計で約67.2点となる。なお、単独セクションにおける33.6点程度の伸びは測定誤差 (SEdiff) の範囲内に収まる可能性があり、統計的に確実な向上を示すとは限らない。一方、合計67.2点は本研究で採用した総合スコアのSEdiff (約50点) を上回っており、測定誤差を超える変化として解釈できる水準に達している。それでもなお、本研究のGM学部生はListeningで約100点、Readingで約85点、合計で185点ものスコア上昇を示しており、期待値の2.5～3倍に相当する成果をあげている。

さらに、これらの成果は、他大学における大規模研究で報告されている平均的なスコア伸び率も上回っている。たとえば、Nishitani (2022) は、非英語専攻の学生を対象とした2年間の英語プログラムにおいて、Listeningで46点、Readingで24点、合計70点のスコア向上を報告している。また、Doi & Kubota (2022) による複数専攻を対象とした縦断的研究では、平均14か月でのスコア増加は合計55.2点であった。いずれの研究においても、報告された成果は注目に値するが、GM学部生のスコアの伸びには及ばない。これらの知見は、EPGMが本学における特色ある強みの一つであることを再確認させるものであり、構造化された一貫性のある英語カリキュラムと学習者の高い動機づけが、全国的傾向を上回る成果に結び付いていることを示している。

スコアの伸び幅だけでなく、TOEIC L&Rスコア有意な向上を達成するまでに要する時間についても、先行研究では検討が進んでいる。日本でこの点を量的に分析した数少ない研究の一つに橋本 (2021) がある。彼はサバイバル分析を用いて、低スコアの学習者がTOEIC L&Rスコアを伸ばして単位取得条件を満たすまでに要する時間を推定した。対象学生は中部地方の国立大学の学生であり、TOEIC L&R IPテストで一定スコア (通常325～485) を達成しなければTOEIC L&R準備科目の単位が保留となり、達成するまで再受験を継続しなければならなかった。場合によっては2年以上要する学生も存在した。

橋本の研究は、50～200点のスコア向上を目指す学習者にとっての時間的目安を示す上で有用であるが、対象学生の特徴は本研究のGM学部生とは大きく異なる。橋本の学生たちはTOEIC L&Rスコア485点程度の到達を目指していた一方で、本研究のGM学部生は平均450点前後から学習を開始し、2年次末には600点以上に到達している。つまり、本学

の学習者は初級～中級段階からスタートし、体系的に設計された学習支援と継続的な学習機会のもとで大幅なスコア伸長を示しており、この成長軌道は初級層や中級前段階の学習者を対象とした既存研究では十分に検証されてこなかった領域を補完するものである。さらに、本研究の成果は、英語力が比較的低い段階からであっても、適切な支援環境が整備されていれば持続的かつ顕著なスコア向上が実現し得ることを示しており、学習者レベルに応じた成長軌道を比較検討するための有益な視点を提供している。

なお、筆者が把握している限り、TOEICスコアの伸長と教育プログラム全体の授業時間を体系的に関連付け、複数学年におわたって検証した研究は国内外でも多くはない。特に、本研究の対象となった英語集中プログラム（EPGM）は、学部全体で共有された調整されたカリキュラムのもとで提供されており、「どれだけ時間で、どれだけ伸びるのか」という問いに対して、明確な授業時間枠と構造化された学習環境に基づく実証的な参照点を提示した点に独自性がある。

こうした違いは、英語力の水準とスコア向上に必要な学習時間との関係を理解する上でも重要である。三枝（1985）は、初期スコアが低い学習者ほど比較的短期間でスコア向上を達成しやすい一方、高スコア帯では同等の伸びを得るためにより多くの指導時間を要する傾向を示している。その知見をもとに、Trew（2007）は現在スコアから目標スコアに到達するために必要とされる学習時間の目安を提示し、例えば450点の学習者が650点に達するには約450時間、650点の学習者が850点に達するには約500時間を要する可能性があると述べている。このように、スコア帯が上昇するほど追加的な学習時間が比例して増加するという非対称性は、橋本（2021）の観察にも一致しており、155～200点の向上を目指す学生は平均で2年以上を要していた一方、5～50点程度の向上であれば1年未満で到達していた。

先行研究では、英語力の水準が高くなるほど同程度のスコア向上を達成するためにより多くの学習時間が必要になる傾向が指摘されている（三枝、1985；橋本、2021）。本研究では学習者の初期英語力を細分化して検証していないものの、平均450点前後から学習を開始したGM学部生が2年間で600点以上に到達したという結果は、一定の学習期間と継続的な学習機会が確保されれば着実なスコア向上が可能であることを示している。こうした成果は、GM学部に設定されているKPI（平均730点、最低成長率40%、上位20%の平均800点）との関連でも重要であり、到達目標に応じた十分な学習時間や授業設計をどのように確保するかという観点から、教育実践上の示唆を提供する。これらの知見は、KPI達成の現実性を高めるためには、英語学習に充てる授業時間や学習機会を十分に確保する必要があることを示唆している。特に、現在の成果をさらに発展させるためには、到達目標に応じた追加的な教育資源や履修機会の拡充が今後の検討課題となり得る。

本研究は、本学GM学部生が、先行研究で示されている標準的に期待されるスコア伸長量を上回るTOEIC L&Rスコアの向上を、体系的な学習支援と一貫性のある英語プログラムの中で実現していることを明らかにした。EPGMは、継続的な学習参加を促す学習環

境と構造化された支援が相補的に機能することで、大学における語学力向上が測定可能な成果として達成され得ることを示す好例である。

6 結論

本研究は、長野県立大学グローバル・マネジメント学部の英語集中プログラム (EPGM) に参加した学生が、2年間にわたりTOEIC L&Rスコアにおいて一貫して大きな伸長を示すことを明らかにした。2021年～2023年の3入学年度において、総合スコアは平均で約185点上昇しており、これは国際的な基準で報告されている標準的な期待伸長量 (Wei & Low, 2017) を大きく上回る成果である。また、この成長量は国内の他大学における報告 (例: Doi & Kubota, 2022; Nishitani, 2022) と比較しても顕著であり、EPGMが学修成果に対して継続的に寄与していることを示唆している。

さらに、GM学部生の到達度は、本学が設定するKPI (上位20%の高得点、40%以上のスコア成長率、全体平均730点の達成) とも整合しており、学部全体で共有された教育方針とカリキュラム設計が長期的な成果につながっている点は注目に値する。特筆すべきは、こうした成果が、テスト対策に特化した指導ではなく、学部全体で共有された一貫性のある英語学習環境と、カリキュラム内に組み込まれた複数回の到達度測定機会を組み合わせた学修設計の中で実現されている点である。

EPGMは、データに基づく指導設計と一貫性のあるカリキュラムが、大学における語学力向上に実質的な影響を与え得ることを示す有益な事例である。もちろん、本研究には学習者の個別差や英語力水準の詳細な分析といった今後の検討課題も残されているが、3入学年度にわたって観察された一貫したスコア向上は、適切な学習環境と継続的な学習機会が、語学力の着実な発達に寄与する可能性を裏付けている。他大学においても、同様のアプローチを導入することで、学習者の成長軌道を可視化しながら長期的な語学力向上を支援する上で、有用な示唆を得られるであろう。

謝辞

本稿の執筆に際し、査読者の先生には、各節・各段落に至るまで詳細かつ的確なご指摘とご助言を賜りました。先生のご助言は、論旨の明確化および記述の精緻化に多大な寄与をもたらしました。ここに謹んで深甚なる謝意を表します。なお、本稿に残る不備や誤りがあるとすれば、それはすべて筆者の責に帰するものである。

参考文献 (日本語)

朝日新聞 (2024年3月18日) 中学英語難化、広がる苦手意識「政策の失敗」専門家が指摘する弊害。

<https://www.asahi.com/articles/ASS3L5TCQS2PUTIL02R.html>

IIBC (2022) 2023年度受験者数と平均スコア。

- https://www.iibc-global.org/library/default/toEIC/official_data/pdf/DAA.pdf
IIBC (2024) 2023年度受験者数と平均スコア.
<https://www.iibc-global.org/hubfs/library/default/iibc/press/2024/p253/2024DAA.pdf?hsLang=ja>
金崎八重 (2024) 経済学部生のオンライン方式とマークシート方式のTOEIC® L&R IPテストスコア分析. 近畿大学経済学部, Vol.22 No.1. 近畿大学学術情報リポジトリ.
<https://kindai.repo.nii.ac.jp/records/2001505>
三枝幸夫 (1985) Prediction of English proficiency progress. 武蔵野英米文学／武蔵野大学英文学会編, 18, 165-185.
土肥充・久保田正人 (2022) 國學院大學におけるTOEIC L&R IPのスコア分析. 國學院大學学術情報リポジトリ
<https://doi.org/10.57529/00002157>
橋本将 (2021) TOEICテストスコア上昇にかかる時間：英語習熟度の低い日本人大学生の場合. 外国語教育フォーラム：金沢大学外国語教育論集, 15, 45-53.
<http://doi.org/10.24517/00061711>

参考文献 (英語)

- Browne, C., Culligan, B., & Phillips, J. (2013). The New General Service List (NGSL). Retrieved from <http://www.newgeneralservicelist.org>
Cid, J., Wei, Y., Sooyeon, K., Hauck, C. (2017). Statistical analyses for the updated TOEIC Listening and Reading Test. ETS Research Report Series. <https://www.ets.org/Media/Research/pdf/RM-17-05.pdf>
ETS (2023). 2022 Barometer TOEIC test taker. https://www.etsglobal.org/fr/en/blog/news/2022-barometer-toEIC-test-taker?utm_source=chatgpt.com
Humphries, S., Akamatsu, N., Tanaka, T., & Burns, A. (2020). Silence in Japanese classrooms: Activities and factors in capacities to speak English. In J. King & S. Harumi (Eds.), East Asian perspectives on silence in English language education (pp.123-142). Multilingual Matters.
Japan Times. (2025年2月17日). Time to speak up: Re-evaluating English language learning in Japan. <https://www.japantimes.co.jp/commentary/2025/02/17/japan/english-language-learning-japan/>
JASP Team. (2025). JASP (Version 0.19.3) [Computer software].
Kanzaki, M. (2025). Examining score comparability of the online and paper-based TOEIC L&R. In B. Lacy, M. Swanson, & P. Lege (Eds.), Moving JALT into the Future: Opportunity, Diversity, and Excellence. JALT. <https://doi.org/10.37546/JALTPCP2024-09>

- King, J., & Harumi, S. (Eds.). (2020). East Asian perspectives on silence in English language education. *Multilingual Matters*.
- Maher, K., & King, J. (2022). 'The silence kills me.': 'Silence' as a trigger of speaking-related anxiety in the English-medium classroom. *English Teaching & Learning*, 46(3), 213-234. <https://doi.org/10.1007/s42321-022-00119-4>
- Nishitani, A. (2022). Curricular innovation impact analysis: Parallel process growth curve models. In S. J. Ross and M. C. Masters (Eds.), *Longitudinal Studies of Second Language Learning* (pp.150-170). Routledge. DOI: 10.4324/9781003087939-9
- Norouzian, R. & Plonsky, L. (2018). Eta- and partial eta-squared in L2 research: A cautionary review and guide to more appropriate usage. *Second Language Research*, 34(2), 257-271.
- Powers, D. E., & Schmidgall, J. (2018). The TOEIC tests: A brief history. In D. E. Powers & J. E. Schmidgall (Eds.), *The Research Foundation for the TOEIC Tests: A compendium of studies*, 3 (1-5). Educational Testing Service, 2018. https://www.ets.org/research/policy_research_reports/publications/chapter/2018/jzkd.html
- Richard, J.-P. J. (2021). A Comparison of the online version and paper-based version of TOEIC L&R. *The Global Management (The University of Nagano)*, 5, 37-57. <http://doi.org/10.32288/0000135>
- Richard, J.-P. J. (2023a). Describing growth in TOEIC L&R score across cohorts. *The Global Management (the University of Nagano)*, 9, 14-36. <http://doi.org/10.32288/0002000004>
- Richard, J.-P. J. (2023b). Score differences between the paper-based and online TOEIC L&R. In P. Ferguson, B. Lacy, & R. Derrah (Eds.), *Learning from Students, Educating Teachers—Research and Practice* (pp. 10-20). JALT. <https://doi.org/10.37546/JALTPCP2022-02>
- Trew, G. (2007). *A teacher's guide to TOEIC listening and reading test: Preparing your students for success*. Oxford University Press. Retrieved February 27, 2023, from https://elt.oup.com/elt/students/exams/pdf/elt/toeic_teachers_guide_international.pdf
- Wei, Y., & Low, A. (2017). Monitoring score change patterns to support TOEIC Listening and Reading test quality. *ETS Research Report Series* (pp. 1-20). <https://doi.org/10.1002/ets2.12186>
- Woodford, P. (1982). *An introduction to TOEIC: The initial validity study*. ETS. Dec. 20, 2008. <http://www1.ets.org/Media/Research/pdf/TOEIC-RS-00.pdf>

付録A RMANOVA全体のスコア（4つの入学年、2020年－2023年）

被験者内効果（Within Subjects Effects）

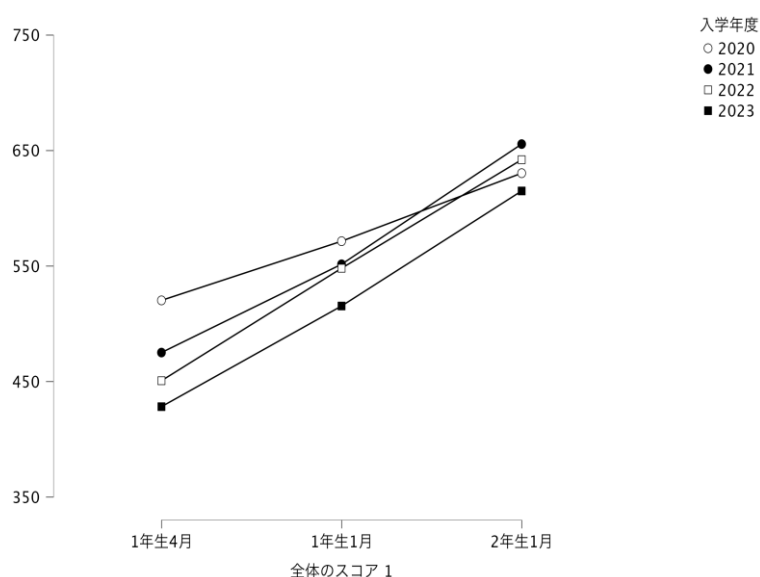
Cases	Sum of Squares	<i>df</i>	Mean Square	<i>F</i>	<i>p</i>	η^2	η_p^2
全体のスコア 1	$9.042 \times 10^{+6}$	2	$4.521 \times 10^{+6}$	915.34	< .001	.244	.587
全体のスコア 1 * 入学年	372546.87	6	62091.15	12.57	< .001	.010	.055
Residuals	$6.352 \times 10^{+6}$	1286	4939.04				

被験者間効果（Between Subjects Effects）

Cases	Sum of Squares	<i>df</i>	Mean Square	<i>F</i>	<i>p</i>	η^2	η_p^2
入学年	780394.59	3	260131.53	8.13	< .001	.021	.037
Residuals	$2.057 \times 10^{+7}$	643	31996.50				

記述統計（Post Hoc Tests）

全体のスコア 1	入学年	<i>N</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
1 年次生 4 月	2020	163	520.34	98.81
	2021	155	475.16	120.40
	2022	171	450.79	116.16
	2023	158	428.32	111.45
1 年次生 1 月	2020	163	571.56	118.93
	2021	155	551.61	125.84
	2022	171	548.16	131.44
	2023	158	515.48	123.68
2 年次生 1 月	2020	163	630.46	123.66
	2021	155	655.65	123.79
	2022	171	642.14	102.67
	2023	158	615.06	117.54



図A 入学年度別TOEIC L&R総合スコアの推移（2020～2023年度）

付録B TOEICリスニングスコアに関するRMANOVAの結果 (入学年度2021年－2023年)

被験者内効果 (Within Subjects Effects)

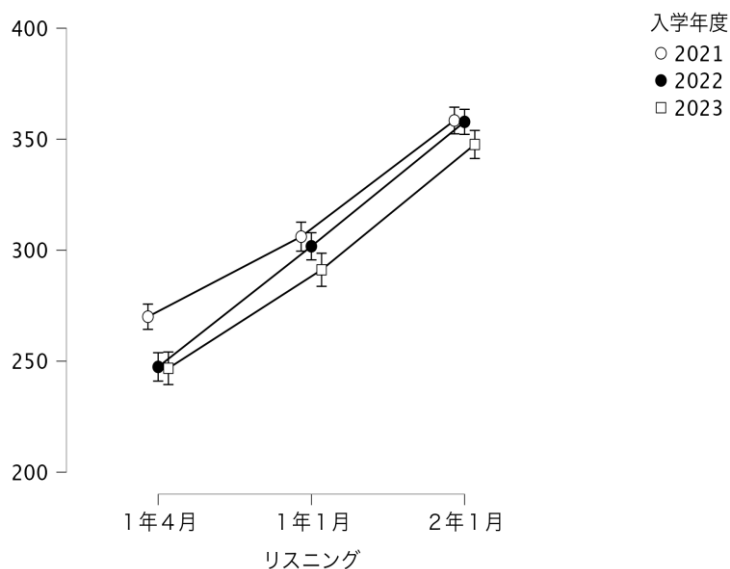
Cases	Sum of Squares	<i>df</i>	Mean Square	<i>F</i>	<i>p</i>	η^2	η^2_p
全体のスコア 1	$2.417 \times 10^{+6}$	2	$1.290 \times 10^{+6}$	711.88	< .001	.295	.597
全体のスコア 1 * 入学年	22779.58	4	5964.90	3.35	.010	.003	.014
Residuals	$1.633 \times 10^{+6}$	962	1697.70				

被験者間効果 (Between Subjects Effects)

Cases	Sum of Squares	<i>df</i>	Mean Square	<i>F</i>	<i>p</i>	η^2	η^2_p
入学年	62785.07	2	31392.53	3.72	.025	.008	.015
Residuals	$4.064 \times 10^{+6}$	481	8449.14				

記述統計 (Post Hoc Tests)

リスニング	入学年	<i>N</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
1年次4月	2021	155	270.03	61.82
	2022	171	247.43	60.93
	2023	158	246.80	68.00
1年次1月	2021	155	306.10	65.29
	2022	171	301.75	69.29
	2023	158	291.17	67.09
2年次1月	2021	155	358.42	60.33
	2022	171	357.81	55.42
	2023	158	347.63	55.84



図B 入学年度別TOEIC リスニング総合スコアの推移 (2020～2023年度)

付録C TOEICリーディングスコアに関するRMANOVAの結果 (入学年度2021年－2023年)

被験者内効果 (Within Subjects Effects)

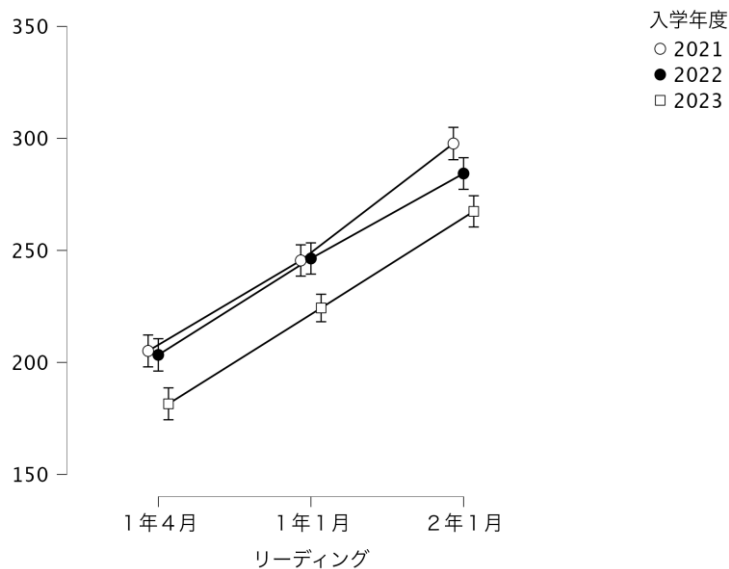
Cases	Sum of Squares	<i>df</i>	Mean Square	<i>F</i>	<i>p</i>	η^2	η^2_p
全体のスコア 1	$1.807 \times 10^{+6}$	2	903583.22	446.85	< .001	.197	.482
全体のスコア 1 * 入学年	9501.36	4	2375.34	1.18	.320	.001	.005
Residuals	$1.946 \times 10^{+6}$	962	2022.35				

被験者間効果 (Between Subjects Effects)

Cases	Sum of Squares	<i>df</i>	Mean Square	<i>F</i>	<i>p</i>	η^2	η^2_p
入学年	167689.54	2	83844.77	7.71	< .001	.018	.031
Residuals	$5.231 \times 10^{+6}$	481	10874.35				

記述統計 (Post Hoc Tests)

リーディング	入学年	<i>N</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
1年次4月	2021	155	205.13	70.96
	2022	171	203.36	69.71
	2023	158	181.52	57.73
1年次1月	2021	155	245.52	76.45
	2022	171	246.40	76.10
	2023	158	224.30	69.86
2年次1月	2021	155	297.71	75.70
	2022	171	284.33	61.56
	2023	158	267.44	74.61



図C 入学年度別TOEICリスニング総合スコアの推移 (2020～2023年度)

付録D 入学年度*全体スコアの事後検定

比較元 (入学年度、時点)	比較先 (入学年度、時点)	Mean Diff.	95% CI	Cohen's d	pholm
2021、1年4月	2022、1年4月	24.37	[-18.12, 66.87]	0.204	.264
	2023、1年4月	46.84	[3.52, 90.16]	0.392	.006
	2021、1年1月	-76.45	[-101.09, -51.82]	-0.640	< .001
	2022、1年1月	-73.00	[-115.49, -30.50]	-0.611	< .001
	2023、1年1月	-40.31	[-83.63, 3.01]	-0.338	.025
	2021、2年1月	-180.48	[-205.12, -155.85]	-1.511	< .001
	2022、2年1月	-166.97	[-209.47, -124.48]	-1.398	< .001
2022、1年4月	2023、2年1月	-139.90	[-183.22, -96.58]	-1.172	< .001
	2023、1年4月	22.47	[-19.82, 64.75]	0.188	.266
	2021、1年1月	-100.82	[-143.32, -58.32]	-0.844	< .001
	2022、1年1月	-97.37	[-120.82, -73.91]	-0.815	< .001
	2023、1年1月	-64.69	[-106.97, -22.40]	-0.542	< .001
	2021、2年1月	-204.86	[-247.35, -162.36]	-1.716	< .001
	2022、2年1月	-191.35	[-214.80, -167.89]	-1.602	< .001
2023、1年4月	2023、2年1月	-164.27	[-206.56, -121.99]	-1.376	< .001
	2021、1年1月	-123.29	[-166.61, -79.97]	-1.033	< .001
	2022、1年1月	-119.84	[-162.12, -77.55]	-1.004	< .001
	2023、1年1月	-87.15	[-111.55, -62.75]	-0.730	< .001
	2021、2年1月	-227.32	[-270.64, -184.00]	-1.904	< .001
	2022、2年1月	-213.81	[-256.10, -171.53]	-1.791	< .001
	2023、2年1月	-186.74	[-211.14, -162.34]	-1.564	< .001
2021、1年1月	2022、1年1月	3.46	[-39.04, 45.95]	0.029	.794
	2023、1年1月	36.14	[-7.18, 79.46]	0.303	.053
	2021、2年1月	-104.03	[-128.67, -79.40]	-0.871	< .001
	2022、2年1月	-90.52	[-133.02, -48.03]	-0.758	< .001
	2023、2年1月	-63.45	[-106.77, -20.13]	-0.531	< .001
2022、1年1月	2023、1年1月	32.68	[-9.60, 74.97]	0.274	.080
	2021、2年1月	-107.49	[-149.98, -64.99]	-0.900	< .001
	2022、2年1月	-93.98	[-117.43, -70.52]	-0.787	< .001
	2023、2年1月	-66.91	[-109.19, -24.62]	-0.560	< .001
2023、1年1月	2021、2年1月	-140.17	[-183.49, -96.85]	-1.174	< .001
	2022、2年1月	-126.66	[-168.94, -84.38]	-1.061	< .001
	2023、2年1月	-99.59	[-123.99, -75.19]	-0.834	< .001
2021、2年1月	2022、2年1月	13.51	[-28.99, 56.01]	0.113	.616
	2023、2年1月	40.58	[-2.74, 83.90]	0.340	.025
2022、2年1月	2023、2年1月	27.07	[-15.21, 69.35]	0.227	.201

注 Mean Diff.=左側条件-右側条件。負の値は右側条件の方が高いことを示す。

中世馬術礼法の言説の位相

— 『筆結の物語』の記述をめぐって —

二本松泰子

要旨

本稿では、室町時代のお伽草子である『筆結の物語』に見える馬術関連の言説を、同時代の武家故実書および大坪流・大坪本流の馬術書と比較し、その生成の実相を検討した。すなわち、行藤・弓懸・杵・敷皮・馬の披露等の作法について、『奉公覚悟之事』『今川大双紙』『家中竹馬記』などに見える馬術関連の規範と整合し、武家社会における一般的な礼法の枠組みに位置づけられることを検証した。次に、庭乗り（雪・雨・四季の掛）の作法について、『雲霞集』『場乗巻』ならびに『簗木之巻』諸本と対応し、鑑賞性と儀礼性を統合する大坪流系の礼法思想と通底することを指摘した。

これによって、『筆結の物語』に見える馬術の言説は、一般礼法を記す中世の故実書類と専門知を伝える馬術書の交錯領域で形成された

可能性があることを明らかにした。さらには、こういったお伽草子に見える諸言説を分析枠組として援用することで、中世馬術文化の位相の一端に迫り得ることを提示した。

〈キーワード〉 中世馬術、故実書（武家礼法）、お伽草子『筆結の物語』、大坪流馬術書

はじめに

日本における馬の使役はきわめて古く、その起源は千年以上前に遡るとされる（注1）。馬は古代以来、軍事・輸送・移動の実用にとどまらず、儀式・神事において象徴的な役割を担ってきた。後に平安時代末期に武士階級が台頭すると、馬の利用は次第に軍事目的へと特化する。

さらに、鎌倉・室町時代になると、武家流の故実書などの諸書に馬術礼法の言説が散見されるようになる。これらの言説は、馬術の技術継承と礼法の体系化を推進して、馬術を単なる武技から儀礼性・象徴性を備える文化的事象へと発展させた。中世に流布した馬術の故実・礼法に関する叙述は、このような文化的側面を象る重要な媒体であった。

本稿は、こういった中世における馬術関連の言説に注目する。具体的には、室町時代のお伽草子『筆結の物語』に見られる馬術の礼法に関する言説を取り上げる。同作品は尊経閣文庫に伝わる孤本で、奥書によれば、文明十二年（一四八〇）に石井康長（法名は彝鳳）によって著され、永正十四年（一五一七）に十河六郎源儀重が書写したとされる。擬人化された狸を主人公とすることから異類物に分類され、後半には狸と白比丘尼の間で神祇・仏法・芸道・礼法など約六十項目の問答が展開する（注2）。

これらの問答について、小助川元太氏は「応仁・文明期の武士に求められていた教養のあり方」（注3）を示すと指摘し、伊藤慎吾氏は「（武家の）子どもの学習をかねた読み物」としての性格を論じている（注4）。さらに小助川氏は、今後の課題として「故実書と文学との記述態度の違い、取り上げた物語と故実書の、個々の記事内容についての比較や分析」の必要を提起している（注5）。

本稿は、これら先行研究の知見を踏まえ、『筆結の物語』に見える馬術関連の言説を「室町時代の武士の普遍的な教養」として位置づけ、故実書をはじめとする同時代の諸書に見られる類似表現との比較を試

みる。これにより、書物を通じて展開した馬術の文化的側面の一端を明らかにし、中世における馬術の言説の位相を把握するための基礎情報を提示することを目的とする。

一 『筆結の物語』の馬術関連の言説と故実書

まずは『筆結の物語』に見える馬術関連の叙述を以下に掲出する（注6）。

転用、問、1、行騰（むかばき）をば、何と参らせ候哉らん。答、右皮よりまいらすべし。敷て置時は、右皮を上にか□（まが）ねて侍へし。2、拾決（ゆか）をは、右より指て左よりぬくなり。3、くつをは、左よりはきて、右よりぬくなり。4、鑑（かた）をは先、右をかけよ。5、職皮（しんぎ）は白毛を左にせよ。6、太刀を神輿の中にまいらせ侍るには、つかをあなたへして、右の御かたへまいらすへし。色々事おほく侍り。7、西明寺のさうし、今河の了俊のおふさうしをもとめて、見侍るへし。8、又、馬をは、まつ面をみせて、次に右、次に左、次に□（後カ）をみせまいらせて、又、面をみせ候て、左□□しまはして入なり。

9、立砂のある庭□は、馬の足をそろゆる時、左口に二度、右口に一度、そとくつわにてあいしらいて、後に常の如、見参に入り侍るへし。10、馬とゑんとの間は、馬たけとて、六尺ばかり置きなり。11、但、主人、御座敷の奥にましく候は、ゑんより遠して御目にかけて侍へし。是は馬のすそをよく見せ申さんためなり。馬を見参にも入よ、又はのりもせよ。12、庭をわるをは忌事

也。心得侍るへし。そのわるといふは、仮令、南西北をかけてつくりたる鞠の庭侍るへし。13、主人、西の家に御座あらは、勿論東より、柳桜のあいをとをしてみせ申へし。のる事も同。もし又、主人南に御座あらんに、よりはのよきまゝに、前のことく、馬を入たらんは、庭をわるにて侍るへし。桜より外をとをして、北より入てみせ侍へし。のる事、同。

もし又、主人、北の座にましまきは、柳の外をとおして、南より（進カ）□へし。但、馬をは北へ向ぬ事なれば、柳のきわより、いぬるかしらになして、松の下にてみせ申へし。のる事、同。

14、雪の朝、雨の暮れなどは、心をへちにしてみせ申せ。雪の時はモゝたちをとりてみせ申せ。是は雪を賞翫の儀なり。雪には足跡のこるものなり。馬などくる□せては恥なり。雨の時はゑんを遠のるへし。蹴上を縁につけしか為なり。

15、のるには春は桜、夏は柳、秋楓、冬は松をのそきて、乗侍るへし。16、見参に入馬を、庭に祇候の人にのれと仰事あらんに、馬の右に居あはせ侍らは、其まゝさしよりて乗へし。若、馬の左に侍は、馬の後をとをりて乗へし。但、軍陣にては、後をとをるへからず、惣而馬をみせ申にも、又、乗侍るにも軍場にては、尽心（傳）へかはり侍へし。藤長入道に尋候へし。

これは主人公の「たぬきの大膳亮后転」と白比丘尼との馬術に関する問答を示した項目である。その内容は、右記のように1、く16、の言説に分類される。このうち、7、によると「西明寺のさうし、今河の了俊のおふさうし」が参考図書として挙げられ、16、には「藤長入

道」の知見が有用と説明されている。沢井耐三氏『室町物語と古俳諧―室町の「知」の行方―』『翻刻』の注記によると、「西明寺のさうし」は『最明寺殿教訓のふみ』『最明寺殿教訓仮名式目』などをさすか、「今河の了俊のおふさうし」は『今川大双紙』。今川了俊（一三二六―一四二〇）が著した故実書」という。最明寺殿は鎌倉幕府第五代執権・北条時頼、今川了俊は今川貞世とも称し、鎌倉時代後期〜室町時代前期の守護大名である。また、『今川大双紙』は、室町時代の武家故実書で著者は不詳。同書と同一内容のものに『京極大草紙』がある。これらの書名に見える今川、京極は伝来した家名を示すと考えられる。今川貞世（了俊）の著とされる故実書は『了俊大草紙』であり、『今川大双紙』（『京極大草紙』）とは別系統のものであることから、沢井氏の指摘には再考の余地がある。

管見の限りにおいて、最明寺殿教訓書関係には『筆結物語』と重なる言説は確認できない。一方の今川了俊と関係する故実書には『筆結の物語』との類似表現が見える。ちなみに、「藤長入道」については伝未詳。

以上を踏まえて、『筆結の物語』に見える馬術関連の言説が生み出された位相を探るための分析を試みる。手順として、上記1、く16、を「1、く8、」と「9、く16、」の二群に分けて検討する。このように区分する理由は、後半の「9、く16、」は、いずれも庭での馬の扱いすなわち庭乗りにまつわる礼法を一貫して説くのに対して、前半の「1、く8、」は、馬具の取扱いや馬の顔見せなど、庭乗り以外の馬術に関する諸作法を記述している。

まず、本節では、1、5、8、について検討を進める。作業の対象とするのは、先述の通り、今川了俊に所縁のある故実書、ならびにそれに連なる系統の故実書、さらには了俊と直接的な関連性は希薄でも『筆結の物語』と同時代に成立したとされる故実書群である（注7）。これらの文献に見られる類似表現を抽出し、それぞれの項目における記述と比較・分析することで、『筆結の物語』における礼法的な言説の位置づけを明らかにしてゆきたい。

さて、前掲1、の記述によると、『筆結の物語』では、行膝（II狩りなどで着用する足を覆った革）はどのように差し上げるべきかという問に対して、右側の皮（右脚用）から差し上げるのが良いとし、敷いて置くときも、右側の皮を上重ねておくべきと回答している。

このような行膝を進呈する作法について、『了俊大草紙』『今川大双紙』では類似する説明が見当たらない。ただし、『三議一統大双紙』では類似する説明が見当たらない。ただし、『三議一統大双紙』又號當家弓法集』の「法量門第二」には以下のような行膝の作法が見える。

一 行膝の事。切て付たるを引そろへて有のはしを折て出すなり。沓そふる事も有。左右の手にて持てよりて。客人の前に右の膝をつき。左の皮を上になして。毛先を我かたへ向人の左のかたへ。少すちかへて置なり。扱左へ帰るへし。おひかねてそろへし。

右の作法によると、行膝は、切れて付けてある部分をきちんと引きそろえ、端を折り曲げて差し出すべきという。また、沓を揃える場合もあるとされる。行膝は左右の手で持ち、客人の前で右膝をつき、左

の皮（革）を上にして、毛の先端を自分の方に向け、相手の左側へ少し近づけて置くという。その後、左側へ戻り、押し金（II重しのようなもの）できちんと揃えるべきとされる。これによると、行膝は「左の皮」を上にして差し出す作法が記され、『筆結の物語』と左右が逆になっている。

同じく『三議一統大双紙』又號當家弓法集』の「宮仕門第六」にも行膝を進呈する作法に触れられている。

一 着背請取事。（長脱之）（中略）四番に御沓行膝にそふなり。是は鎧より以前も以後も不苦候。出しやうハ切て付たるむかはきならば。ありのはしを折て出すなり。左右にて持てより。客人の前に左の膝をつき。左の皮を上になして。毛先を我か方へむけ。（客脱之）人の左に少すちかへて置なり。（以下略）

この記事では、着背（II装束）の請け取り方に関する作法のなかで沓と行膝について言及している。これによると、沓を行膝に添えて進呈する際、切り付けてある行膝を用いて端を折り曲げて差し出すという。さらに、左右の手で持ち、客人の前で左膝をつき、左の皮（革）を上に向け、毛の先端を自分側に向けて、相手の左側に少し近づけて置くこととされる。ここに見える作法もまた、行膝は「左の皮」を上にするようになっていて、『筆結の物語』と左右が逆になっている。

『三議一統大双紙』又號當家弓法集』は、その序文によると、將軍足利義満の命により、今川氏頼と小笠原長秀と伊勢満忠の三氏で合議して統一した故実書という。『系図纂要』によると、著者の一人とされる今川氏頼は、今川了俊の弟とされる（一説に了俊の嫡男である今

川貞臣の息子)。小笠原長秀(一二三六―一四二四)は室町時代の守護大名。伊勢満忠については未詳。なお、『笠系大成』によると、同書は、応永三年(一三九六)の成立とされる。また、山根一郎氏は、同書は今川家と小笠原家が関係していることが推測される一方で、伊勢家の存在感は乏しいと指摘する(注8)。

一方、伊勢流故実を体系化させた伊勢貞宗(一四四四―一五〇九)が著したとされる『伊勢兵庫守貞宗記』では、行藤を進呈する作法について以下のように説明する。

一 行藤進しやうの事。左皮上に重て参せ候(下略)。

この記事においても、行藤は「左皮」を上重ねて差し出すものとされている。

以上のことから、『筆結の物語』に見える行藤進呈の作法は、同時代の一部の故実書と左右が逆であるといった範囲の異同がある。ただし、それは小異に過ぎず、全体的な礼法体系においては限定的なものである。大局的に捉えるならば、『筆結の物語』に記された行藤進呈の作法は、同時代の故実書において広く共有された礼法的規範と軌を一にするものであり、中世武家社会における普遍的な作法の一端を示すものと位置づけられよう。

次に、前掲2、の記述によると、『筆結の物語』では、拾決(II弓を引く時に用いる革製の手袋)は右から指して(付けて)、左から抜くのが作法であると説明する。このような拾決の着脱に関する作法について、室町時代の武家奉公に関する故実を記した『奉公覚悟之事』(十五世紀中期―後期)には、以下のように見える。

一 御ゆがけハ右より参候。かきねてをき申候も。右を上へかき
ね申候也。右より御さし候也。

これによると、ゆがけは右側から差し出し、重ねて置く場合も、右側を上にして重ねるといふ。それは、ゆがけは右側からはめることが作法だからという。ここに見える右側から着用するという作法は『筆結の物語』と同じである。こういったゆがけの作法について、『今川大双紙』にも以下のように見える。

一 ゆがけをバ右よりさし。左より取也。(以下略)

これによると、『筆結の物語』と同じく、ゆがけを右側からはめて左から脱ぐという。また、『就弓馬儀大概聞書』にも以下のようなゆがけの着脱の作法が見える。

一 ゆがけを一具さす時は右からさして。取時は左からとるなり。すなわち、ゆがけ一式をはめるときは右側からはめ、脱ぐときは左側から脱ぐと見え、『筆結の物語』と同じ作法となっている。この『就弓馬儀大概聞書』は、『高忠聞書』とも称し、多賀豊後守高忠(一二五―一四八六)が、寛正五年(一四六四)十一月に小笠原備前守持長・その子持清・佐々木加賀入道などに聞いたことを記した故実書という。

さらに、『家中竹馬記』においても、ゆがけに関する以下のような作法が見える。

一 ゆがけをば右から指て。取時は左から取也(以下略)。

これもまた、ゆがけは右側からはめて、左側から脱ぐという。『家中竹馬記』は斎藤(土岐)利綱(?―一四五四年戦国武将、歌人。小

笠原元長と親交があり、『弓馬故実』を伝授されている）編の故実書で、奥書に永正八年（一五一一）の年紀が見える。

以上の検討から、『筆結の物語』に記されたゆがけの着脱作法は、同時代の複数の故実書において確認される所作とほぼ一致していることが明らかとなった。したがって、『筆結の物語』に見えるゆがけに関する言説もまた、室町期における武家礼法の体系に準拠した、一般性の高い作法として位置づけることが可能である。

前掲3、の記述によると、『筆結の物語』では、杓は左足から履いて、右足から脱ぐのがよいという。このような杓の着脱に関する順番について、『奉公覚悟之事』は、以下のように述べる。

一 御杓左よりはかせ申。御ぬぎとも左より也。

これによると、杓は左より履いて左から脱ぐという作法が示され、『筆結の物語』とはやや異なる。また、『今川大双紙』「馬に付て式法之事」には以下のように見える。

一 杓をはき馬に乗には左を先にはき。又ぬぐ時は右を先ぬぐべき也。又むかばきも同前。

この記事では、杓を履いて馬に乗るときは左足から先に履き、脱ぐときは右足から先に脱ぐべきと言い、行藤も同じようにすることが示されている。この作法は『筆結の物語』と一致する。一方、『家中竹馬記』では、以下のように記す。

一 杓は左からはきて左からぬぐ也。（以下略）

同書は『奉公覚悟之事』と同じように、杓は左足から履き、左足から脱ぐべきという。さらに、『三議一統大双紙 又號當家弓法集』「騎

射門第三」には、以下のように見える。

一 杓も仏詣社参の時ハ。右よりはかせ申。左よりぬかせ申也。

これによると、寺社参詣の時の杓は、右足から履いて左足から脱ぐという。この着脱の順番は『筆結の物語』『今川大双紙』のそれとは左右逆になっている。

以上の検討を踏まえると、『筆結の物語』に記された杓の着脱作法は、左右の順序に関する若干の差異を含むものの、同時代の複数の故実書においても類似の言説が確認される。したがって、当該作法もまた、中世武家礼法において広く共有された規範的所作を示すものであり、『筆結の物語』の言説は、その一端として位置付けることが可能であろう。

前掲4、の記述によると、『筆結の物語』では、鐙はまず右側からかけるべきと記されている。しかしながら、管見の故実書に於いて類似する言説は確認できない。

続く前掲5、の記述によると、『筆結の物語』では、職皮（＝敷皮。馬具の一種）は、白毛（＝白い毛皮の面）を左側に置くべきという。

このような敷皮の扱い方について、『奉公覚悟之事』では、以下のような作法が見える。

一 社頭にて敷皮をしくにハ。くびかみを前へなして敷候。常は白毛之方前へ成候やうに敷候（以下略）。

これによると、神社の前（社頭）で敷皮を敷くときには、「くびかみ」（＝敷皮の上端）を前に向けて敷き、白毛のある面が前に来るように敷くのが通常の作法であるという。『筆結の物語』が敷皮の白毛を「左

側」に置く作法を示すのに対してこれは「前」となっている。

また、『今川大双紙』『躰式法の事』では、敷皮の扱い方について以下のように説明する。

- 一 敷革敷事。白毛を右にすべし。陳二而ハくしがみを左にする也。

これによると、敷皮(革)を敷く際には、白い毛の部分の右側に置くべきという。ちなみに、並べて置く場合には、櫛紙(馬具の脇に添える紙製の道具)を左側に置くとされる。ここに見える敷皮の白毛を置く場所は『筆結の物語』とは左右逆になっている。

さらに、小笠原持長(一三九六〜一四六二)の著と仮託される『射礼私記』には、以下のような本文が見える。

- 一 出仕の次第
(中略)

馬よりおりては。(中略)扱敷皮を取べし。四折にして。せ折の方を右へなして。白毛を上へなすべし(下略)。

これは、出仕の手順について述べた条である。すなわち、馬から降りたら敷皮を取り、それを四つに折りたたみ、折り目のある方を右に、白毛のある側を上にするべきと言う。このような敷皮の白毛を上にするという言説は、『筆結の物語』のそれとは若干異なっている。

一方、明応九年(一五〇〇)に小笠原尚清(一四六五もしくは一四七四〜一五〇二)が著したとされる『隨兵之次第事』は、敷皮の扱い方を以下のように述べる。

- 一 騎馬の者も敷皮を可敷敷。白毛を左へなして敷也(以下略)。

これによると、騎馬の者も敷皮を敷くことができ、その際、白毛は左側に向けて敷くべきとされる。このように敷皮の白毛を左側に置くことを示す言説は、『筆結の物語』と一致する。

その他、『三議一統大双紙 又號當家弓法集』にも、敷皮の扱い方について言及する記述が複数存在する。まずは、同書の「法量門第二」に収められた該当本文を挙げる。

- 一 常の敷革の敷様。二ツ計に折て。白毛を見せて持参いたし。白毛の方を主人の御左へなす様に。毛の有方を向にして敷なり。続いて同書の「歩射門第四」に見える該当本文を挙げる。

一 敷革をしく様に。二計に折て参り。白毛の方を主人の左へなるやうに。毛の方を上へひろげて敷なり。心を持也。座敷などにかくるも。白毛を面へ向てかけへし。

右掲の両文は、いずれも敷皮の扱い方に関してほぼ同一の作法を示している。すなわち、敷皮を二つ折りにし、白毛の面が見えるようにして持参し、その白毛部分を主人の左側に置き、毛のある面を上方に向けて敷くことが礼法とされている。これらの記述は、いずれも「主人」との対面を前提とした作法に基づいており、特にそう言った前提を示さない『筆結の物語』の礼法とは根本的に異質なものであるう。

次に、同じく『三議一統大双紙 又號當家弓法集』「歩射門第四」に収められた敷皮の作法に関する別条文を以下に挙げる。

- 一 敷皮の事。白毛を我右によせは。必人の左になるなり。(以下略)

右掲の記事によると、敷皮の白毛部分を自らの右側に寄せることで、

対面する相手から見れば左側に位置することになるという。これもまた他者との対面を前提とした礼法的配置であることから、『筆結の物語』とは齟齬のある作法と言えよう。

ただし、『三議一統大双紙 又號當家弓法集』における敷皮に関する上記三箇所の記事においては、いずれも「白毛」部分の扱いに細心の注意を払うこと、ならびにそれを「左側」に位置づける所作を重視する点において、『筆結の物語』に見られる作法と同系統のものと言える。両書における敷皮の礼法的取り扱いは、礼法の対象者の有無に關する差異を含みつつも、礼法思想の根幹において大きく隔絶するものではなく、相応に親和性のあることが考えられる。

以上の検討を踏まえると、『筆結の物語』に記された敷皮の扱い方もまた、同時代の故実書に広く見られる多様な礼法的言説にある程度準拠したものと見え、当時の礼法的な普遍性を相応に有する所作として位置づけることが可能であろう。

前掲6、の記述によると、『筆結の物語』では、太刀を神輿の中にお供え申し上げるとき、柄を向こう側（神輿の奥）に向けて、右側（神輿の右方）へ差し上げるべきとしている。管見において、『神輿』に太刀を供える作法を説く故実書類は確認できなかった。ただし、『御輿』と太刀の扱い方について、『筆結の物語』と近似した作法を示す事例はいくつか存在する。たとえば、『今川大双紙』「馬に付て式法之事」には以下のような叙述が見える。

一 御輿の内江太刀をまいらす事。右の方より常のやうにまいらすべし。左からもまいらす也。それは其まゝ立て置給ふや

うにまいらすべし。長柄の内へ入る事。努々あるべからず。

これによると、御輿の中へ太刀を奉るときは、右側から、通常の作法通りに奉るべききであるという。また、左側から奉ることもあるが、その場合はそのまま立てて置くようにと説明する。また、御輿の「長柄」の内側に入って奉るようなことは、決してあってはならないとも述べている。このような『今川大双紙』に見える御輿と太刀に関する作法は、『三議一統大双紙 又號當家弓法集』「法量門第二」にも類似の言説が確認できることから、室町時代において普遍性の高い礼法であったことが窺えよう。しかもそれは『筆結の物語』に見える神輿に太刀を供える所作と近いことから、室町期における太刀の進上に関する礼法は、一定の類型を持って諸書に共有されていたことが推測されよう。

なお、前掲7、に見える「西明寺のさうし、今河の了俊のおふさうし」については、先述した通り。続く前掲8、の記述では、馬を披露する際の手順が述べられている。すなわち、まず馬の正面（顔）を見せ、次に右側、次に左側、そして後ろ側をお見せし、再び顔をお見せして、左（回り？）に回して入れるという。このような馬を披露する作法については、『今川大双紙』「馬に付て式法之事」、『就弓馬儀大概聞書』、『三議一統大双紙 又號當家弓法集』「馬法門第八」などに類似表現が見られる。これら三書は、いずれも共通して、馬の正面、右側、左側を順に見せることが基本とされ、尻（おつさま）を見せることを禁忌としている。これら三書に見える所作は、部分的に『筆結の物語』に見えるそれと一致する。このことから、『筆結の物語』に見

える馬の披露に関する言説もまた、当時、普遍的に流布していた礼法に基づくことが窺えよう。

以上の検討から、『筆結の物語』に記された1、く8、に至る諸言説は、いずれも室町時代に体系化された武家礼法の枠組みに則ったものであり、その内容は礼法的普遍性を有するものとして位置づけることができる。たとえば、室町時代に隆盛した武家礼法の三大流派（小笠原家・今川家・伊勢家）のいずれかに偏重する姿勢は見られず、むしろ礼法全般に通じる基礎的教養の教授を目的としている。参考文献として「今河の了俊のおふさうし」を挙げているのも、特定流派への帰属を示すものではなく、一般的な教養書として選定されたものと判断されよう。

二 『筆結の物語』の馬術関連の言説と馬術書

本節では、『筆結の物語』における前掲9、く16、の言説を検討対象とする。まずは、9、く16、の具体的な内容を掲出する。

9、立砂（＝庭に設けられた儀礼的な砂の盛り塚）がある庭においては、馬の歩みをゆるめる時、左側の手綱を二度、右側を一度、そつと轡で合図して、後に平常どおりに主人の前に出てご挨拶申すべきである。

10、馬と縁側との距離は、「馬丈」といって六尺（約1.8メートル）ほど空けておくのがよい。ただし、主人が座敷の奥にいらっしゃる場合には、縁側よりさらに下がって、お目にかけるべきである。これは馬の「すそ」（＝脚元や全体の姿）をよくお見せするためである。

11、馬を拝見に供せよ、あるいは騎乗せよ。庭をわめることは忌み事である。よく心得ておくべきである。

12、ここでのいう「庭をわる」とは、例えば、南・西・北の三方を囲んで作られているような、鞠の庭（蹴鞠をする空間）などのことを指す。

13、もし主人が西側の座敷にいらっしゃるならば、当然、東側から柳や桜の間を通してご覧にいれるべきである。騎乗するのも同様である。もしまた、主人が南側にいらっしゃる場合には、便利だからといって先程と同じように馬を入れるのは、「庭を割る」行為となる。桜より外側を通過して、北側から入ってお見せするべきである。騎乗も同様である。もしまた、主人が北側の座敷にいらっしゃるならば、柳の外側を通過して、南側から馬を進めるべきである。ただし、馬は北向きにはならないので、柳の端から西北の方向に首を向けて、松の木の下でお見せ申すこと。騎乗も同様である。

14、雪の朝や雨の夕暮れなどは、気をつけて丁寧にご覧にいれるようにするべきである。雪の時には、馬の太ももを強調して見せること。これは、雪を鑑賞する作法の一つである。雪には足跡が残るものなので、馬などでその庭を乱してしまうのは恥ずべきことである。雨の日には、縁側から遠くに馬を置くべきである。これは、蹴上（＝縁の石段）を濡らさないようにするためである。

15、馬に乗る心得として、春は桜、夏は柳、秋は楓、冬は松を避けて馬を乗るべきである。

16、馬を拝見に供する場で、もし「その馬に乗れ」と仰せがあった場

合、自分が馬の右側に居るなら、そのまま近づいて乗ってよい。しかし、左側にいる時は、馬の後ろを通って右側に出てから乗るようになる。ただし、軍陣では馬の後ろを通ってはならない。また、馬をお見せする場合も、騎乗する場合も、軍陣の場では作法がすべて異なるので、よく心得ておくべきである。詳しくは「藤長入道」にお尋ねされよ。

先述のとおり、9、く16、には庭乗りにつまわる作法について述べられている。庭乗りそのものについての言説は、『了俊大草紙』および『三議一統大双紙（又號當家弓法集）』『馬法門第八』にも散見する。しかしながら、これらの両書に見える内容は『筆結の物語』が記す作法とは所作対象そのものが異なっていて、相互的な関連性を見出しがたい。

第一節で確認したように、『筆結の物語』1、く8、の記述については、室町時代の故実書群に類似の表現が散見され、当時の武家礼法として体系化された普遍的な枠組に位置づけることが可能である。これに対して、9、く16、の記述については、第一節で検討対象とした中世故実書群に近接する言説を見いだすことができず、同一の礼法体系に属するとみなすことは難しい。

このように、中世故実書群において類似の表現を確認することが困難な9、く16、のうち、本節では14、および15、を取り上げる。両項に記された庭乗りに関する言説については、大坪流に属する馬術書群との間に近似する記述が認められるからである。

大坪流とは、小笠原流・八条流・内藤流と並ぶ「四大古流」の一つ

として、室町時代から明治期まで約五百年にわたって盛行した馬術の流派である（注9）。開祖・大坪慶秀（道禪）は足利義満と義持に仕えたとされ（一説に足利義教以降に活躍したとも）、小笠原政長（一三一九年～一三六五年）に馬術を学んだとされる。継承者として村上永幸・斎藤芳蓮などを輩出し、江戸期には全国的に広がった。さらに斎藤定易（一六五七年～一七四四年）が大坪流の分派にあたる「大坪本流」を創始し、門弟数千人を擁し多数の馬術書を著したことで、大坪流は一層の発展を遂げた。

大坪流の馬術書群のうち、管見のかぎり最古のものに見なされるのは、『雲霞集』と称されるテキストである。ただし、現存する諸伝本はいずれも『筆結の物語』より後に成立したものに限定されている。とはいえ、奥書によれば、上原賢家（～一四九五年、細川政元の近臣）が小笠原流・内藤流・外記流を参照して著述したものを、永正六年（一五〇九年）九月に「高国」なる人物（細川高国か）が補足したと記されている伝本が確認される。その来歴の史実性についてはなお疑義を残すものの、中世の馬術を標榜するテキストとして注目すべきであり、その言説が依拠する位相には『筆結の物語』と同時代的な背景を想定しうる。したがって、本稿では当該伝本を分析の対象として取り上げることとする。

まずは、このような『雲霞集』において、『筆結の物語』14、に言及されている雪中の庭乗りの言説に近い記述を以下に掲出する（句読点は私意に付した。以下同じ）。

此三ハいつれも雪の庭にて乗へし。二返共乗事有へからず。只一

返、跡の能見ゆる様に乘へし。冬の雪には松を除て乗、春の雪には花を除て乗へし。ただし、乗様口傳にあり。

(石井弁三氏所蔵正徳五年(一七一五)写本『大坪流馬術書(仮称)』十卷『大坪流雲霞集』巻上)(注10)

右の記述においては、雪の庭における乗馬作法が示されている。すなわち、雪の上では一度のみ歩き、しかも馬の足跡(蹄跡)が明瞭に残るように乗るべきことが説かれている。加えて、冬の雪に際しては松を避け、春の雪に際しては花を避けて乗るべき旨が記されており、その具体的な乗法については口伝があるという。このような『雲霞集』に見える「庭乗り」の作法は、雪の降る庭で蹄の跡に配慮しながら馬に乗るべきとする点で『筆結の物語』14、の記述と一致する。しかしながら、右掲の『雲霞集』では『筆結の物語』14、が言及する雨天時の作法に関する記述は見えない。

この『大坪流雲霞集』と同じシリーズの大坪流の馬術書群の中に『大坪流場乗巻』というテキストがある。同書は寛永年間(一六二四年～一六四四年)に上田流の馬術家である村尾良継が『雲霞集』から抜粋したものという(注11)。同書にも以下のような雪中の庭乗りに関する記述が見える。

一 雪之朝乗様之事。跡のよく見ゆるやうに一返乗也。四本を籠ても乗。又、木を除ても乗也。繪圖に有也。

(石井弁三氏所蔵正徳五年写本『大坪流馬術書(仮称)』七卷『大坪流場乗巻』)(注12)

この記述によれば、雪の朝の乗り方については、足跡が明瞭に残る

よう一度だけ回ることが作法として規定されている。また、四本の掛をすべて含めて乗る場合もあれば、特定の樹木を除いて乗る場合もあるとされ、その様子は絵図によって示されている。なお、掛とは、蹴鞠の庭の四方に植えられた樹木を指し、桜・柳・松・楓などが用いられ、鞠を蹴り上げる際の高さを測る指標として機能した。したがって、この記述に示される庭乗りの作法は、鞠の庭すなわち蹴鞠の場において馬を扱う所作を述べたものである。そして、この記述もまた『雲霞集』と同様に、雨天時の庭乗り作法には言及していない。そもそも当該本文が『雲霞集』からの抜粋であると伝えられている以上、その内容的な特徴が一致するのはむしろ当然といえよう。

一方、大坪流の流れを汲む大坪本流の『簗木之巻 右』には、『筆結の物語』14、に見える作法の系譜を引くような雪天および雨天の庭乗りの言説を確認できる。以下に、該当本文を掲出する。

雪之朝庭

(中略)

雪朝之庭乗タル跡ノ見ルヤウニ乗ヘシ。

雨朝之庭 雪庭同断

(中略)

雨朝之庭繪ノ如シ。唯一返乗ヘシ。此方ニテ乗コトナカレ。向際ヲ遠々ト乗也。雪之庭乗心得同前。

(『簗木之巻 右』、早稲田大学図書館所蔵、請求記号ケ05 0004 0069)

この叙述では、まず、雪の朝の庭では蹄の跡が見えるように馬に乗

るべきこと、雨の朝の庭では、雪の庭と同じく取り扱うことを述べている。次いで、雨の朝の庭乗りは、一度のみ乗ることや手前側では乗らず、向かい際を遠く離れて乗ることが示されている。それは雪庭の心得と同じであるという。

なお、『簗木之卷 右』は、大坪本流のシリーズ本に含まれるテキストで、著者は斎藤定易である。この『簗木之卷 右』と同一シリーズには、『簗木之卷 聞書 右』および『簗木之卷 聞書 左』と称されるテキストも存在する。同書は書名のとおり『簗木之卷』の内容に基づく聞書であり、注釈書的な性格を有する馬術書である。右掲の『簗木之卷 右』に見える雪・雨の庭乗りに関する記述について、『簗木之卷 聞書 右』には、以下のような解釈が記されている。

雪之朝庭

ハツ雪ノ形陰ノフク也テ居ル。三ツノ乗分アリテ三ツ也。初雪中ノ雪三ツル雪具合。雪朝之庭乗タル跡ヲ見ルヤウニ乗ヘシ。

(中略)

雨朝之庭 雪庭同断

(中略)

雨朝之庭繪ノ如シ。唯一返乗ヘシ。此方ニテ乗コトナカレ。向際ヲ遠々ト乗也。雪之庭乗心得同前。雪ノ朝ハ雪見花見其事ヲ賞翫ナレハ心得アルコト也。雪ノ字ヲクツシタル形也。雨ノ朝モ雨ノ字ヲクツシタル形也。何レモ御前遠々ト可乗雪泥ナトハネカケテハ如何心得アルヘシ。

(早稲田大学図書館所蔵『簗木之卷 聞書 右』、請求記号ケ55)

00044 0143)

右掲の記述は、雪の朝の庭乗りをめぐる作法の一例として、まず「初雪」の庭に着目している。さらに積雪の程度に応じて「初雪」「中の雪」「三重の雪」という三種の段階が区分され、それぞれにおいて蹄の跡が観賞に堪えるよう配慮して馬を進めるべきと強調される。加えて、雨の朝の庭についても雪の場合と同様に扱うべきと言い、とくに雨天時は一度だけ乗ること、また手前側を避けて遠方を回るように乗ることが示される。そのうえで、雪の朝の庭乗りは「雪見」を「花見」に準えるような賞翫の心をもって臨むことや、「雪」や「雨」という文字の字形を踏まえた乗馬法が説かれている。さらに、身分の高い人物の御前では遠乗りをして雪や泥を跳ねかけないように注意を促している。これらの叙述は、前掲の『簗木之卷 右』に依拠しつつ、庭を観賞する精神性や儀礼的な所作をより精緻に補足するものとして理解できる。

このような『簗木之卷 聞書 右』と『筆結の物語』14、の叙述を比較すると、『筆結の物語』が提示する作法は簡潔で、雪や雨の朝における庭乗りの基本的な心得を要点として示すにとどまっている。すなわち、最小限の規範を伝えることを目的とした記述と言えよう。これに対して『簗木之卷 聞書 右』は、『筆結の物語』の礼法を体系化する方のような内容に発展していると考えられる。例えば、雪の庭乗りについて「初雪」「中の雪」「三重の雪」と積雪の段階を三分する点は、単に「雪の朝」と一括して示す前者の叙述をより細分化していると言えよう。また、「雪」「雨」の字形を崩した乗り方という抽象的な要素

に言及する点は、馬術の実技をより象徴的な儀礼へと昇華させようとする意図が読み取れる。

さらに、『簪木之卷 聞書 右』において「唯一返乗へシ」や「向際ヲ遠々ト乗也」といった具体的な規定をしている叙述は、『筆結の物語』14、に見える「縁を遠のるべし」という端的な指示を発展的に解釈したものと見えよう。『簪木之卷 聞書 右』の叙述は『筆結の物語』14、の大枠を踏襲しつつ、精緻化した作法が記されたものと判断できる。

また、『簪木之卷 聞書 右』と対にされる『簪木之卷 聞書 左』というテキストが同じシリーズ本に含まれる。この『簪木之卷 聞書 左』においてもまた、雪・雨が降る庭での乗馬の作法が以下のよう記されている。

掛ノモナキ所ニテ雪ノ朝ノ庭乗コト一段秘事アリ。假ハ三度乗廻スニ三度乗タル跡ノ見ルヤウニ乗ヘシ。又雪見ナトノ庭ニテ馬打廻セトアラハ唯一度ニテ置ヘシ。雪ヲ賞翫ノ心也。三度乗廻スニ跡ノ見ルヤウニ乗ハ雪露ヲ残ス心得ナリ。其外種々心得多キコトナリ。亦雪ノ朝ノ庭四本掛リナトヲ乗トモ主人高軒近ク御座在所ニテハ御垣ナトヘ雪ノアカラサルヤウニ氣遣在テ乗ヘシ。掛リニテモ雨降之庭忽滑時ハ向ノ掛リニテ遠ク乗ヘシ。□泥ナリ。御垣ヘアカリテ貴人ナトヘカヽルコトアルユヘ、右ノ如ク乗ト知ルヘシ。

掛リモナキ所ニテ雪見ナトノ折節、雪ノ庭ヲ乗コトハ別テ秘コトナリ。三返乗廻スニ其乗タル跡ノ見ユルヤクニ初乗タル跡ヲ同シヤウニ乗ヘシ。足跡遠ヘハ見苦シキ也。掛ト同シ心ナレトモ雪ナ

ト乗チラン御座近ク雪露トハシタランコト以ノ外ノ事ナリ。軒遠々ト乗心得アルヘシ。惣ニテ雪ノ庭ニテ馬廻シ妻戸ノ内ナトヘ牽入ルトモ心ナク。雪踏ナラサム心得アルヘシ。雪賞翫ナレハ掛リノ花ト同意ト知ヘシ。

(早稲田大学図書館所蔵『簪木之卷 聞書 左』)

この記述によれば、掛のない庭における雪の朝の庭乗りは「一段の秘事」とされる。仮に三度乗り回す場合には、三度の蹄の跡が鑑賞可能となるよう、初回と同一の道筋を踏むべきことが求められており、蹄の跡が散乱することは見苦しいとされている。また、雪見の庭では雪を賞翫する心を重んじ、三度の蹄の跡を鑑賞することは雪や露を残す心得に基づくと説かれている。

さらに、雪の朝の庭で四本の掛がある場合でも、主人や身分の高い人物が軒近く御座所にいる際には、御垣などに雪が跳ね上がらないように配慮して乗るべきとされる。同様に、掛のある庭においても、雨により庭が滑りやすい場合には、向かい側の掛で遠まきに乗るべきであり、これは御垣に跳ね上がった泥が貴人に及ぶことを避けるための作法とされる。

また、掛のない場所で雪見をしながら乗馬する秘事に関しては、三度庭を巡る場合、最初の蹄の跡と同じ経路を踏んで乗ることが定められ、貴人の近くに雪や露を飛ばしてはならないとされる。すなわち、軒先から遠ざかって乗ることが求められているのである。総じて、雪の庭で馬を廻し、妻戸（庭に面した戸）の内側にまで引き入れる場合であっても、雪を踏み荒らさぬよう心掛けるべきであり、雪の鑑賞は

掛に咲く花を愛でるとの同意であると説かれている。

このように『簪木之巻 聞書左』においては、雪・雨の庭乗りが「秘事」として強調されるとともに、その作法が一層細分化されたかたちで記述されている。ただし、雪の庭においては蹄の跡を景物として整然と残すこと、また雨天に際しては距離をとって乗り、泥を跳ねかけないよう配慮するなどといった礼法の基本的骨子に関しては、『簪木之巻 聞書右』と共通している。

以上のように、『簪木之巻』および『簪木之巻 聞書右』『簪木之巻 聞書左』という大坪本流の馬術書に見える雪・雨の庭乗りの記述は、大坪流の『雲霞集』（及び『大坪流場乗巻』）の礼法をより細分化して増補した内容となっている。これらは同じ礼法体系の中で展開した言説と判断されよう。

翻って、『筆結の物語』14、もまた、雪や雨といった気象条件を庭乗りにおける鑑賞および作法の契機として積極的に取り込んでいく点で、大坪流・大坪本流の馬術書に示される礼法的思想と軌を一にする。すなわち、雪の場合には蹄の跡そのものを鑑賞の対象とし、雨の場合には「縁を遠ざかる」ことによって礼節の保持を図る姿勢において、両者は符合しているといえよう。したがって、『筆結の物語』に見える雪・雨の庭乗りに関する言説と、大坪流および大坪本流の伝書群に展開する当該の叙述とは、直接的な相関関係を確認することは困難であるものの、一定の思想的脈絡を共有していると推測される。

最後に、『筆結の物語』の15、に見える言説について検討する。当該の記述によると、馬に乗る心得として、春は桜、夏は柳、秋は楓、

冬は松を避けて馬を乗るべきとされる。この桜・柳・楓・松は庭の掛かりを指し、同様の礼法を示す言説が、大坪流の馬術書群に散見する。まずは、『雲霞集』に見える当該の叙述を以下に挙げる。

一 四本掛にて四季の乗様如此。春ハ桜をのそき、夏ハ柳をのそき、秋ハ楓をのそき、冬ハ松をのそき可乗。其季により、木を賞翫する儀也。となた向の庭にてもあれ、又、掛の植様いかやうにも植よ。四季に賞翫の木を除て可乗。但、乗様多き間、春桜をこめて乗事も有。一篇に不可有。口傳有。

(中略)

一 此四ハ、何も木三本を如此、一返乗也。春ハ花、夏ハ柳、秋ハ楓、冬ハ松をのそきて是を乗也。二返も三返も時宜によりて、可乗馬数多、乗時ハ一返可乗。猶、乗と所よりの時ハ又二返も三返も乗へし。

(石井弁三氏所蔵正徳五年写本『大坪流馬術書(仮称)』十卷『大坪流雲霞集』巻上)

この記述は、四本掛を備えた庭における四季の乗り方を説いている。すなわち、春には桜を避け、夏には柳を避け、秋には楓を避け、冬には松を避けて乗るべきことが示される。これは、季節ごとに相応の木を鑑賞するための作法と解されるものである。さらに、向かいの庭であっても同様であり、掛に植えられた樹木の様子に応じて適宜植え合わせるべきとされる。そして、四季の鑑賞用の木を避けて乗ることが本義であるが、乗り方には多様なあり方があり、春に桜を含めて乗る場合もあるという。その詳細については口伝があるという。

また、その他の庭乗りに関しては、いずれの場合も三本の木を用い、それに従って一度だけ回るのが作法であるという。春には花、夏には柳、秋には楓、冬には松を避けて回ることが基本である。ただし、二度三度と回ること、時宜に依じて許容される場合があり、馬の数が多の場合や、特定の時節にあたる場合には、一度に限らず二度三度と回することも認められるという。

このように、『雲霞集』における四季の掛に関わる庭乗りの言説は、『筆結の物語』に見えるそれと一致している。さらに、『雲霞集』では、その作法がより詳細に記述され、具体的な所作が増補されている点に特徴が認められよう。

同じく『大坪流馬乗巻』にも以下のような記述が見える。

一 掛にて四季の乗御之事。春ハ桜を除、夏ハ柳を除、秋ハ楓を除、冬ハ松を除、可乗。長季に依て木を賞翫する儀也。となた^マの向の庭にても又掛の植様いかにも植よ。四季に賞翫の木を除て可乗。但乗様多き間一篇に不可有絵圖に有也。

(石井弁三氏所蔵正徳五年写本『大坪流馬術書(仮称)』七卷『大坪流馬乗巻』)

この記述は、掛における四季の乗り方を示すものである。すなわち、春は桜を避け、夏は柳を避け、秋は楓を避け、冬は松を避けて乗るべきであるとし、これは四季それぞれに応じて木を鑑賞するための作法とされている。また、向かいの庭においても同様であり、掛に植えられた樹木の様子に従って適切に植え合わせるべきことが説かれる。四季の鑑賞木を避けて乗ることが本義であるが、乗り方には多様なあり

方が存在するため、一概に規定することはできず、その詳細は絵図に示されている。以上の点は、『雲霞集』からの抜粋とされる叙述にふさわしく、同書の内容と類似しており、ひいては『筆結の物語』15、に見られる言説とも重なり合うものである。

以上の考察から、『筆結の物語』14、および15、における言説は、大坪流の系譜に連なる馬術書の礼法体系に位置づけられることが確認される。すなわち、『筆結の物語』に見える馬術関連の言説は、中世における武家流の故実書にとどまらず、馬術書とも交錯する位相を有していることが理解できよう。

おわりに

以上において、『筆結の物語』における馬術関連の言説を、室町時代の故実書および大坪流・大坪本流の馬術書と比較検討し、その生成位相と受容の一端を明らかにした。

まず、『筆結の物語』に見える行藤・ゆがけ・杳・敷皮の取り扱いならびに馬を披露する作法を、同時代の武家礼法の三大流派(小笠原家・今川家・伊勢家)およびその他の故実書類に見える類似表現と比較検討した。その結果、『筆結の物語』の諸言説は、当時の武家の故実書群に散見する普遍的な規範と整合することが判明した。

次に、『筆結の物語』に見える雪・雨時の庭乗りおよび四季の掛に関する叙述を、大坪流の馬術書(『大坪流雲霞集』『大坪流馬乗巻』)ならびに大坪本流の馬術書(『簗木之巻 右』『簗木之巻 聞書 右』『簗木之巻 聞書 左』)における類似表現と比較した。その結果、『筆結の

物語』の言説は、大坪流の礼法体系に位置づけられることが確認された。

以上の成果を総合すると、『筆結の物語』における馬術関連の言説は、中世の普遍的な故実（武家の一般的な礼法）と専門的な馬術書（大坪流およびその系譜を引く大坪本流）とが交錯する位相において形象されたものと推察される。すなわち、中世の馬術文化のうち、文芸的営為に関する事象には、こういった種類の書物が重要な役割を果たしていたことが理解されよう。

なお、本稿で取り上げることのできなかった『筆結の物語』に見える庭乗りの作法については、今後、大坪流以外の諸流派に伝わる馬術書にも視野を広げ、総合的な再検討を進める必要がある。そのための基礎作業として、室町時代に流布した各馬術流派の体系を明らかにすることも課題となる。これらの点については、今後の機会に改めて論じることとする。

【注】

- (1) 『馬の文化叢書』第一巻「古代―埋もれた馬文化」（江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、森浩一編集、財団法人馬事文化財団、一九九三年）、『馬の文化叢書』第二巻「古代―馬と日本史1」（江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、高橋富雄編集、財団法人馬事文化財団、一九九五年）、『馬の文化叢書』第三巻「中世―馬と日本史2」（江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、網野善彦編集、財団法人馬事文化財団、一九九五年）、『馬の文化叢書』第四巻「近

世―馬と日本史3」（江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、林英夫編集、財団法人馬事文化財団、一九九三年）、『馬の文化叢書』第五巻「近代―馬と日本史4」（江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、神崎宣武編集、財団法人馬事文化財団、一九九四年）、尾崎孝宏「日本在来馬の歴史の変遷と現状」（『鹿大史学』59、二〇一二年）。

(2) 三浦億人「異類幻想―『筆結物語』をめぐる―」（『お伽草子百花繚乱』所収、徳田和夫氏編、二〇〇八年）、沢井耐三『室町物語と古俳諧―室町の「知」の行方―』第二章『筆結の物語』―室町武人の知識とユーモア―（三弥井書店、二〇一四年）参照。

(3) 小助川元太「乱世における百科事典と文学」（『いくさと物語の中世』所収、日下力監修、鈴木彰・三澤裕子編集、汲古書院、二〇一五年）。

(4) 伊藤慎吾氏『玉藻の草紙』と犬追物起源譚」（『日本文学論究』第79冊、二〇二〇年）、後に『文芸のなかの怪異・妖怪』（小松和彦監修、伊藤慎吾編、河出書房新社、二〇二五年）所収。

(5) 注(3)に同じ。

(6) 沢井耐三『室町物語と古俳諧―室町の「知」の行方―』「翻刻」。

(7) 本稿において参照した故実書群は次の通り。論中に引用した本文もこれらを出典とする。

- ・『奉公覚悟之事』（群書類従第二十二輯所収）
- ・『今川大双紙』（群書類従第二十二輯所収）
- ・『宗五大双紙』（群書類従第二十二輯所収）

- ・『射礼私記』（群書類従第二十三輯所収）
- ・『就弓馬儀大概聞書』（群書類従第二十三輯所収）
- ・『家中竹馬記』（群書類従第二十三輯所収）
- ・『隨兵之次第事』（群書類従第二十三輯所収）
- ・『斎藤流手綱之秘書』（続群書類従第二十四輯上所収）
- ・『小笠原流手綱之秘書』（続群書類従第二十四輯上所収）
- ・『三議一統大双紙 又號富家弓法集』（続群書類従第二十四輯上所収）
- ・『了俊大草紙』（続群書類従第二十四輯上所収）
- ・『小笠原入道宗賢記』（続群書類従第二十四輯上所収）
- ・『伊勢兵庫守貞宗記』（続群書類従第二十四輯上所収）
- (8) 山根一郎「小笠原流礼書による作法体分析―『三議一統』系のテキストから―」（椚山女学園大学研究論集）第48号（人文科学編）、二〇一七年）。
- (9) 『日本美術史第二卷』第六篇「馬術流派」第一章「古流系傳」（社団法人日本乗馬協會編、財団法人大日本騎道會、一九四〇年）など。
- (10) 『大坪流馬術書上』（小泉吉永編、岩田書院、二〇〇八年）、『大坪流馬術書下』（小泉吉永編、岩田書院、二〇〇八年）所収。
- (11) 『大坪流馬術書下』「解説」。
- (12) 注(10)と同じ。

【付記】

本研究は、JSPS科研費22K00323の助成を受けたものである。

スウェーデンボルグの キリスト教神秘主義思想

Swedenborg's Christian Mysticism

高梨 良夫 (TAKANASHI Yoshio)

はじめに

本稿は、ヨーロッパのキリスト教神秘主義思想のエマソン (Ralph Waldo Emerson, 1803-82) の超越主義思想 (Transcendentalism) の形成に対する影響に関する考察を目的とする研究課題の一環として位置づけられる。スウェーデンボルグ (Emanuel Swedenborg, 1688-1772) は生涯の大半を、天文学、機械工学を学び、鉱山技師として活躍し、さらに原子論、宇宙論、解剖学、生理学等を研究した当時の最先端の科学者であり続けた。しかし後年になって幻視体験を契機として霊界探訪者、神秘主義神学者に転身していったという特異な人生経歴を有する。本稿の論述の対象は、スウェーデンボルグの科学及び宗教思想の全容ではなく、スウェーデンボルグのエマソンの思想形成に対する影響に関する考察と密接に関連しているため、キリスト教神秘主義思想・神学の根幹部分の究明に限定する。さらにエマソンが影響を受けた霊的世界と自然世界との照応、神の本質、贖い、善悪の発生、自由意志と再生、みことばなどのスウェーデンボルグの根幹的思想の究明、また欧米の主なスウェーデンボルグ主義者達のエマソンへの影響、そしてスウェーデンボルグの思想とエマソンの思想との類似点、相違点の明確化を目的とする。

〈キーワード〉 スウェーデンボルグ、エマソン、キリスト教神秘主義思想、照応、神、魂、自然

I. スウェーデンボルグのキリスト教神秘主義思想

(1) 霊的世界と自然的世界の「照応」

スウェーデンボルグは『靈魂と身体の交流』において、霊界と自然世界の二つの世界が

あり、両世界は以下のように区別されていると説明している。すなわち霊や天使は霊界に、人間は自然世界に住んでいる。そして霊界にも自然世界にも太陽が実在し、霊的太陽は純粹愛、神エホバであり、霊的太陽の発する熱は愛、発する光は英知である。愛は「いのち」の存在、英知は「いのち」の実在そのものであり、エホバは愛と英知を万物に「流入」(influx)することによって宇宙を創造した。人間の精神は霊の太陽からの、人間の肉体は自然の太陽からの流入を受け、熱は人間の意志のなかに愛の善を、光は理性のなかに入り英知の真理を生む。¹

スウェーデンボルグはさらに『天界と地獄』において、古代人は天使を通じて霊的世界と交流することが出来、「照応」(correspondence)²の知識、理知と英知を得ていたが、自己愛と世間愛によりこの世の外部感覚になじんでしまった現在の人間は、霊界に目を向けることはなくなってしまっている。しかし照応に対する理解なしには、霊界が自然界に及ぼす「流入」による霊界と自然界の関係、人間の霊魂について理解することが出来ないと述べる。そして自然界は霊界と照応、すなわち自然界は霊界から存在を受けているという関係にあるために、存在し続けることが出来るとしている。すなわち霊界は自然界の根源、生命、いのちとして内部から維持し、自然界は霊界の表層、複製である。このように霊界と自然界とは連続的につながっているのではなく、照応とは「不連続な階層」³の関係として次元を異にする事物の間の因果的な関係でつながりながら、有機体のように一つの全体を構成している。さらに人間においては霊的世界と自然的世界の結合の仲介者として霊的世界と自然的世界が共存し、理性と意志に関係する精神の部分は内部人間として霊的世界と、感覚作用と動作に関係する肉体の部分は外部人間として自然的世界と照応している。全天界は「巨大なる神的人間」という一人の人間のイメージを持ち、天界は天的王国と霊的王国に分けられるが、天的王国は人体の心臓、霊的王国は肺臓と照応している。また人間の内部の霊的世界は善への情愛を通じて管理する意志と真理への情愛を通じて管理する理性に区分され、それぞれ人体の心臓と肺臓に照応している。また人間界のみならずこの世にある地上の万物、すなわち動物は生命、植物界は増殖、鉱物界、さらには太陽、月、星、あらゆる自然現象においてもそれぞれ天界との間に照応の関係がある。

(2) 「神人」としての神

スウェーデンボルグは『神の愛と知恵』において、聖書「創世記」の「神は御自分にか

-
- 1 長島達也訳『靈魂と肉体との交流』(アルカナ出版、1994年)、1-20頁。スウェーデンボルグの著作の原典はラテン語で書かれている。
 - 2 「対応」ともされ、スウェーデンボルグ思想の最も重要な概念の一つ。比喩や象徴というよりも存在論的な概念。
 - 3 「階層」(grade)は「度」(degree)とも表現され、スウェーデンボルグ思想のキーワードの一つ。長島達也訳『天界と地獄』(アルカナ出版、2002年)、第11-13章、81-95、103-15節；高橋和夫『スウェーデンボルグの「天界と地獄」』(PHP、2008年)、182-89頁。また「流入」、「階層」、「照応」などはスウェーデンボルグが新プラトン主義の教義の影響を受けていることを示している。

たどって人を創造された」にしたがい、神の本質を人間そのもの、「神人」と記している。さらに神は愛と知恵以外の何物でもないと述べる。そして神の愛と知恵の本質、神を愛するための「像」、「器」、「受容体」としての人間は、神の愛と知恵の「流入」を、愛を意志、知恵を理性という二つの生命力として受け容れる。愛は善、正義、情愛、知恵は真理、公正、思考として現れるが、愛と知恵の二つは区別されながらも、関係は相補的で、「いのち」として一つである。⁴ さらにスウェーデンボルグは『真のキリスト教』において、三一の神について記している。彼はニケア信条とアタナシウス会議でカトリック教会に導入された三位一体説に反対し、父、子、聖霊の三つの「位格」を想定する三位一体説は使徒の教会にはなく、実体は三つの人格であり、これによりキリスト教会がゆがめられてしまっていると主張する。神はイエス・キリストという一つの人格のなかに完全に現れていて、父・子・聖霊は神の異なる側面であり、一つの実体であることを強調する。⁵

スウェーデンボルグは、自然万物もまた人間と同様に、愛と知恵の源泉としての神によって造られ、神の愛と知恵の「受皿」であるため、自然の中に存在する個々の事物全体が人間の個々全体と「照応」の関係にあり、人間は一個の「宇宙」と述べる。すなわち人間の情愛は動物界、人間の理性は植物界、人間の末端的な生命は鉱物界と照応しているとする。このように自然万物は神によって造られ、神の充満、発出といっても、神との結合は延長的ではなく隣接的で、神に似た類比的存在、鏡で見た神の像に過ぎない。また人間と全自然物は神の愛と知恵の受皿として共通しているが、それぞれの「いのち」においては受皿としての「段階」がありながら、同時に動物界は肢節、感覚器官、内臓、欲望、情愛、知識、植物界は種による繁殖、形相を作り出す発芽・自己発展の推進力、鉱物界は成長の推進力の内在という点でそれぞれ人間と関係している。このように自然界全体にはいのちから発する「役立ち」(use)の形相、目的、原理が隠されていて、末端的なものから役立ちが段階的に展開、上昇し、その最高部に位置する人間のみを通じて神にまで至る。人間は自然界の三つの段階のいのちを受けることが出来、さらに神のいのちの力により自然界を超えた霊的、天的な段階を経て、創造主である神にまで高く登ることが出来る。⁶

(3) 贖い

スウェーデンボルグは、正統的キリスト教会の父・子・聖霊という三位一体説に反対し、神の三一性を主張することによって、聖母マリアが聖霊により身籠り、父なる神の子イエスを産んだという教義に異義を唱える。そして神エホバは自らが人間を贖うために、自らの神聖な秩序に基づき神の真理であり善である「みことば」を通してこの世に下り、乙女マリアを通じて自ら「受肉」することにより人間性を身に帯びた贖い主となったと主張

4 スウェーデンボルグ原典翻訳委員会『神の愛と知恵』(アルカナ出版、1991年)、1-38節。

5 スウェーデンボルグ原典翻訳委員会『真のキリスト教』上巻(アルカナ出版、1988年)、第3章：聖霊と神の御働き、164-84節。

6 同上書、第1章：創造の神について、52-68節。

する。伝統的なキリスト教の教義では、イエス・キリストは神であると同時に人でもあり、十字架上の苦難と死によって復活し人類の罪を贖ったとされる。しかしスウェーデンボルグはこのイエス・キリストによる代理贖罪（redemption）という教理に反対する。そして贖い主である神は十字架の死によって人類の罪の身代わりになったのではなく、神の愛による贖いの行為により、苦難と試練を克服することによって勝利を収め、自らを義とし、人類を悪と罪から救済したと主張する。スウェーデンボルグは、神を一人格の「神人」とし、肉体をまとった贖い主神の人間性が変容することにより完全に神性そのものと合体し、靈的秩序が回復される過程を「栄化」（glorification）と呼んでいる。これにより完全に神そのものとなることによって、人類に救済の道を示したとしている。⁷

(4) 人間の三段階と善悪の発生

スウェーデンボルグは、人間には自然的人間と靈的人間、すなわち外部人間と内部人間が存在し、人間の精神には、自然的、靈的、天的の三段階があり、順次上位の段階が開かれてゆくと述べ、自然的人間について詳しく説明する。そして真理と偽り、善と悪を理解する能力としての「合理性」、および自由に考え、意図し、実行する能力としての「自由」選択力という神から与えられた人間固有の能力の乱用から悪が発生すると主張する。真理と偽り、善悪は真っ向から相互に対立しているが故に、靈的精神が開かれていない自然的人間は、真理と偽り、善悪を理解することがないのみならず、真理と善に反抗するが故に偽りと悪のなかにあり、自らの意志によって善を意図し実行することはない。自然的人間には、神の掟を知らない、神の掟を知りながら、それに基づいた生活をしない、神の掟、真理を認識する能力を軽んじ、否定し、さらに悪用するという三つのグループがあり、それぞれ自然的状态に留まる。自然的人間で靈的段階が開かれている場合、自らに内在する靈的人間をもとにして、思考し、行動するが、靈的人間が内在し、靈的段階に進んでいてもそれを感知することがない。また靈的段階が開かれても閉じられてもいない自然的人間にとっては、愛と知恵の結合が必要で、真理を認識せずに愛だけでは靈的段階が開かれることはなく、靈的世界が開かれる可能性がある状態に留まっているに過ぎない。靈的精神が開かれることのない最低の自然的、感覚的人間は、自らが欲する偽りと悪を心に固め、自らを愛しながら、悪が根をおろしている自然的世界としてのこの世、すなわち地獄的世界のなかに留まって生き続ける。このような人間の「いのち」は悪のなかに浸っていて、主の愛に反し悪の根源となる自己愛、世間愛、外的感覚の支配力にしたがって生きているために、靈的段階の扉はこの種の人達に対しては全く閉じられていて、靈界からの光を受けても怪物のように見え、人間には見えない。一方人間とは異なる種類の秩序、すなわち自然の段階のなかに生まれ、分析的に考える能力を付与されていない動物は、神から賦与

7 『真のキリスト教』、第2章：贖い主について、81-137節；高橋和夫『スウェーデンボルグの思想—科学から神秘世界へ』（講談社現代新書、1995年）、164-75頁。

された自然的愛に対応した知識から行動しているに過ぎず、知識を乱用することはない。このように神は完全な善であり、悪は神から生ずるのではなく、人間の自由意志の乱用によって生ずると主張している。⁸

スウェーデンボルグは『天界と地獄』において、人間は天界と地獄の中間に位置し、善霊を通じて天界、悪霊を通じて地獄とつながっているため、人間は死後天界と地獄の中間の場所としての精霊界に赴き、しばらく滞在した後、天界と地獄に向かう霊魂に分かれると説く。人間の霊魂は精霊界に入ると心の表面が剥げ落ち、それぞれの心の深層の愛に応じて自らの内面の本性が顕わになってゆく。愛の領域は広く根源的で、意欲、意志、情愛、感情、情動の総体であり、神への愛、広く社会、人類に向けられる隣人愛、富、地位、名誉などに執着する世俗愛、自己中心主義としての自己愛に大別される。そしてそれぞれの霊魂は自らの意志によって、自らにとって最も居心地の良い場所、すなわち神への愛、人類愛によって喜びを分かち合う善人は天界へ、自己愛と世俗愛によって霊的に転倒した生命となった悪人は地獄へと向かうと説いている。神が罰として悪人を地獄に投げ込み、悪魔に苦しめられるのではなく、悪人は自ら進んで地獄に赴き、地獄で互いに争い、悪を働き合うのである。⁹

(5) 自由意志、自己改革と再生

スウェーデンボルグは、全ての人間は神によって贖われている以上、魂を霊的に浄化・発展させ、霊的に生まれ変わることによって「栄化」の道を辿り、神のもとへ導かれる可能性が開かれていると説いている。しかしながら人間は「いのち」そのものである神とは異なり、神からの「いのち」を受容する「器」として自由意志を付与された存在であるため、悪を犯す可能性もあるとしている。これは天界と地獄の中間に位置するこの世に生きる人間が、霊的なことがらにおいて愛と信仰の働きの主体となり、神と結ばれるために、自由選択の力と霊的な責任が与えられているからであり、この自由のうちに人間の意志と理性があると主張する。

スウェーデンボルグは、人間はあらゆる種類の悪を引き継いで生まれている粗野で未熟な自然的な「外なる人間」であるため、霊的な「内なる人間」への再生はまず自らの心を吟味し、神の前で罪を告白し、許しを請う「悔い改め」から始まり、隣人の役に立つ善の実践である仁愛の行いと信仰によって実現してゆくことが必須であると説く。スウェーデンボルグにとっての人間の自己改革と再生とは、イエス・キリストによる罪の贖いに依存することなく、霊的な事柄に関する自由な意志を行使することを通じて、自らの責任で罪を取り除き、内面的に進化、新生して新たな人間の心の本質的な構成要素である意志と理

8 『神の愛と知恵』、第3部：248-73節。

9 『天界と地獄』、第44章：421-31、第51章：491-98、第59-61章：570-87節。

性を獲得してゆくことである。¹⁰

(6) みことば

スウェーデンボルグは『真のキリスト教』において、「みことば」すなわち神のことば、聖言について記しており、みことばとは単なる地上の言葉ではなく、神から直接与えらるる啓示、神の真理そのものであり、神聖な靈的意味を持つと説いている。神からはみことばの本質である愛と知恵が発せられ、人間を神に結びつけ天界を開くために善と真理で満たす、すなわち「いのち」が与えられる。みことばの文字上の意味は、靈的・天的意味の基盤ではあるが、みことばを表面的な文字通りの意味のみで判断すると、肉体のなかに靈魂が隠れているように、自然的意味に内在しながら文字を活性化する神聖な靈的意味を理解することが出来ない。聖書のことばであるみことばは天界と自然界との間の「照応」によって書かれていて、神の愛から発せられる善としての天的神性、神の知恵から発せられる真理としての靈的神性、その複合としての自然的神性から成っている。みことばは人間の魂を変容させる靈的な力を持つため、人間はみことばを正しく理解する神との靈的交流のプロセスを通じて魂が浄化され、神と結ばれてより直接的な関係を築いてゆくことが出来る。スウェーデンボルグはみことばと聖書とを区別している。旧約聖書は一部を除いてみことばによって書かれており、特に「創世記」の第11章までは特別な宗教文書であるが、新約聖書については、四福音書と「黙示録」以外はみことばによって書かれてはいないとしている。¹¹

Ⅱ. エマソンのスウェーデンボルグ思想の受容

ボストンには1818年8月にスウェーデンボルグ教会 (The New Church) が設立され、1827年9月からは *The New Jerusalem Magazine* を発行し、スウェーデンボルグの思想の普及に努め、当時のニューイングランドの超越主義者達にも多大な影響を及ぼしていた。エマソンは1835年1月には、ボストンのスウェーデンボルグ教会を実際に訪れ、儀式の簡素さに感心している。また彼は1837年までに、スウェーデンボルグの著作『天界と地獄』、『靈魂と身体的交流』等の英訳版数冊を所蔵していた。¹²

エマソンがスウェーデンボルグの「照応」(correspondence) の教義を学ぶ直接の契機となったのは、超越主義思想を本格的に展開し始めるよりもかなり以前の、ハーヴァード大学神学部大学院 (Divinity School) 在学中のことであった。1826年9月13日の兄ウィ

10 『真のキリスト教』下巻 (アルカナ出版、1989年)、第8章：自由意志、463-508節；第9章：悔い改め、509-70節；第10章：自己改革と再生、571-625節。

11 『真のキリスト教』上巻、第4章：聖書・主の〈みことば〉、189-276節；高橋和夫『スウェーデンボルグの思想』、122-55頁。

12 エマソンとスウェーデンボルグについては、Kenneth W. Cameron, *Emerson the Essayist*, vol. 1 (Hartford, Conn.: Transcendental Books, 1945), "Swedenborg in Boston—Emerson and the New Church through 1836," 228-52参照。

リアム宛の手紙には、スウェーデンボルグ信奉者で薬種商従事者の Sampson Reed (1800-80) の「精神の成長に関する考察」(“Observations on the Growth of the Mind,” 1826) というパンフレットを読んで強い感銘を覚えたという記述がある。¹³

スウェーデンボルグから学んだ「照応」の教義が明確に示されているのは、ユニテリアン教会の牧師として1829年6月14日に試みた「夏」(“Summer,” Sermon No. 38)¹⁴ という題目の説教である。この説教は、それ以前には自然にそれ程の圧倒的な力を認めていなかったエマソンが、1832年5月27日に試みた説教「天文学」(“Astronomy,” Sermon No. 157) と同様に、牧師辞任4年後に出版される『自然論』(Nature, 1836) の中心的主題に直接つながってゆく内容を明確に説いた注目すべき説教である。エマソンは、自然界は人間に神の遍在と慈愛という教訓を書き記している書物であり、外的自然は、人間の内部にあるものの象徴や象形文字であると述べている。以上からエマソンの内面においては、1832年10月のボストンのユニテリアン教会の牧師職辞任以前に、スウェーデンボルグの「照応」の思想の影響によるエマソン独自の神概念、言語観の萌芽を既に見出すことが出来る。最終的に「照応」の教義は、『自然論』及び講演「アメリカの学者」(“The American Scholar,” 1837) に結実され、次のように記されている。

世界は象徴として存在している。語られる言葉の部分部分が隠喩なのだ。自然全体が人間精神の隠喩だからだ。精神の本性を支配する法則はさながら鏡のなかで対面するように、物質の法則に符合する。¹⁵

自然は魂と相対していて、どの部分も魂と対応していることを知るでしょう。一方が印形で、もう一方は捺印の跡です。自然の美しさは、人間の美しさです。自然の法則は、人間の精神の法則です。このように自然は人間の力量を量る尺度となります。自然のなかで知らないところがあれば、それだけ人間は自分自身の精神をまだ自分のものにしていないこととなります。そして結局「汝

13 *The Letters of Ralph Waldo Emerson*, ed. Ralph L. Rusk and Eleanor M. Tilton (New York: Columbia UP, 1939-95), vol. 1, 173. リードについては、Cameron, op. cit., “Sampson Reed—My early Oracle,” 253-94; Clarence P. Hotson, “Sampson Reed, a Teacher of Emerson,” *New England Quarterly*, vol. 2, no. 2 (1992), 249-77; ユージーン・テイラー「エマソン：スウェーデンボルグ主義と超絶主義の架け橋」ロビン・ラーセン編『エマヌエル・スウェーデンボルグー持続するヴィジョン』(春秋社、1992年)、163-68頁; *Biographical Dictionary of Transcendentalism*, ed. Wesley T. Mott (Westport, Conn., 1996), 211-12などを参照。

14 エマソンの説教の題目については、Arthur C. McGiffert, Jr. ed., *Young Emerson Speaks* (Boston: Houghton Mifflin, 1938) における仮の題目にしたがった。

15 *The Collected Works of Ralph Waldo Emerson*, eds. Alfred R. Ferguson, Joseph Slater, Douglas E. Wilson et al., 10 vols. (Cambridge, Mass.: Harvard UP, 1971-2013), vol. 1, 21. 以後CWと略記：“The world is emblematic. Parts of speech are metaphors because the whole of nature is a metaphor of the human mind. The laws of moral nature answer to those of matter as face to face in a glass.” また訳文については、酒本雅之訳『エマソン論文集(上・下)』(岩波文庫、1972-73年)を参考にした。

自ら知れ」という古代の教えと「自然に学べ」という近代の教えは、同一の金言となります。¹⁶

さらにエマソンは「アメリカの学者」において、「このような人生哲学のために大きな貢献をしながら、かつて一度もその著作に正当な評価を与えられたことのない天才が一人います——つまりエマニュエル・スウェーデンボルグです。…しかし彼は、自然と魂の情感とのあいだの連関を理解して、人びとに教えました。目に見え、耳に聞こえ、手で触れることの出来る世界の象徴的な霊的な性質を洞察しました」¹⁷と語っている。

フランス人のスウェーデンボルグ主義者エガー (Guillaume Oegger, circa 1790s-1850s) もまたエマソンにスウェーデンボルグの教義の影響を与えた。エガーは、人間の言葉は、人類の始祖アダムの転落前は事物と対応する「自然の言葉」であったが、転落後は「慣習の言葉」になってしまった。それ故人間は自然の事物の象徴としての原初の創造の言葉を再び見出し、世界の本源的な意味を回復しなくてはならないと説いている。エマソンは、ピーボディ (Elizabeth P. Peabody, 1804-94) によって英訳されたエガーの『真のメシア』 (*The True Messiah*) を1835年7月に読んでいる。¹⁸

さらにエマソンはスウェーデンボルグの思想に深く共鳴していた宗教思想家・社会評論家のヘンリー・ジェイムズ・シニア (Henry James Senior, 1811-84) と長年の間密接な交流を続け、宗教、哲学、社会のあり方などについて頻繁に議論を交わし合う関係を持った。しかしエマソンはジェイムズの伝統的なキリスト教の枠を超えた霊性の成長に関する見解を尊重しながらも、個人主義的な自己信頼 (Self-reliance) を重視する立場から、ジェイムズのスウェーデンボルグ主義的な社会改革思想には必ずしも同調しなかったと言われている。¹⁹

16 *CW* 1:55: “He shall see that nature is the opposite of the soul, answering to it part for part. One is seal, and one is print. Its beauty is the beauty of his own mind. Its laws are laws of his own mind. Nature then becomes to him the measure of his attainments. So much of nature as he is ignorant of, so much of his mind does he not yet possess. And, in fine, the ancient precept, “Know thyself,” and the modern precept, “Study nature,” become at last one maxim.”

17 *CW* 1:68: “There is one man of genius who has done much for his philosophy of life, whose literary value has never yet been rightly estimated. ... But he saw and showed the connexion between nature and the affections of the soul. He pierced the emblematic or spiritual character of the visible, audible, tangible world.”

18 *The Journals and Miscellaneous Notebooks of Ralph Waldo Emerson*, eds. William H. Gilman, Ralph H. Orth et al., 16 vols. (Cambridge, Mass.: Harvard UP, 1960-82), vol. 5, 60-61; 66-70. 以後 *JMN* と略記。エガーについては、Mott, op. cit., 188-89; Cameron, op. cit., “G. Oegger and the Language of Nature,” 295-302 参照。

19 ヘンリー・ジェイムズ・シニアについては、ラーセン編、前掲書、168-70頁；Mott, ed., op. cit., 152-54 参照。

Ⅲ. エマソンとスウェーデンボルグの思想の比較的考察

(1) 神とキリスト

スウェーデンボルグは神の本質を人間、すなわち「神人」であり、愛と知恵以外の何物でもないと述べている。また彼は伝統的キリスト教の教義としての神・聖霊・キリストの三位一体説を否認し、神が自ら人間性を帯びた贖い主キリストとなったとしている。すなわち彼の神は「人格神」である。一方エマソンは「私は神の人格性を否定する」²⁰と述べ、神の人格性を否定し、神を「父」(Father)、「主」(Lord)と呼ばずに、超越主義的な「大霊」(Over-soul)という超人格的、さらに神性(Godhead)という非人格的神概念までもを抱くようになってゆく。そしてユニテリアン教会の牧師として、三位一体説を否定した点においては神の三一性を唱えたスウェーデンボルグと同様であるが、イエスに「救世主」(Messiah)としての権威を与えているのは「道徳的真理」(moral truth)、「法」(law)であり、イエスが神の超自然的な「特別啓示」としての「神の子」、メシアであることを否認し、神と人間の間「仲介者」と位置付けた点においてはスウェーデンボルグとは異なる。さらにスウェーデンボルグは贖い主である神は十字架の死によって人類の罪の身代わりになったとするイエス・キリストによる代理贖罪しよくざいという伝統的なキリスト教の根本的教理を拒絶した。エマソンも同様にイエスの十字架上の贖罪の血を重視せず、イエスを同志とみなし、人間の心に内在しているキリスト教の原理と同一化してゆく方向に進むが、これはむしろ「内なるキリスト」というクェーカーの教義のエマソンへの影響によるものと考えられる。

(2) 自由意志

スウェーデンボルグは、人間は自然的・外部的な状態を含む存在として生まれるが、神から与えられている真理と偽り、善と悪を理解する人間固有の能力を自らの意志によって用いて霊的・内的人間に再生してゆくこと求められると説いている。エマソンも同様に自己意識の二重性を説き、外的・表面的・利己的自己を克服し、内的・本源的・普遍的自己を志向してゆくことを求めている。スウェーデンボルグは、愛には神への愛、隣人愛、自己愛、世俗愛があり、自らの意志により神への愛、隣人愛に向かう靈魂は天界へ、自己愛、世俗愛に留まる靈魂は地獄に向かう、すなわち人間に与えられている自由意志によって善悪を選択し、悪は神から与えられているのではなく、自由意志の乱用によって生ずるとしている。エマソンもまた「神学部講演」(“The Divinity School Address,” 1838)において、「人間は自分自身に対して摂理を施す神となり、おのれの善に対しては幸福を与え、おのれの罪に対しては災難を与えます。… こうして自分自身の意志で、魂は天国のなかへ、

20 JMN 5:467: “I deny Personality of God ...”

地獄のなかへはいりこんでゆくのです」²¹と語り、全く同様の考えを表明している。

スウェーデンボルグは、善悪を厳格に区別し、善とは神への愛、隣人愛に基づき、悪とは神の愛と知恵に反した世俗愛、自己愛に基づくものとし、人間は自らの自由意志による選択の結果として、善人は天国へ、悪人は地獄に赴くことによって天界と地獄界、善悪は霊的な均衡を保っていると説いている。エマソンもまた人間の自由な意志を重視している点においてはスウェーデンボルグと同様であるが、「神学部講演」に、「善は実在です。悪は欠落に過ぎず、絶対的なものではありません」²²、またエッセイ「自己信頼」(“Self-Reliance,” 1841)に、「善や悪はただの名目に過ぎず、容易にくるくるとどちらにでも移し変えることができる。正しいものは私の本性にしたがっているものだけであり、不正なものは私の本性にさからっているものだけだ」²³と記されているように、スウェーデンボルグのように神の愛と知恵にしたがうか否かではなく、善とは人間の本性と宇宙の法にしたがった「いのち」ある不断の活動的な状態、悪とは本性と法にさからった生命の活動を停止した状態ととらえている。さらにエッセイ「運命」(“Fate,” 1860)においてはこうしたダイナミックな善悪観をさらに発展させ、いのちが「自然力」(natural forces)、原初的な根源(aboriginal source)と直接的に結びついていることが重要で、「悪とはいずれ形をなそうとしている善」²⁴であり、エッセイ「力」(“Power,” 1860)においては「積極的なものはすべて善である」²⁵と記している。

(3) 神、人間の魂、自然

スウェーデンボルグは、人間は神の愛と知恵の「流入」を受け容れる「器」であり、「栄化」のプロセスによる霊的秩序の回復を通じて、神に近づいてゆくことが出来ると説き、あくまでも神は人間、万物に対して絶対的に超越した存在としている。一方エマソンは、「私たちの内なる神が神を礼拝する」²⁶と日記に記しているように、神よりもむしろ人間個人の魂(soul)に内在的な力として働く「内なる神」(God-within)を自らの思想の中核に据え、「自己信頼」(Self-reliance)という個人中心的な思想を大胆に展開してゆくのである。またエマソンの神概念としての「大霊」(Over-Soul)においては、スウェーデンボルグの絶対超越的な神とは異なり、人間個人の“soul”と個々の魂を超越した宇宙靈魂としての“Over-Soul”との間には、「他のすべての存在と一体となってしまうあの〈一なる者〉(Unity)、あの〈大霊〉だ。…一方人間の内部には全体の魂がある。…あらゆる部

21 CW 1:78: “By it, a man is made Providence to himself, dispensing good to his goodness, and evil to his sin. ... Thus of their own volition, souls proceed into heaven, into hell.”

22 CW 1:78: “Good is positive. Evil is merely private, not absolute.”

23 CW 2:30: “Good and bad are but names very readily transferable to that or this; the only right is what is after my constitution, the only wrong what is against it.”

24 CW 6:19: “... evil is good in the making.”

25 CW 6:36: “... all *plus* is good.”

26 JMN 3:273: “God in us worships God.”

分や分子が平等に結びつく … 永遠の〈一なる者〉がいる。」²⁷とエッセイ「大霊」に記されているように、創造主と被造物との間に本源的な断絶は存在しない。

さらにスウェーデンボルグは、霊界は自然界に「流入」により影響を及ぼし、自然界は霊界から存在を受けていることによって、霊界と自然界は「照応」の関係にあると説いている。それ故教義の体系においては精神界・内的世界は自然界・外的世界に対して優位の関係にある。エマソンもまたスウェーデンボルグと同様に精神と自然との間の「照応」関係を超越主義思想の中核として、講演「自然の方法」(“The Method of Nature,” 1841)において、「神の秩序のなかでは、理知が第一で、自然は二次だ」²⁸と、スウェーデンボルグと同様に精神の自然に対する優位性を述べている。しかしながら同時に、神の啓示の第一義的な根拠を聖書のみならず自然に置き、自然の役割を人間にモラルを指し示し、道徳的影響を及ぼすこととしており、神の言葉の伝達者としての自然の人間に対する役割を強調している側面もまた認められる。さらに後年期のエッセイ「運命」においては、「物質と精神はたえず押し合いながら均衡を保っている」²⁹と記しているように、エマソンはスウェーデンボルグとは反対に、自然界と精神界とが相互に拮抗しながらも対立し、影響を及ぼし合うという二極的な関係、さらには人間の魂が宇宙的大自然と同一化してゆくことによって、自然界と精神界との間の優位性が逆転する関係にまでも、青年期の「自己」中心的な超越主義的(Transcendental)な思想を修正・克服してゆく方向に進んでゆくのである。

(4) エマソンのスウェーデンボルグに対する批判

エマソンはユニテリアン教会の牧師から出発したが、教会制度に対する疑念から牧師職を辞し、講演者、文筆家、詩人として再出発した。この背景には彼の内的自己の深刻な苦悩と「内なる神」の発見、自然との合一という神秘的体験があった。そしてエマソンは次第により普遍的な宗教、自然観を希求する超越主義的思想を抱くようになってゆくのである。こうした1820～30年代のユニテリアン・キリスト教の教義、教会制度から離脱していったエマソンの青年期に、霊的な内面性、象徴性を提示したスウェーデンボルグのキリスト教神秘思想から大きな影響を受けていたことは事実である。1845年には講演「神秘に生きる人スウェーデンボルグ」(“Swedenborg, or the Mystic”)を試み、さらに1849年出版の『代表的人物像』(*The Representative Men*)の第二章でスウェーデンボルグを取り扱い、偉大な神秘家、天才として敬意を表し、褒め称えている。しかしながら実際には1840年代にはスウェーデンボルグ思想に対する共感は薄れ始めており、階層的、統一的な神学体系

27 CW 2:160: “... that Unity, that Over-Soul, within which every man’s particular being is contained and made one with all other; ... Meantime within man is the soul of the whole; ... , to which every part and particle is equally related; the eternal ONE.”

28 CW 1:123: “In the divine order, intellect is primary: nature secondary.”

29 CW 6:23: “... the matter and mind are perpetual tilt and balance, so.”

を保持している点に関して極めて批判的であったことは、『代表的人物像』からの以下の引用文中の辛辣な見解からも明白である。

スウェーデンボルグが打ちたてた世界構造の中心には自発性が欠けている。それは動的ではあるが生気がなく、生命を生み出す力に欠けている。そこには個人的なものがすこしもない。宇宙は巨大なひとつの結晶体なのであって、それを構成している原子も、重なりあっている地層も、すべてが一糸みだれぬ秩序をたもち、とぎれのない統一をたもっているが、しかしやはり冷たく静まりかえっているのだ。個性や意志をそなえていると思われるものはひとつもない。存在と存在のあいだをつなぐ巨大な鎖が、中心から末端までひろがっていて、あらゆる運動から自由と性格をすっかりうばっている。³⁰

象徴を認識することによって、万物の詩的な構造や、精神と物質との本源的な結びつきを理解したこの人物が、その認識から当然うまれてくるはずの詩的な表現の道具を、なにひとつ持たないままに終始したということは、まことに注目にあたいする事実である。… いずれにしても彼の著書には、旋律も情緒もユーモアもなく、生気のうせた散文の表面には、どのような浮彫もきざまれてはいないのである。彼が描きだすゆたかで正確なイメージには、ほんのすこしの楽しささえ感じられない。それがすこしも美しくないからである。われわれは、光の欠けた風景のなかを、たださびしくさまようばかりだ。これら死人の園のひとすみにさえ、鳥の歌声がきこえたことは一度もなかった。³¹

以上のように、エマソンの批判は、スウェーデンボルグの「照応」の教義は、感性界は英知界からの「流出」とする新プラトン主義の影響を多分に受けており、統一的な秩序を保持している反面、生命のダイナミックな動き、個性、意志、自発性、自由、詩的感情などが認められないという点に向けられている。

参考文献

スウェーデンボルグ著・長島達也訳『霊魂と肉体の交流』（アルカナ出版、1994年）。

30 *CW* 4:74-75: “Swedenborg’s system of the world wants central spontaneity; it is dynamic not vital, and lacks power to generate life. There is no individual in it. The Universe is a gigantic crystal, all whose atoms and laminae lie in uninterrupted order, and with unbroken unity, but cold and still. What seems an individual and a will, is none. There is an immense chain of intermediation extending from centre to extremes, which bereaves every agency of all freedom and character.” また訳文については、酒本雅之訳『代表的人物像』、「エマソン選集」第6巻（日本教文社、1960-61年）を参考にした。

31 *CW* 4:80: “It is remarkable that this man who by his perception of symbols saw the poetic construction of things and the primary relation of mind to matter, remained entirely devoid of the whole apparatus of poetic expression, which that perception creates. ... Be it as it may, his books have no melody, no emotion, no humour, no relief to the dead prosaic level. In his profuse and accurate imagery is no pleasure, for there is no beauty. We wander forlorn in a lacklustre landscape. No bird ever sung in all these gardens of the dead.”

スヴェーデンボルグ著・長島達也訳『天界と地獄』（アルカナ出版、1995年）。

スヴェーデンボルグ原典翻訳委員会『真のキリスト教』上・下巻（アルカナ出版、1988-89年）。

瀬上正仁『明治のスウェーデンボルグ—奥邃・有礼・正造をつなぐもの』（春風社、2001年）。

高梨良夫『エマソンの思想の形成と展開—朱子の教義との比較的考察』（金星堂、2011年）。

高橋和夫『スウェーデンボルグの思想』（講談社現代新書、1995年）。

高橋和夫『スウェーデンボルグの「天界と地獄」』（PHP、2008年）。

日本スウェーデンボルグ協会編『スウェーデンボルグを読み解く』（春風社、2007年）。

ロビン・ラーセン編『エマヌエル・スウェーデンボルグ—持続するヴィジョン』（春秋社、1992年）。

Cameron, Kenneth W., *Emerson the Essayist*, vol. 1 (Hartford, Conn.: Transcendental Books, 1945), “Swedenborg in Boston—Emerson and the New Church through 1836” (pp. 228-52); “Sampson Reed— ‘My early Oracle,’” 253-94; and “G. Oegger and the Language of Nature,” 295-302.

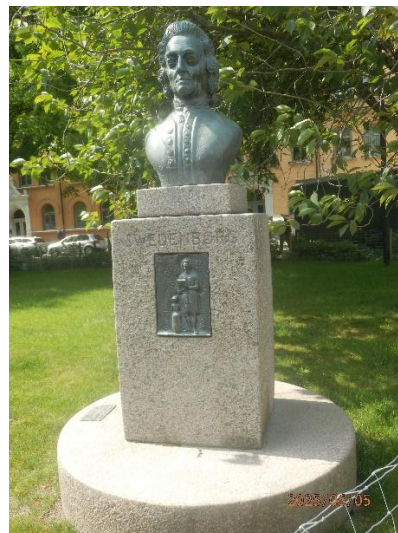
Hotson, Clarence, “Emerson and the Swedenborgians,” *Studies in Philology*, vol. 27 (1930), 517-45.

Quinn, Patrick F., “Emerson and Mysticism,” *American Literature*, vol. 21, no. 4 (1950), 397-414.

※本稿は令和7年度日本学術振興会科学研究費助成金（基盤研究C、課題番号：24K03705）による研究成果の一部である。また以下の写真は2025年6月にスウェーデンで論者が撮影。



ウプサラ大聖堂内のスウェーデンボルグの石棺



ストックホルムのマリアトリエット公園のスウェーデンボルグ像

金融商品取引法193条と会社法431条

—これまでの裁判例と一体的開示—

金 賢 仙 (Kim Hyonson)

- 1 はじめに
- 2 裁判例の検討
 - 2-1 抽出基準
 - 2-2 民事4件
 - 2-3 刑事1件
- 3 分析
 - 3-1 共通点と特徴
 - 3-2 時点
 - 3-3 理由付け
- 4 若干の考察
 - 4-1 金商法193条の解釈を巡って
 - 4-2 会社法431条・会社計算規則3条と金商法193条との差異
 - 4-3 一体開示がなされた文書との関係
- 5 むすびにかえて

1 はじめに

一体開示・一体的開示¹がなされた書類の提出企業の会計・計算に関する書類において、遵守すべき会計処理の枠組みを示す、金融商品取引法（以下、金商法）193条と会社法431

1 一体開示とは、「有価証券報告書と事業報告等の要請を満たす1つの書類を作成して、株主総会前に開示すること」を指し、一体的開示とは、「「一体開示」に加え、有価証券報告書と事業報告等の記載内容を可能な範囲で共通化し、別々の書類として作成・開示する場合等を包含するより広い概念」を指す。そして、一体開示は一体的開示の最終形であるという。金融庁「第1回有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会 事務局説明資料—2024年12月20日」（2024）35頁。なお、経済産業省「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ（制度編）・2021年1月18日」（2021）3頁によれば、「一体的開示の「一体的」には、開示書類の記載の共通化と、開示を同時に行うという二つの「一体化」の考え方が含まれています。」とある。本稿では、記載の共通化のみを検討対象としている。

条とはどのような関係にあるのだろうか。これら書類の虚偽記載につき各関係者の法的責任追及の際には、金商法、会社法、民法が根拠となり得るが、その際、上記2つの条文はどのような関係にあるのか。

単純かつ素朴に考えると、会社法と金商法とがそれぞれ条文を別に用意しており、両法の法的効果が異なることからすれば、金商法を根拠とする請求には同法193条、会社法のそれには同法431条をそれぞれ適用するという整理もできそうだ。しかし、これまでの裁判例にはそうでないものがある。すなわち、金商法の前身の2007（平成19）年改正前証券取引法（以下、証取法）のみを請求の根拠とする事案において、証取法193条ではなく、会社法431条の前身の2005（平成17）年改正前商法（以下、旧商法）32条2項の公正なる会計慣行を当てはめるものである。また、しばしば文献でも、金商法193条の解釈ではないと示しつつ旧商法32条2項への言及がなされている²。

この背景には、かつて旧商法には会計処理に係る規定があったこと、法と会計との関係³には複雑な歴史的経緯⁴があることのほか、会計処理を巡る裁判例の多くが金商法、会社法、民法のそれぞれの条文を同時に根拠とする複数請求訴訟であり、その上、当事者が重複する複数の事案が民事だけでなく刑事でも存在していること等の影響が考えられるところである⁵。ただ、上記のような各裁判例がなぜそのような論立てを採用したのか等については、十分な整理がなされていないように思われる。

この論点は、捉え方によれば、一体的・一体開示等に係る制度設計⁶のみならず、四半期情報の開示や統合報告書等の任意開示書類との関係でも一定の意義を有し得る。というのは、任意開示書類での虚偽記載には民法に基づく損害賠償請求⁷の可能性があるが、その侵害の認定の際に拠るべき枠組みがどれ（或いはどちら）なのかは必ずしも明らかではないためである。以上の問題意識に基づき、本稿では、上記の裁判例が何を理由としてか

2 神田秀樹・黒沼悦郎ほか『金融商品取引法コンメンタール4—不公正取引規制・課徴金・罰則』487-488頁〔小谷融〕（商事法務、2011）、黒沼悦郎・太田洋『論点体系金融商品取引法2—業者規制、不公正取引、課徴金』623-624頁〔町田行人〕（第一法規、2015）

3 大日方隆・弥永真生「法と会計の因縁」企業会計74巻1号（2022）16-29頁。

4 拙稿「財務諸表規則第1条の系譜」早稲田法学94巻3号（2019）199-225頁。

5 大日方・弥永前掲注(1)19頁では、証取法・金商法193条につき「…何がそれに当たるのかが議論された論文や本があまりないのに対して、「公正ナル会計慣行」については、少なくとも1985年ごろまでは多くの論文が書かれています。したがって、文献がたくさんあったことが1つの理由…」〔弥永発言〕との指摘がある。近時の議論において両者をほぼ同義とするものとして、岸田雅雄「会計基準違反に対する刑事罰と公正会計慣行」早稲田法学第85巻第3号（2010）217頁、220頁、岸田雅雄「公正な会計慣行」岩原紳作・小松岳志編『会社法施行5年理論と実務の現状と課題』（ジュリ増、2011）202頁。含まれる会計規範は異なるものとして、古田佑紀・梅林啓ほか『法律家のための企業会計と法の基礎知識』（青林書院、2018）69-73頁。

6 金融庁「第1回有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会 事務局説明資料—2024年12月20日」（2024）35-39頁によれば、現況、一体的開示の取組みは一部でなされているものの、一体開示の実例は存在しない。「企業からは、…法令解釈上疑義が生じる点があるとの指摘がある」とされ、①会社法の監査役監査の責任範囲、②一体開示書類に虚偽記載があった場合の金商法、会社法それぞれの責任範囲が論点として挙げられている。

7 黒沼悦郎「虚偽記載に対するエンフォースメント（四半期開示見直しが残した課題）」企業会計第75巻5号（2023）44-45頁。

かる理論構成を採用しているかについて整理を試み、主に、金商法193条の解釈のあり方という視点から若干の検討を試みたい。

2 裁判例の検討

2-1 抽出基準

検討にあたって、48件⁸の会計処理に関する裁判例・判例の中から、会社法・旧商法ではなく金商法・証取法を請求の根拠とするもののうち、会社法431条の前身である旧商法32条2項の公正ナル会計慣行を会計処理の規範の枠組みとして示すもののみを抽出し、それらがどのような理由付け・論立てを用いたのかに焦点を当て整理を試みた。その際、時に激動と表現される⁹近時の企業会計法制の動きを踏まえ、虚偽とされた開示の発生時点にも注意を払うこととした。また、民事訴訟における裁判所の役割の特性（処分権主義等）を勘案し、当事者双方の主張も一応整理している。なお、先行研究が多数蓄積されている具体的な会計処理の評価等には立ち入らず最小限の記載としている。

2-2 民事4件

① N銀行の役員及び監査人損害賠償請求事件（京都地判平成15年9月24日判時1863号119頁・大阪高判平成16年5月25日判時1863号115頁）

原告は、N銀行の株式取得者であり、被告は、役員と監査人である。原告保有の株式は、金融再生法39条1項に基づき預金保険機構に全部が取得され、のち、株価算定委員会により対価を0円とされた。原告は、①関連20社への貸付金の貸倒引当金の過少計上、②保有上場株式のオプション取引に関する資産の過大計上と株式評価損の不計上という虚偽記載のある64期有報（1996（平成8）年4月～1997（同9）年3月末日）を前提に株式を取得して損害を蒙ったとし、証取法¹⁰に基づき賠償請求をした（結果は1審棄却、控訴審棄却）。

上記①に関し、原告は、具体的な金額の算定は公正な会計慣行によること、銀行には決算経理基準が適用され、実務的には税法の債権償却特別勘定の実質的基準としての法人税基本通達9-6-4が機能してきた等主張した。対して、被告らは、公正なる会計慣行又は一般に公正妥当と認められる企業会計基準と認識されていたのは決算経理基準であり、「…基本通達は…行政通達にすぎず、租税法における法源でないことはもちろん、…法律上の義務を定めたものではない。」「…同通達それ自体は会計処理の基準とはなり得ない。」等主張した。

上記②に関し、原告は、「会計処理基準は当時存在していなかった」とした上で、企業会計審議会第一部会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」等

8 1審、控訴審及び上告審をそれぞれ1件とした延べ数。

9 江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣、第9版、2024）630頁。

10 役員らには、証券取引法24条の4、22条及び21条1項1号。監査法人には、同法24条の4、22条及び21条1項3号。連帯責任。

を論拠に主張を展開した。対して、被告は、原告同様、会計処理基準は存在していなかったとしつつ、原告のいう会計処理では却って投資家に誤解を与える虚偽の有報を作成する結果となるのでオプション対象株式の評価損と同取引利益との双方を表示することはできない、株価の下落相当額とオプション取引利益とを相殺すれば損失が生じていないことになることから、証取法の求める開示の意義・目的に沿って、時価を簿価で表示する方法（相殺方式）を採用した等主張した。

裁判所の判断では、上記①につき旧商法285条ノ4¹¹第2項を規範とし、「…これらの見込額は公正な会計慣行（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準）によって判断されることになる」とし、②の相殺方式による会計処理につき、「当時の会計基準あるいは会計慣行に反しているとはまではいえない」と示された。

小括

以上を本稿の視点から整理すると、原告が公正なる会計慣行に拠り、被告が公正なる会計慣行又は一般に公正妥当と認められる企業会計基準に拠りそれぞれ主張を展開した中で、裁判所は、公正な会計慣行と一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とを同一扱いした形で示して結論を導くという流れとなっている。その際、各法の条文番号は示されておらず、また、同一扱いにした理由や証取法を根拠とする請求において旧商法の枠組みを用いたことの理由についての言及は特に見られない。

控訴審においてもこの点に特に訂正はないので、原審の考え方を踏襲しているものと考えられる。

② L銀行の役員及び監査人損害賠償請求事件(大阪地判平成19年4月13日判時1994号94頁)

原告は、L銀行の株式取得者であり、被告は、役員と監査人である。原告は、半期報告書（1997（平成9）年4月～同年9月30日）の記載により株価が下落し、さらには国有化され株価が0円と決定されたとして、証取法¹²に基づき、主位的には購入価格と処分額との差額分、予備的には購入価格と粉飾がなければ形成されていたであろう価格との差額分の損害につき賠償を求めた（結果は1審棄却・控訴¹³）。

会計処理に関して、原告・被告双方とも、公正なる会計慣行にあたる関連先への貸出債権の債権償却特別勘定への繰入額の算定基準が何であったかを争った。証取法に基づく請求であるにも関わらず、証取法193条に基づく主張はどちらもしていないということになる。

裁判所の判断でも証取法193条に言及されることはなく、当時の公正なる会計慣行は税法基準に基づく会計処理であったとして結論を導いている。その際、認定事実において、

11 条文（平成15年4月1日 施行平成14年5月29日号外法律第44号）は、次のとおり。

「第二百八十五条ノ四 金銭債権ニ付テハ其ノ債権金額ヲ附スルコトヲ要ス但シ債権金額ヨリ低キ代金ニテ買入レタルトキ其ノ他相当ノ理由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ得

②金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス」

12 役員らには、証取法24条の5第5項、22条、21条1項1号。監査法人には、同法24条の5第5項、22条、21条1項3号。

13 控訴審判決は判例データベースで入手不可であったため検討対象外とした。

①旧商法285条の4の解釈には同32条2項でいう公正なる会計慣行を斟酌すること、それにあたる企業会計原則・同注解には基準がなく、当時の公正なる会計慣行は税法基準であり、これが「…商法32条2項を介し、「公正なる会計慣行」として法規としての効力を取得するに至っていた」こと、②L銀行には株式会社に適用される「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」は適用されず、「長期信用銀行法施行規則」…によるべきとされていたが、同規則にも、当該債権の貸倒引当金への繰入れに関する具体的基準が定められていなかったこと、③証取法・旧商法違反が問われたL銀行刑事事件の第1審判決（東京地判平成14年9月10日）、旧商法違反が争われたL銀行民事訴訟の第1審（東京地判平成17年5月19日）・控訴審（東京高判平成18年11月29日）と本稿の民事①の事案においても当時の公正なる会計慣行が税法基準とされたことを取り上げた上で上記の結論を示している点が特徴といえる。

小括

以上を整理すると、原告・被告とも公正なる会計慣行に拠り主張を展開し、裁判所の判断もまた、公正なる会計慣行に依拠したものであった。証取法を根拠とする請求において旧商法の枠組みを用いたことの理由についての言及は特に見られない。なお、上記認定事実②を踏まえると、銀行法体系下にも根拠となる規範が存在しないので旧商法の公正なる会計慣行の枠組みを用いたということになりそうである。また、認定事実③で関連の裁判例での考え方を示しているところから、それらとの整合性を重んじたことが推測される。

③ S社の役員及び監査人損害賠償請求事件（東京地判平成20年2月19日判時2040号29頁・東京高判平成20年8月28日判時2040号48頁）

原告は、流通市場でのS社株式の取得者であり、被告は、役員と監査人である。原告は、有報（1994（平成6）年～2000（同12）年）において、千葉S社グループ各社に対する貸付金債権及び保証債務履行請求権につき、それぞれ①貸倒引当金及び②債務保証損失引当金を計上していれば債務超過が明らかであったのに、その計上をしなかったことが虚偽記載であるとして、証取法¹⁴に基づき、株価の下落分の損害の賠償を求めた（結果は1審棄却、控訴審棄却）。

上記①に関する原告の主張は、旧商法285条の4で求められる貸倒引当金必要額が計上されているか否かであり、上記②に関しては、①の主張をそのまま援用したものであった¹⁵。

判決では、法人税基本通達9-6-4による取扱いが公正なる会計慣行を形成していたかどうかを検討するにあたって、まず、旧商法285条の4第2項が何ら指針も条文上の規定もおいていないので、旧商法32条2項に拠り、公正なる会計慣行を斟酌して決めることを確認した。その上で、企業会計原則・同注解は、一般的には、公正なる会計慣行を要約したものと理解されているものの、本件では「…企業会計原則そのものをもって「公正なる会計

14 役員には、24条の4、22条、21条1項1号。監査法人には、同法24条の4、22条、21条1項3号。

15 本件では、当事者らの主張が別紙にまとめられており、確認できなかったため、裁判所が原告の主張として言及している箇所を参照している。

慣行」とすることはできない」とし、「…貸倒引当金に関する会計慣行として、多くの企業が税法基準を基本とし」ており、これが「一般的な会計上の基準となっていた」と示した。そしてこれをS社にあてはめ、最終的には、「事業好転の見通しが無い」と判断することは適当ではないといわなければならない」と結論付けた。

小括

以上を整理すると、原告が旧商法285条4項に依る主張を展開した中で、裁判所も、同条には具体的な定めがないことから旧商法32条2項の「公正なる会計慣行」を斟酌して結論を導く、という流れとなっている。なお、証取法193条には触れられておらず¹⁶、証取法を根拠とする請求において旧商法の公正なる会計慣行を用いたこと理由についての言及は特に見られない。

控訴審においても特に訂正はないので、原審の考え方を踏襲しているものと見受けられる。

④ A銀行及び監査人損害賠償請求事件（宇都宮地判平成23年12月21日判例時報2140号88頁）

原告は、A銀行の2回の増資募集（既存の取引先や顧客等への第三者割当）での株式取得者とその相続人らであり、被告は、発行者並びに監査法人及び公認会計士である。各回とも募集にあたり発行登録書が提出されており、そこには、1999（平成11）年3月期の有報の財務諸表、2001（平成13）年9月期半期報告書中の中間財務諸表と同内容の記載がそれぞれされていた。原告は、貸倒引当金の引当不足、繰延税金資産の過大計上による自己資本の過大計上が虚偽記載であるとして、証取法¹⁷及び（又は）不法行為に基づき、預金保険機構により強制取得され無価値となった株式の取得額相当額の損害の賠償を求めた（結果は棄却・控訴¹⁸）。

原告は、真実性の原則が会計基準として適用されること、上場会社の財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等規則に規定された一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守する必要がある、また監査人も、同基準に照らして財務諸表の記載内容が適正であるか否かについて監査を実施しているから、有報等の記載事項につき、旧商法32条2項公正なる会計慣行に反する記載だけではなく、財務諸表等規則に規定された一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反する記載も虚偽記載に当たる等主張した。

対して、被告は、虚偽記載の要件の1つとして、法令若しくは企業会計審議会により公表された企業会計の基準において会計上一定の計上額を導くことができる具体的な会計処理方法が定められていること、又は、会計上一定の計上額を導くことができる具体的な会

16 弥永真生『会計処理の適切性をめぐる裁判例を見つめ直す』（日本公認会計士協会出版局、2018）240頁には、本件のこの点に関して、「…同様に考えることができることが、暗黙の前提となっているのであろう。」との言及がある。

17 会社には、24条の4、24条の5第5項又は23条の12第5項、22条、21条1項1号、18条、17条。監査法人及び公認会計士に対しては、24条の4、24条の5第5項、22条、21条1項3号。

18 控訴審判決は判例データベースで入手不可であったため検討対象外とした。

計処理方法が各期において唯一の公正なる会計慣行となっていたことが必要であり、ある具体的な会計処理方法が唯一の公正なる会計慣行となっていたといえるためには、当該会計処理方法が、各期において、一般的に広く公正な会計上の習わしとして相当の時間繰り返して行われ根付いていなければならない、さらに、当該会計処理方法が従前の具体的な会計処理方法を一義的明確に排除するに至らなければならない等主張した。

判決は、旧商法285条の4第2項を論立ての起点とし、具体的な基準を定める明示的な規定が（当時の）商法その他の法令には存在しないとして、旧商法32条2項を適用している。その際、「証取法の目的が「有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、かつ、有価証券の流通を円滑ならしめること」により、国民経済の適切な運営及び投資者の保護を図ることにあることからすれば…、虚偽記載とは、投資者の投資判断に影響を与えるような基本的な事項について真実に合致しない記載があることをいい、その有無については、有価証券報告書等に記載された内容が「公正なる会計慣行」を斟酌し、法令に定められた方法により記載されるべきものに反しているか否かの観点から実質的に判断すべき…」「…仮に財務諸表等の内容が有価証券報告書等に依拠すると記載されている基準に従っていないとしても、当該基準が「公正なる会計慣行」になっていなければ、虚偽記載に当たらないと解すべき…」と示している。そして、「財務諸表等規則一条一項は、有価証券報告書…に記載される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うべき旨定めているが、他方、…財務諸表は商法等の規定によって作成される計算書類として…、公正なる会計慣行を斟酌して作成されるべきものであると定められている（旧商法三二条二項…）ことからすると、財務諸表等規則における「公正妥当な企業会計基準」と商法における「公正なる会計慣行」とは、少なくとも虚偽記載の有無を判断する基準としては実質的に同内容のものを指すと解するのが相当」としている。

小括

以上を整理すると、まず、①②③の事例と異なり、原告が証取法193条に立脚した主張をし、裁判所がそれに応答している点が特徴的といえる。上でみたとおり、裁判所は、証取法でいう虚偽記載の有無は、「公正なる会計慣行」を斟酌し、法令に定められた方法により記載されるべきものに反しているか否かの観点から実質的に判断するとし、さらには、虚偽記載を判断する基準としては、財務諸表等規則1条1項でいう一般に公正妥当と認められる企業会計の基準と旧商法32条2項の公正なる会計慣行とは実質的に同内容と明示しており、この点は他の裁判例と異なる。

2-3 刑事1件

- ① N銀行の役員虚偽有価証券報告書提出罪事件（東京地判平成16年5月28日刑集63巻11号2400頁・東京高判平成19年3月14日刑集63巻11号2547頁・最判第二平成21年12月7日刑集63巻11号2165頁・東京高判平成23年8月30日判時2134号127頁（第2次控訴審））

被告人らは役員であり、取立不能と見込まれる貸出金の償却又は引当をしないことにより過少に圧縮して計上した1998年（平成10）年3月期有報（1997（平成9）年～1998（平成10）年）につき虚偽記載有価証券報告書提出罪（旧証券取引法197条1号）が問われ、1審で有罪、被告人が控訴し棄却・有罪、上告審で原審判決の破棄差戻し、差戻審で無罪となった。

1審において、証取法は商法の特別法であり、証取法が「…会計処理の基準について独自の規定を定めておらず、また、商法の会計に関する規定を変更したり排除したりする特別の規定も設けていない」ことから、財務諸表の会計処理の基準については、旧商法の会計に関する規定が適用されるとして同法285条の4を、そして、その文言の解釈は同法32条2項でいう公正なる会計慣行に拠るとして結論を導いている。

控訴審では、1審の論立てを踏襲し、一貫して、旧商法「公正なる会計慣行」が何であったかについて論じ、上告審・差戻第2次控訴審でも特にこの点の訂正はない。

小括

刑事事件での裁判所の役割は民事とは異なることからか、裁判所が、商法と証取法との関係性について明示している点が特徴といえる。すなわち、両者は、一般法と特別法との関係にあることを理由付けとしているが、このような論立ては、民事では（少なくとも明示的には）見られない。

3 分析

3-1 共通点と特徴

以上、民事4件、刑事1件の裁判例を整理してきたが、これらには共通点と特徴がある。すなわち、第一に、全ての事案において、株式会社の金銭債権の価額に係る貸倒見積額の控除について定める旧商法285条ノ4及び商法計算書類規則10条¹⁹でいう「取り立ツルコト能ハザル見込額」の解釈が争点の1つとされている。そして、どの事案においても概ね、当該金額の算出のための規定は法令上には存在していなかったため、旧商法32条2項の公正な会計慣行の枠組みの下で拠るべき規範を判別する、という流れで結論が導かれている。第二に、既述のとおり、同一の当事者に対して同一或いは類似・関連の問題に関する複数

19 条文は、次のとおり。「第10条 第7条及び第8条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 前項ただし書の場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。

3 取立不能の見込額は、2以上の科目について一括して記載することを妨げない。」

の民事訴訟と刑事訴訟とが提起されているものがある。民事②の事例では、認定事実において関連する裁判例群に言及されており、当該判決の結論もこれら裁判例群との整合性を重んじたことが推測される。ただ、参照先の裁判例群の請求の根拠には旧商法が含まれていることについては特に考慮はされていないものと思われる。第三に、民事では全件で原告の請求棄却、刑事では無罪という結果となっており被告・被告人側の責任は問われていない。

3-2 時点

時点にも一定の共通性が見られる。下記表1は、虚偽記載の可能性が問われた開示の時点をもとめたものであり、全件の事実の発生時点が1999（平成11）年以前となっていることが見て取れる。

表1 虚偽記載とされる開示の時点一覧

民事①	1996（平成8）年～1997（同9）年
民事②	1997（平成9）年
民事③	1994（平成6）年～2000（同12）年
民事④	1999（平成11）年
刑事①	1998（平成10）年

つまり、企業会計法の一連の重要改正、例えば、旧商法・会社法領域での1999（平成11）年の金融商品会計への対応等²⁰、2002（平成14）年の資産評価等の規定の商法典からの削除と法務省令への委任等、2005（平成17）年の会社法及び会社計算規則²¹の制定、2009（平成21）年の会社計算規則の各改正、証取法・金商法に関して、2006（平成18）年の金融商品取引法の制定、2009（平成21）年の連結財務諸表規則の改正の第1条第3項（「企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体」の定め）の新設等が施される以前の事実関係についての判決ということになる。

3-3 理由付け

証取法に基づく事案において旧商法の枠組みを用いた理由付けに関しては、民事④と刑事①のみが比較的詳細な言及をしている。民事④では、証取法の目的規定の下では虚偽記載は公正ナル会計慣行を斟酌して判断すること、財務諸表は商法等の規定によって作成される計算書類として公正なる会計慣行を斟酌して作成されるべきものであると定められて

20 久保大作「商法上の会計規範の決定に関する一考察(1)」法協124巻12号（2007）2725-2728頁。

21 会社計算規則では、旧商法施行規則にあったような資産の種類に応じた評価規定を設けていない。相澤哲ほか「会計帳簿」別冊商事300号（2006）65-66頁。

いることを理由としているようである。刑事①では、証取法が旧商法第2編の特別法であるという点が理由とされていた。

4 若干の考察

4-1 金商法193条の解釈を巡って

以上を整理すると、金商法193条の解釈に関するいくつかの素朴な疑問或いは論点が浮かぶ。

まず、これら裁判例の特殊性である。すなわち、全件において、旧商法285条の4が争点の1つとなっていて、事実関係が1999年以前に発生していて、かつ、諸要素が重複する訴訟がいくつも同時期に進行していて裁判所もそれらの整合性に一定の注意を払っていたことが見受けられる、という特殊性である。とすると、考えるべきは、これを一般化した法理としてよいかどうかということになるように思われる。つまり、上記のような特殊性を持たない訴訟において、同じ理由付け・論立てを用いることが適切であるかどうか、また、常に同じ考え方が導かれ得るかという点である。

次に、仮に、民事④の示すように、証取法193条と旧商法32条2項とが虚偽記載の認定にあたっては実質的に同内容であるというのであれば、至極単純に考えると、迂遠な道を採って旧商法32条2項を適用せずに、直接193条を適用してもよいはずである。そうであるにも関わらず、これら裁判例では敢えて旧商法32条2項を選択している、ということができよう。とすれば、おそらく、格別意識されることはなかったのかもしれないが、旧商法32条2項にしか担えない何かしらの固有の機能・役割があり、そのために同条を用いたと考えることもできないでもない。仮にそうとした場合において、その固有の機能・役割とは何であるかを若干検討するに、これらの事案では、共通して旧商法285条ノ4及び商法計算書類規則10条でいう「取り立ツルコト能ハザル見込額」の解釈が問題となっており、つまり、従うべき会計規範が各法令上一義的には明確ではないという事実関係の状況下では、「慣習」という文言を備えた旧商法32条2項の適用がより適しているという判断があったのかもしれない（いわゆる唯一性の議論）。ただ、いずれにせよ、裁判例では区々の理由付けを用いており、一貫していない。

4-2 会社法431条・会社計算規則3条と金商法193条との差異

ここで一応、現行法の会社法431条及び会社法計算規則（以下、計算規則）3条と金商法193条との法的効果の差異について若干整理する。

会社法及び計算規則制定時のいわゆる「しん酌」規定（計算規則3条）についての解説によれば、（計算規定の資産・負債評価の規律を例として）「現行商法施行規則と同様、ある種の会計事象について複数の会計処理の選択を認め、かつ、その選択の範囲については

主として有価証券報告書提出会社が従うべき会計基準よりも広い選択肢を認めている²²」ほか、そもそも、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行と認められるものは、株式会社の規模、業種、株主構成などによって複数同時に存在し得るものと考えられる。…有価証券報告書提出会社向けの会計基準が企業会計の慣行に含まれることは従来どおりであるが、これに限らず、中小企業等については、不文の会計慣行に委ねられている部分が多く存するところであり、そのようなものが公正な「会計慣行」には含まれないものとするのが会社法の改正の趣旨ではない」とされる。端的に言えば、その対象となり得る会計規範・会計処理方法の射程は、金商法193条よりも会社法431条のほうが広いということになる。

一方、金商法193条ないし財務諸表等規則等でいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当する会計規範或いは会計処理方法であるか否かの判別にあたっては、特に平成21年の財務諸表規則等も踏まえ、その設定主体や設定プロセス等が重視される²³こととなっており、その射程は、少なくとも会社法431条よりは狭い。

つまり、会社法431条の射程と金商法193条のそれとが全く同一であるということは難しいということになる。よって、金商法を請求の根拠とする事案において、会社法431条を会計規範を示す枠組みとして用いるという考え方は、一本稿で見てきたような過去の特殊な裁判例では採り得た論立てであったのかもしれないが、一少なくとも現行法制下では、不適切な解釈なのではないかと考えられる。

4-3 一体開示がなされた文書との関係

一体的開示・一体開示された文書において、この論点はどう関係するだろうか。

仮に、記載の内容面での完全な一体開示がなされると、1つの書類に両法間で①共通化された情報²⁴、②会社法独自の情報、③金商法独自の情報が混在することとなる²⁵。

本稿で検討してきた論点は、(これまで過去の裁判例を見てきたとおり、)一体開示がなされているか否かに関わらず存在するが、一体開示がなされた書類においては、状況は、より複雑になり得るようにも思われる²⁶。というのは、上記①共通化された情報には、会計処理を伴う情報が含まれており、理論的には、それらは、金商法193条及び会社法431条双方の適用を受けた1つの情報として書類に記載されることとなるためである。仮にこの

22 相澤哲ほか「会計帳簿」別冊商事300号(2006)64-65頁。

23 弥永真生『会計基準と法』(中央経済社、2013)917-919頁。

24 端的には、金融庁、法務省「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について(平成29年12月28日)」(2017)で示された15項目。これには、会計処理を必要とする情報が含まれる。

25 平成30年に公表された内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省による「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」の資料(別紙1-2)「有価証券報告書兼事業報告書」では、書式が定められた有価証券報告書をベースとして、事業報告等の会社法由来の情報を追加する形を採っている。

26 一体開示がなされた書類での虚偽記載についての金商法上の責任追及に関しては、現行法の下では、有価証券報告書由来の情報のみが対象となることになりそうであるが、それでよいのか等の他の疑問点もあるが、別稿で検討したい。

ような会計情報に虚偽があり、金商法に基づき責任追及がなされる際には、上記の事実（1つの情報が2つの法の適用を受けているという事実）があるがゆえに、金商法上の責任追及の際に、当事者が会社法431条を根拠として示しやすくなり得、また、裁判所の示す解釈にも影響を与え得ると考えられ、注意を要するものと思われる。

5 むすびにかえて

本稿では、金商法の前身である証取法のみを請求の根拠とする事案のうち、同法193条ではなく、旧商法32条2項の公正なる会計慣行を当てはめる裁判例が何を理由としてかかる論立てを採用しているかについて整理を試みた。

これら裁判例では、まず、その理由付けを明確に示すものは少なく、また、示されているとしてもその内容は区々であった。次に、全件で旧商法285条の4が争点の1つとなっていて、虚偽記載の問われた開示の事実関係の発生時点が1999年以前であり、かつ、諸要素が重複する訴訟がいくつも同時期に進行していて裁判所もそれらの整合性に一定の注意を払っていたことが見受けられる、という共通の特殊性が見られた。

以上を踏まえて、上記の論立てを一般化したものと捉えてよいかにつき若干の検討を試み、少なくとも現行法制下において、会社法431条と金商法193条とを同一とすることは難しく、よって、上記の論立てを採ることは不適切なのではないかということを描した。また、一体開示・一体的開示がなされた文書（記載の内容面での完全な一体開示をしたものを想定）においては、1つの情報が2つの法の適用を受けているという事実が前提となるが故に、金商法上の責任追及の際に、当事者が会社法431条を根拠として示しやすくなり得る素地があることを指摘した。

私見としては、金商法の前身である証取法のみを請求の根拠とする事案のうち、同法193条ではなく、旧商法32条2項の公正なる会計慣行を当てはめるという考え方は、過去の特殊な状況においてのみ適用され得た法理であったと整理すべきと考える。その理由は、①本稿でみてきたように、少なくとも裁判例においては、説得的な理由付けが示されていないこと、②迂遠かつ複雑な解釈であり、無用な社会的コストの元となっている可能性が否めないからである。後者に関しては、特に、一体的開示・一体開示の進展の阻害要素となっている可能性も考えられるため、整理が必要であると思われる²⁷。

27 本稿は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団の助成を受けた。

人権政策の「グローバルマネジメント」 —国家行動計画と人権指標に基づくモニタリング・評価—

“Global Management” of Human Rights Policy: Monitoring and Evaluation through National Action Plans and Human Rights Indicators

三上 真嗣

要約

本稿は、人権政策に関するグローバルマネジメントの構造を、行政学、公共政策学、評価学、国際人権法の学際視座から解明する。国境を越える人権政策は、国連システムが提示する普遍的目標や規範に基づき、各国が「国家行動計画（NAP）」を策定することで国内的に実施される。この国際・国・地方自治体にまたがる多層的ガバナンスにおいて、グローバルな規範とローカルな実践を連結するメカニズムが、「人権指標」を用いた「モニタリング・評価（M&E）」である。ここでは、女性・平和・安全保障（WPS）、子どもの人権、ビジネスと人権の3分野におけるNAPとM&Eの関係を例示し、評価と指標が多層的な行政主体を架橋する様子を示す。そこから、国内の政策体系に再編を促すグローバルマネジメントの動態が明らかとなる。

〈キーワード〉 グローバルマネジメント、M&E（モニタリング・評価）、人権指標、国家行動計画（NAP）、国際人権法

1. はじめに

国際連合（以下、「国連」）の経済社会理事会は、1946年に国連人権委員会¹を設置し、その後の1948年12月には国連総会で世界人権宣言を採択した。この宣言は、後に続く中核的人権条約や地域的人権条約²の礎となり、国際社会における人権の実現と促進に大きく

1 国連人権委員会は、2006年3月に人権理事会に改組。

2 ヨーロッパ人権条約（1950年採択、1953年発効）、米州人権条約（1969年採択、1978年発効）、バンジュール憲章（1981年採択、1986年発効）、ASEAN人権宣言（2012年採択）など。人権条約に関する経緯は、申（2009）に詳しい。また、ASEANにおける経緯は渡辺（2014）を参照。

寄与した。さらに、人権という理念は、人道支援や開発、安全保障といった地球規模の政策課題と不可分なものとして認識されるに至り³、その担い手も国際機関や各国政府（中央政府及び地方自治体）、NGO・NPO、慈善事業家⁴、多国籍企業、市民社会など、極めて多様なアクターへと拡大している。

このような人権政策のグローバル化を象徴するのが、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals、以下「SDGs）」⁵である。人権の実現と促進を基盤に据えるSDGsが、民主主義国のみならず、独裁政権や軍事政権を含む多様な政治体制の国も含めて、全会一致で採択された事実は、現代における人権の普遍的価値を示す上で重要である⁶。一方で、近年の国際政治においては米国のトランプ政権に象徴されるようにSDGsや関連理念に対する反発もみられる⁷。本稿では、このように人権が国際社会の共通目標として浸透しつつも、同時に政治的な対抗軸ともなっている現状をふまえ、国境を越えて展開される人権政策の総体を「グローバル人権政策」とよぶ。

本稿の目的は、こうした「グローバル人権政策」のマネジメント活動を事例として、本誌が掲げる「グローバルマネジメント」を解明し、議論するための一視座を提示する点にある。しかし、「グローバルマネジメント(Global Management)」という新奇の概念は学術研究において十分に洗練、蓄積されているとは言えない。そこで「グローバル・ガバナンス」の一定義である「越境する問題群の操舵、マネジメント」(遠藤編 2010:4)に「マネジメント」の文言がある点に注目し、「グローバルマネジメント」を「グローバル・ガバナンス」の議論における「越境する問題群のマネジメント」とここでは定義してみたい。

その上で本稿は、公共政策の議論に焦点を当て、「人権政策のグローバルマネジメントは、いかなる構造で展開されているか」を問いとする。この問いを探究するにあたり、本稿は行政学(国際行政学、開発行政学)、公共政策学(政策実施論、政策評価論)、評価学、国

3 「ウィーン宣言及び行動計画」(1993年6月採択)の影響が一例。

4 ビル&メリンダ・ゲイツ財団やロックフェラー財団などが人権に関する国際的な会合でも活躍している。

5 A/RES/70/1。

6 人権は、グローバル・ガバナンス(「越境する問題群の操舵、マネジメント」(遠藤編 2010:4)の1テーマでもある。

7 無論、こうしたグローバル人権政策の進展は、無風のうちに受け入れられるわけではない。むしろ近年、その普遍性に対する政治的なバックラッシュが各地で顕在化しており、その典型例が米国第2次トランプ政権による陰謀論に基づく一連の対抗措置である。トランプ政権は、連邦補助金の配分を交渉材料とし、DEI(Diversity, Equity, and Inclusion)にまつわる用語を政策文書から削除するよう地方自治体に同調を強いている。

この圧力の本質は、単なる政策文書上の字句の修正という表層的な問題に留まらない。それは、行政運営の実務、すなわち「マネジメント」の行方を左右するものである。筆者が2025年6月16日19時頃に米国ミズーリ州コロンビア市議会を傍聴した際には、まさにこの問題が争点となっていた。連邦政府からの圧力に対し、議会とシティ・マネージャーを中心とする市行政は抵抗を見せ、市の評価指標や重要業績指標(KPI)をどのように修正すべきか、あるいはその正当性をいかにして守るべきかという、極めて技術的かつ実務的な議論に直面していたのである。

この事例が端的に示しているのは、グローバルなレベルでの理念やイデオロギーの対立が、国境を越えてローカルな行政現場における具体的な「マネジメント」の問題、すなわち行政技術や評価指標の設計・運用をめぐる攻防として顕在化するという様相であり、もう1つの「グローバルマネジメント」像である。

際人権法の理論的蓄積を援用する。

より具体的な分析の焦点は、グローバル人権政策のマネジメントを構成する具体的な仕組み、すなわちグローバルな「人権指標」、各国が策定する「国家行動計画（National Action Plan、以下「NAP」）」、そしてそれらの進捗を測定・評価する「モニタリング・評価（Monitoring and Evaluation、以下「M&E」）」の3点に置く。

2. グローバルな人権政策

(1) 人権の政策アプローチ

グローバル人権政策が対象とする領域は、きわめて多岐にわたる。その核心には、国際人権法が歴史的に追求してきた人種差別撤廃、子どもの権利、障害者政策、ジェンダー政策（女性や性的マイノリティに関する諸政策）、難民保護といった基本テーマが存在する。しかし、現代のグローバル人権政策は、これらの個別課題にとどまらず、人権教育の推進、開発協力、政府開発援助（Official Development Assistance、以下「ODA」）といった人権の普及・促進に関わる多様な手段や方法論をもその射程に収めている⁸。さらに、「人権の主流化」という潮流のもと、食糧援助、災害復興、民主化支援、紛争解決、国連平和維持活動（Peacekeeping Operation、以下「PKO」）、公衆衛生、地球環境問題といった広範な政策領域において人権の視点が不可欠な要素として組み込まれるようになった。人間の安全保障や人道支援⁹とも深く関わり、その結果、本来人権を主たる任務としていなかった数多くの組織が、それぞれの専門領域から人権課題に取り組むようになってきている。

こうしたグローバル人権政策は、どのように国境を越えて実施されるか。この問いを考えるための理論的支柱となるのが、国際人権法学者の棟居徳子が提示する「政策アプローチ」である（棟居 2013：37）。棟居は、人権の実現・促進には司法判断を通じて権利回復を図る「司法アプローチ」と並行して、政策形成過程そのものに関与する「政策アプローチ」が重要であると論じる（棟居 2013：37）。この後者の視座を採用するならば、公共政策学の分析枠組みである「政策過程論」を用いて、人権政策を形成、決定、実施、評価という一連の動態として捉え直すことが可能となる。この政策過程において、地方自治体は住民に対して「人権の実現と促進」という具体的な価値をデリバリーする、最終的な実施の担い手として位置づけられる。

しかし、地方自治体のような国内組織が、国連をはじめとする国際機関が設定したグローバルな基準を直接参照し、政策を実施することは容易ではない。ここに、国際機関と国内の地方自治体との間を仲介する中央政府の役割が浮上する。この結果、国際機関—中央政府—地方自治体という多層的なガバナンス構造が生まれるのである。このような構造において政策が円滑に実施されるためには、国際行政学が明らかにしてきたように、異なるレ

8 国際人権法の観点から人権条約と開発の関係を考えるためには、申（2009）が重要な研究である。

9 国際人権法と国際人道法は異なるものの、人権と人道支援は政策アプローチにおいて重なるところも多い。とくにODAにおいては両者が重視されている。ODA評価については、三上（2025）を参照。

ベルの行政機関が「歯車のかみ合うような『合成』」を前提とした「混成システム」として機能する必要がある（福田 2012：12）。

この多層かつ多様なアクターから成る「グローバル・ガバナンス」においては、単一の世界政府が存在しないため、トップダウンによる政策の強制は困難である（遠藤編 2010：5）。他方で、各アクターの自発的な取り組みのみに委ねることも、政策の実効性を担保する上では十分ではない。このような状況下で、政治体制の違いを乗り越え、実務的な連携を促進する中立的なツールとしてM&Eの重要性が増している¹⁰。

M&Eが機能するための鍵は、客観的な「指標」にある。人権政策の文脈において、棟居は「人権指標¹¹」が持つ4つの重要な機能を指摘している。すなわち、①人権内容の具体化と政策過程への適用、②普遍的定期的審査（Universal Periodic Review、以下「UPR」）等における客観的状況把握、③公共政策の形成・実施・評価への貢献、④義務保有者に対する要求の明確化である（棟居 2013：38-39）。人権指標は、政策の進捗を管理し、アカウンタビリティを確保するための基盤となるのである。

(2) 人権と国連システム

グローバル人権政策の中核を担うのが国連である。国連においては、機能や役割、テーマごとに設置された組織が連携をとりながら体系（system）をなしている（これを「国連システム¹²」という）。人権政策においても、複数の組織が連携することで円滑な実施が可能となっている（坂根 2020：185-189）。

国連システム内部では、人権保障を主たる目的とする機関が、国連憲章に基づく機関（Charter-based body）と人権条約に基づく機関（Treaty-based body）の2系統で整備されており、それぞれが専門性と役割に応じて機能している。前者の国連憲章に基づく機関には、国連総会の下部組織として設置されている国連人権理事会や国連総会第3委員会、経済社会理事会における国連女性の地位委員会などの各種機能委員会がある。さらに特定のテーマごとに各種作業部会を設置し、「特別手続き」を通じて人権侵害の個々のケースに介入する場合がある。テーマ別の問題に対する助言機能としては、人権理事会諮問委員会¹³も設けられている。また、国連総会第3委員会も人権理事会と並び立って人権政策

10 評価（evaluation）は、国際機関と加盟国間の政策をつなぐ「インターフェース」の1つだとも考えられる。城山は、このインターフェースを「国際機関と各加盟国政府との資源（財政的資源、人的資源等）移転関係や政策をめぐる相互作用を規定する管理運営上の制度およびその運用」と定義する（城山 2004：344）。これに従えば、評価（評価制度とその運用）は「政策をめぐる相互作用を規定する管理運営上の制度およびその運用」にあたり、報告書やモニタリングを通じた情報資源の移転や責任追及、それによる組織間連携の手段であると考えられる。

11 たとえば、OHCHRによる人権指標（OHCHR 2012）がある。その他にも、Human Rights Measurement Initiative（以下「HRMI」）のような非営利団体が集計する人権指標もある。HRMIの運営には大学の研究者も携わっており、米ミズーリ大学のStephan Bagwell氏が一例。

12 「国連システム」については、行政学者の坂根徹の研究に詳しい（調達行政については坂根（2005）、欧州連合との比較は福田・坂根（2020）を参照）。

13 人権委員会時代の下部組織であった人権小委員会を改組して設けられた。

を推進しており、たとえば社会開発、犯罪、薬物、女性、子どもの権利、人種差別、難民といった多様なテーマを議論している¹⁴。後者には、人権条約¹⁵に基づいて専門家によって構成される各種の委員会がある¹⁶。人権条約の履行状況を監視する役割を担っており、条約締約国が定期的に提出する報告書を審査している。これら2系統の機関の活動を事務局として支え、人権基準の発展、実施、監視において中心的な役割を果たしているのが、国連人権高等弁務官事務所（Office of the High Commissioner for Human Rights、以下「OHCHR」）である。「ウィーン宣言及び行動計画」を受けて1994年に設置¹⁷されたOHCHRは、国際人権基準の発展や遵守状況を監視し、国際社会と協力して国際的な人権保護、人権侵害の解決に向けた取り組みをすすめている。また、国連システム内の連携を図りつつ、個々の国や地域における人権政策の実施状況を評価し、必要な支援や提言を行っている。

さらに、コフィ・アナン事務総長（当時）が提唱した「人権の主流化」以降、国連改革は大きく進展した¹⁸。その結果、国連開発計画（UN Development Programme、UNDP）や国連児童基金（UN Children's Fund、以下「UNICEF」）、国際労働機関（International Labour Organization、以下「ILO」）、世界保健機関（World Health Organization、以下「WHO」）といった多様な専門機関および関連機関が、それぞれの専門領域において人権の視点を統合するようになった。2005年7月の国連民主主義基金の設立¹⁹も、人権と開発、民主化支援という異なる政策領域が融合する現代的潮流を象徴するものである。

(3) 人権と開発目標：SDGs

人権は、国際的な開発目標においても重要視されるようになった²⁰。その過程のなかで、国際人権法における諸基準はSDGsに普及していった（表1）。さらに国際的な開発目標が発展途上国だけではなく先進国でも使われるようになり、多くの政策領域に人権指標が浸透していった。いわば、人権という政策目的・目標の「傘」が、異なる政策領域や実施

14 A/C.3/77/L.1.

15 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」（人種差別撤廃条約）、国際人権規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、付属の選択議定書）「あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）、「拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）、子どもの権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約など。

16 行政学者の坂根徹によれば、国連における人権政策の体制は、複数の人権条約があるために分散的・分権的であると考えられている（坂根 2020：187）。

17 A/RES/48/141.

18 A/59/2005.

19 A/RES/60/1, para. 136-137.

20 人権と開発の2レジームの実効的統合については申（2009）を参照。

表1 人権と開発目標の関係

人権諸条約等 (主な対応例)	MDGs (8目標) 21ターゲット、60指標	SDGs (17目標) 169ターゲット、231指標
子どもの権利条約26、27； 社会権規約6、9、11	1. 極度の貧困と飢餓の撲滅	1. 貧困撲滅 2. 飢餓撲滅 3. 健康と福祉 4. 質の高い教育 5. ジェンダー平等 6. 安全な水とトイレ 7. エネルギー 8. 雇用と経済成長 9. 産業と技術革新 10. 不平等の根絶 11. まちづくり 12. 生産と消費 13. 気候変動 14. 海洋資源 15. 陸上生態系の保護 16. 平和と公正 17. パートナースhip (※省略表記)
子どもの権利条約28；社会 権規約13、14；女性差別撤 廃条約10；人種差別撤廃条 約5(e)；障害者権利条約7、 24	2. 普遍的初等教育の達成	
子どもの権利条約2、28； 社会権規約13、14；女性差 別撤廃条約10；人種差別撤 廃条約5(e)；障害者権利条 約6、24	3. ジェンダーの平等の推 進と女性の地位向上	
子どもの権利条約2、6、 24；自由権規約6；社会権 規約12(2)(a)	4. 乳幼児死亡率の削減	
女性差別撤廃条約10(h)、11 (f)、12(1)、14(b)、一般的意 見12；人種差別撤廃条約5 (e, iv)；社会権規約12； 子どもの権利条約24(d)	5. 妊産婦の健康の改善	
HIV/AIDSと人権に関する 国際ガイドライン；社会権 規約12、一般的意見4、7	6. HIV/エイズ、マラリ ア及びその他の疾病の蔓 延防止	
子どもの権利条約24(C)；社 会権規約11、12	7. 環境の持続可能性の確 保	
国連憲章1(3)；社会権規約 2；子どもの権利条約4	8. 開発のためのグローバ ル・パートナースhip	

(出典) Kuruvilla et al. (2012 : 147-148) 表2にSDGsを加筆し、三上作成。

主体に差し掛けられ、影響の及ぶ範囲が拡大していったイメージである²¹。

この接点として重要だったのが、1993年6月に世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」であった。ここで確認された人権の普遍性は、2000年9月に採択された国連ミレニアム宣言²²にも影響を与え、国連ミレニアム宣言では「人権」を含む7テーマに国際社会が連携・協調して取り組むことが合意された。すなわち、「①平和、安全及び軍縮、②開発及び貧困撲滅、③共有の環境の保護、④人権、民主主義及びグッドガバナンス、⑤弱者の保護、⑥アフリカの特別なニーズへの対応、⑦国連の強化」²³であった。

この7テーマから、8目標60指標で構成される「ミレニアム開発目標 (Millennium

21 行政学者の村上裕一は、ワシントン条約の実施を例にした試論のなかで、政策目標・目的の「傘」が複数差し掛けられ、SDGsのようなルールが重層化し、国際・国内、公共・民間といった「空間」を隔てた属性の一体化が進むと考えている(村上 2020 : 1035)。類似の調整メカニズムは、途上国と先進国の「開発行政」でも見られる(山谷・三上 2023)。

22 A/RES/55/2.

23 JICA「MDGsの概要と8つの目標」JICAウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/organization/sdgs/about_MDGs.html, 2023年8月31日取得)。

Development Goals、以下「MDGs」)が作られた。MDGsの目標期間が終了すると、2015年には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致によって採択され、新たな開発目標であるSDGsを次の目標に据えることとなった²⁴。

SDGsはMDGsの人権に関する視点も受け継ぎ²⁵、より一層人権との結びつきを明確に打ち出していった。2018年にはSDGsの実現と人権の保護・促進とが相互に補強しあう一体のものであると考えられるようになり²⁶、平和・安全保障・人権などの諸目的を集約していった。グローバル人権政策は転機を迎え、これ以降人権政策の展開にもSDGsが積極的に用いられるようになった。

このSDGsの進捗状況を把握するために、全世界共通の指標である「SDGグローバル指標 (SDG Global Indicator)」が作られるようになった。これは、2015年5月に設置されたSDG指標に関する機関間専門家グループ (Inter-agency and Expert Group on SDG Indicator, IAEG-SDGs) における議論を経て、国連統計委員会で2017年7月に合意、同年10月には経済社会理事会、国連総会で承認された指標である²⁷。「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメント」を例にあげれば、身体的暴行・心理的攻撃・経済的圧迫・性的強要の比率、議会における女性議員の割合、管理職に占める女性の割合、あるいは携帯電話の男女別保有割合など、さまざまなグローバル指標が設けられている。これに基づいて、各国共通で経年的なモニタリングが行われるようになり、人権の視点はSDGsの指標とともに幅広い政策に浸透していった。

3. 国家行動計画とM&E

(1) 女性の人権：WPS

日本はどのようにグローバル人権政策を国内行政に取り込んでいるか。ここでは3分野 (女性の人権、子どもの人権、ビジネスと人権) を取り上げ、「国家行動計画」と「M&E」に注目して概観する。

まず、女性の人権のうち「女性・平和・安全保障 (Women, Peace and Security、以下「WPS」)」に焦点をあてる。これに関連する主要な経緯は年表に整理している (表2)。WPSアジェンダは、世界人権宣言 (1948年) や国際人権規約 (1966年) に源流を持つ国際的な女性の権利向上の長い取り組みの系譜に位置づけられる。国際婦人年 (1975年) を経て、女性差別撤廃条約²⁸ (1979年) が採択され、法的基盤が整備された後、1995年の北京宣言及び行動綱領では、「紛争解決の意思決定レベルへの女性の参加」と「紛争下に暮

24 A/RES/70/1.

25 SDGsにおいては、17目標が相互に関わるなかで経済・社会・環境の問題が解決に向かうと考えられている。そのため、MDGsとSDGsの目標を単純な対応関係としては描写できない点に留意が必要である。

26 A/HRC/RES/37/24.

27 A/RES/71/313.

28 実務上は「女子差別撤廃条約」。学問領域によっては、より配慮の為された表現である「女性差別撤廃条約」と書く慣習もあり、本稿はこちらの表現を採用している。

表2 ジェンダー分野の主な出来事（WPS関連）

年号	国 際	国 内
1946年	経社理、国連婦人の地位委員会設置	
1975年	国際婦人年	
1979年	国連総会、女性差別撤廃条約採択	
1985年		女性差別撤廃条約締結
1995年	第4回世界女性会議、北京宣言及び行動綱領	外務省「女性と開発（WID）イニシアティブ」公表
1999年		男女共同参画社会基本法制定、男女共同参画基本計画策定
2000年	国連総会、「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」開催 安保理、WPS決議1325号	
2005年		外務省「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」公表
2008年	安保理、WPS関連決議1820号	
2009年	安保理、WPS関連決議1888号、1889号	
2010年	安保理、WPS関連決議1960号 UNIFEM&国連グローバル・コンパクト、「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」作成	
	国連総会、UN Women設立を決定	
2013年	安保理、WPS関連決議2106号、2122号 女性差別撤廃委員会、一般勧告第30号	
2014年		外務省、総合外交政策局女性参画推進室設置
2015年	UN Women日本事務所設置	「WPS第1次行動計画」公表
2019年		「WPS第2次行動計画」公表
2023年		「WPS第3次行動計画」公表

（出典）WPS行動計画をもとに三上作成。

らす女性の保護」が明確に謳われた。さらに、紛争下の性的暴力を戦争犯罪と規定した国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程（1998年）の採択は、WPSの理念を具体化する上で重要な転換点となった。

こうした歴史的文脈のもと、2000年に国連安全保障理事会において、紛争予防・解決プロセスやPKOにおける女性の主体的な参画、そして紛争下における女性の権利保護と特別なニーズへの対応に主眼を置く決議第1325号が全会一致で採択された。これを起点とする一連の安保理決議群が、今日「WPSアジェンダ」として知られる政策領域を形成している。さらにジェンダー主流化の観点などから取組みを補強するために、追加の安保理決議が採択されてきた。

このWPSを推進する国際機関が、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women）」（国連女性機関、以下「UN-Women」）である。UN-Womenは、ジェンダー主流化やこれに関連

する人権政策の重要な推進者であり²⁹、日本政府との連携も図ってきた。

日本は、従来、男女共同参画政策や開発協力の文脈でジェンダー政策を推進してきたが、WPSアジェンダを履行するため、2015年に初の「女性・平和・安全保障に関する行動計画（NAP）」を策定した。このNAPには、政策の実効性を担保するための「M&E」の枠組みが明確に位置づけられており、関係府省庁によるモニタリング作業部会と、外部有識者を交えた評価委員会が定期的に進捗評価（「WPS評価」）を実施する体制が構築されている³⁰。このように、WPSというグローバルな人権政策の実施過程において、NAPを経由して「評価」が制度的に組み込まれている。

(2) 子どもの人権：GPeVAC

女性の人権と同様の構造（NAPとM&E）は、子どもの人権に関する政策領域においても確認することができる。その代表例が「子どもに対する暴力撲滅行動計画」である。日本は子どもの権利条約の締結以降、関連する国内法の整備を着実に進めてきた（表3参照）。この国内的な取り組みと並行して、2015年に採択されたSDGsが「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問をなくす」（ターゲット16.2）という普遍的目標を掲げたことは、政策実施の新たな推進力となった。ここには性的搾取や虐待等への対策も含まれており、これまでの人権実現の努力や取り組みとも重なり合う。

この共通目標に向けた国際的な取り組みの強化を図るために、UNICEF主導の下で「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（Global Partnership to End Violence Against Children、以下「GPeVAC」）」が設立された。日本は2018年に、このGPeVACの参加国³¹となり、2021年には関係府省庁連絡会議を開催して、「子どもに対する暴力撲滅行動計画³²」を策定することとなった。

この行動計画では、既存の制度やガイドライン、政策などを組み合わせて体系化を試みており、関係府省庁や地方自治体の役割分担も方針付けている。たとえば、児童福祉法や児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法といった関連する法律にくわえて、その具体化となる各種の計画が体系化されている。いじめ防止の方針、人権教育の推進、「都道府県社会的養育推進計画」、あるいは学校における部活動の指導ガイドラインまでもが計画のなかに組み込まれている。このほか、子どもに対する性犯罪や性的搾取の課題も示されている。いわゆる「JKビジネス」対策のように、女性の人権をはじめとする他の人権領域との連携も明記されており、政策の包括性と分野横断性が企図されている。

29 UN-Womenは、女性に関する人権政策の有効性を高めるべく2010年に既存のジェンダー関連機関を統合した組織である。具体的には、国連経済社会局女性の地位向上部(DAW)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)、ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、国連婦人開発基金(UNIFEM)の4機関である。

30 政府側の窓口を、外務省総合外交政策局女性参画推進室が担っている。

31 正式には「パスファインディング国」。

32 関係府省庁連絡会議（内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省）（2021）「子どもに対する暴力撲滅行動計画」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100224422.pdf>, 2023年8月31日取得）。

表3 子ども分野の主な出来事（GPeVAC関連）

年号	国際	国内
1951年		児童憲章
1959年	国連総会、子どもの権利に関する宣言	
1979年	国際児童年、人権委員会に作業部会設置	
1989年	国連総会、子どもの権利に関する条約採択	
1990年	国連、子どものための世界サミット開催、世界宣言を実施するための行動計画採択	
1994年		子どもの権利に関する条約締結
1999年		児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法制定
2000年		児童虐待防止法制定
2001年		児童の商業的性的搾取に反対する国内行動計画策定
2002年	国連子ども特別総会	
2003年		青少年育成施策大綱策定
2006年	国連事務総長、子どもに対する暴力に関する調査報告	
2006年	子どもの権利委員会、一般的意見8号採択	
2011年	子どもの権利委員会、一般的意見13号採択	
2015年	SDGs採択、ターゲット16.2子どもに対する暴力の撲滅	
2016年	子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）設立	SDGs推進本部設置、SDGs実施指針決定
2018年		GPeVACパスファインディング国（参加国）入り
2021年		関係府省会議、子どもに対する暴力撲滅行動計画策定

（出典）「子どもに対する暴力撲滅行動計画」を参考に三上作成。

こうしたNAPの体系化には、GPeVACの「戦略文書（End Violence Partnership Strategy）」が国際的に参照されている³³。ここには、UNICEF主導で作られた「INSPIRE」パッケージが用いられ、各国の取組の共通化と戦略的な管理が試みられている。この「INSPIRE」は7つの戦略から構成されるが、その1つとしてM&Eが明確に位置づけられている点が重要である。

このM&Eを実務的に運用するための具体的な方針文書が、「INSPIRE M&E成果枠組み（M&E Result Framework）」である。この枠組みは、子どもの人権に関する詳細な人権指標を提示するとともに、アウトプット、アウトカム、インパクトの3段階に応じた評価手順を規定している（UNICEF 2018）。ここにもまた、「評価」を媒介とした政策アプローチによって、グローバル人権政策の履行と実施を図ろうとする現代的なガバナンスの動態をみることができる。

33 開発分野の評価で使われる「セオリー・オブ・チェンジ（Theory of Change）」も利用されている。

(3) ビジネスと人権：Protect, Respect and Remedy

最後に、近年国際社会において急速にその重要性が高まっている「ビジネスと人権」の領域に目を向ける。この分野の理論的基礎を築いたのが、2008年に国連人権理事会へ提出されたジョン・ラギー国連事務総長特別代表(当時)による報告書である。同報告書は、「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」という3つの柱から成る枠組み(Protect, Respect and Remedy Framework)を提示した。この枠組みを具体化した「ビジネスと人権に関する指導原則」³⁴が2011年に人権理事会において全会一致で支持され、国際的な標準として確立された。これを受けて、国連人権理事会には「ビジネスと人権」に関する作業部会が設置され、指導原則の普及と実施を世界的に推進している(おもな経緯は表4参照)

この国連における潮流を制度的に後押ししたのが、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development、以下「OECD」)である。OECDは、国連の「ビジネスと人権」指導原則と足並みを揃えるべく、既存の「OECD多国籍企業行動

表4 「ビジネスと人権」分野の主な出来事(行動計画関連の一部)

年号	国際	国内
1976年	OECD、「OECD多国籍企業行動指針」策定	
1977年	ILO、「ILO多国籍企業宣言」を策定	
1999年	国連グローバル・コンパクト	
2005年	国連人権委員会、ジョン・ラギーを「人権と多国籍企業」の国連事務総長特別代表に任命	
2008年	ラギー、「保護、尊重及び救済の枠組み」を人権理事会に提出	
2011年	人権理事会、「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施」支持。「ビジネスと人権」作業部会設置	
2015年	SDGs採択 G7エルマウ・サミット首脳宣言、指導原則を支持	
2016年		SDGs推進本部設置(5月)、SDGs実施指針策定(12月)
2018年	OECD、「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」公表	
2020年		「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)策定
2021年		「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議」設置

(出典)『「ビジネスと人権」に関する行動計画』を参考に三上作成。

34 A/HRC/17/31.

指針 (OECD Guidelines for Multinational Enterprises)」(1976年策定)を2011年に改訂し、企業が人権を尊重する責任を負うことを明記した章を新たに追加した (OECD 2011:3)。G7エルマウ・サミット (2015年6月) やG20ハンプルク・サミット (2017年7月) といった主要な国際会議の首脳宣言においても、指導原則への強い支持と各国の行動計画策定を歓迎する旨が盛り込まれ、国際社会における規範化が一層進んだ³⁵。

これら国際的な規範の進展を受け、各国政府は指導原則を国内で履行するためのNAPの策定を進めている。日本政府もまた、SDGs達成への貢献という文脈も踏まえ、『『ビジネスと人権』に関する行動計画 (2020-2025)』を策定した。この行動計画は、国際社会を含む社会全体の人権保護・促進への貢献、関連政策の一貫性の確保、そして日本企業の国際競争力と持続可能性の向上等を目的としている。計画の実施にあたっては、関係府省庁施策推進・連絡会議³⁶や関係府省庁連絡会議³⁷といった省庁横断的な体制が整備されている。

そして、これまでの2事例と同様に、この行動計画においても「評価」の視点が制度的に組み込まれている。行動計画の期間を2020年度から2025年度までの5年間と定め、その実施状況を毎年、関係府省庁連絡会議において確認することが明記されている。特筆すべきは、その確認方法について、「関係府省庁における既存の評価指標の活用も含め、可能な限り、客観的な指標を用いるように努める」と規定している点である³⁸。ここにもまた、評価をマネジメントのツールとして活用し、グローバルな規範を国内政策へと落とし込む「政策アプローチ」の論理が貫かれている。

4. 評価と指標によるグローバルなマネジメント

(1) 内部的・外部的な評価

「グローバル人権政策」がNAPを通じてM&Eを制度化 (institutionalization) し、グローバル人権政策と国内行政を接続するならば、このインターフェースでは「評価」活動はどのように多層に展開されるのか。ここには国内行政における活動を集計し、国際機関に報告するボトムアップな方法と、国際機関が外部的な評価を実施するトップダウンな方法の2方向がある。

第1に、国自身がその履行状況进行评估し、国際社会に報告する内部的な評価の形態である。各国政府は、前節で述べた各種人権条約の遵守状況を報告する義務を負っており、そ

35 ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議 (2020) 『『ビジネスと人権』に関する行動計画 (2020-2025)』 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>, 2025年9月30日取得)、3頁。

36 内閣官房 (2023) 『『ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議』設置要綱』 (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/pdf/yoko.pdf, 2023年8月31日取得)。

37 外務省 (2021) 『『ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議』設置要綱』 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100180501.pdf>, 2023年8月31日取得)。

38 ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議 (2020) 『『ビジネスと人権』に関する行動計画 (2020-2025)』 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>, 2025年9月30日取得)、31頁。

のための共通様式として「共通コア文書³⁹」を作成している。たとえば日本政府が2019年10月に提出した共通コア文書は、国内の政治・行政制度から人権政策の全体像に至るまで、網羅的な自己評価を国際社会に対して提示するものである。こうした報告の視点や指標など詳細な様式もまた、国際的なガイドライン（HRI/GEN/2/Rev.6など）によって定められている。なお、SDGsの実施状況についても同様に、国連のハイレベル政治フォーラム（HLPF）の場で「自発的国家レビュー（Voluntary National Review、以下「VNR」）」として報告される。日本も2017年と2021年にVNRを提出しており、ここでは各種の統計指標や地方自治体の先進的な取り組みが、目標達成度を測るためのエビデンスとして用いられている。

定期的な評価としては、基本的に内部的な評価が大半を占め、そのための評価委員会を設けて外部有識者ととも評価活動をすすめる。より実務的には、次のようなメカニズムである⁴⁰。以下の図1のように国際的な大目標（I「参画」、II「予防」、III「保護」、IV「人道・復興支援」、V「M&E、見直しの枠組」）のそれぞれに目標が設定され、その目標ごとにそれを解決するための手段たる具体策がおよそ4種類程度設定される。次に、それぞれの具体策を把握するためにどのような指標が必要かをいくつかの指標群で説明する。最後に、それぞれの指標がどの組織に該当するかを設定する。現実的には、行政活動で一般的な「作業依頼」とそれに基づくペーパー・フロー（実際は、エクセルファイルの集計フロー）を実施していると考えられる。すなわち、この評価指標に合わせて「作業依頼」を各府省庁に出す。作業依頼を受け取ったときに、所掌の政策・施策が寄与していると考えた場合に、自己申告の形で外務省に返送する、という手続きをふむ。

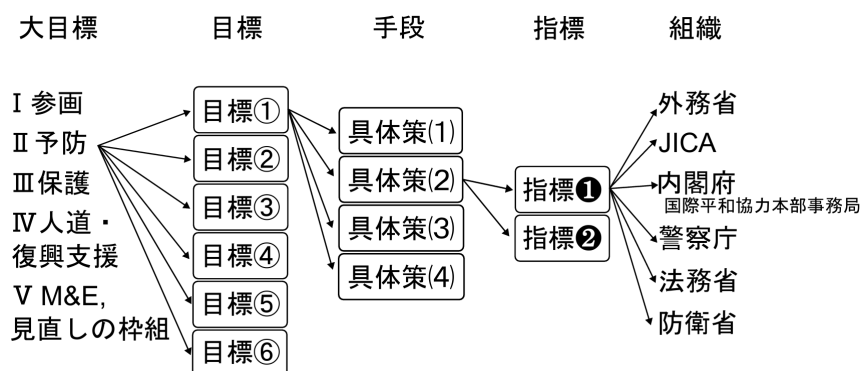


図1 WPSの評価体系（第1次NAPと第2次NAP）
（出典）第1次NAPと第2次NAPをもとに三上作成。

第2に、国連機関等の外部主体が国の実施状況の評価する外部的な評価の形態である。

39 HRI/CORE/JPN/2019.

40 ここではWPSのケースを述べるが、人権領域が異なると細部には違いが生じる。また、この図1は第1次NAPと第2次NAPをもとにしたものであり、第3次NAPでは異なる場合がある。この領域間比較や報告書の変遷については別稿で取り上げる必要がある。

その代表例が、国連人権理事会が全加盟国の人権状況を約4年半ごとに審査する「普遍的定期的審査（UPR）」であり、各国政府と共同して報告を作成する形をとっている。さらに、より特定の課題に焦点を当てた「特別手続き」に基づく調査活動も重要な外部評価メカニズムとして機能する。2023年7月から8月にかけて「ビジネスと人権」作業部会が実施した訪日調査はその好例である。同作業部会は、日本政府が策定したNAPの実施状況を検証するため、中央省庁や地方自治体、企業、労働組合、市民社会といった多様なステークホルダーと面会を重ねた。その過程でジャニーズ事務所における性加害問題といった個別具体的な事案にまで踏み込み、実効的な救済措置を促した報道は記憶に新しい⁴¹。こうした調査結果は報告書として国連人権理事会に提出され、国際的な監視と勧告の基礎となる。

(2) 評価システムの全体像

これら内外の多様な評価活動は、相互に連携し、グローバルな規範をローカルな実践へと結びつける1つの巨大なシステムを形成している。本稿が提示した図2は、この多層的なガバナンス構造を模式的に示したものである。

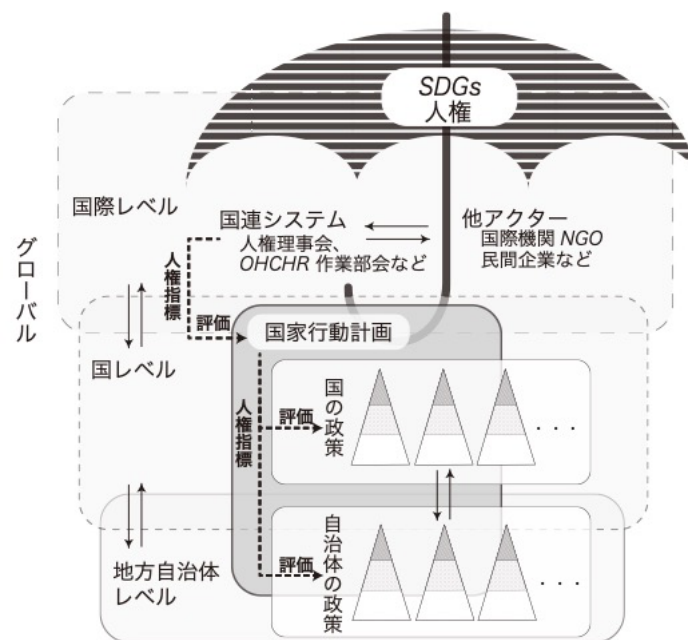


図2 グローバル人権政策の評価システム（イメージ図）
 （出典）村上（2020）の図を参考に、本稿の議論をもとに三上作成。

図2が示すように、国際レベルで設定されたSDGsや人権規範は、国連システム（人権理事会、OHCHR等）を通じて具体的な「人権指標」へと落とし込まれる。この指標体系

41 OHCHR（2023）「国連ビジネスと人権の作業部会：訪日調査、2023年7月24日～8月4日、ミッション終了ステートメント」（<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-japanese.pdf>, 2023年8月31日取得）。

を拠り所として、各国は国内の行動計画であるNAPを策定する。重要なのは、国連等の国際機関が、このNAPの策定を「奨励⁴²」しており、その策定・運用状況を注視し、その内部にM&Eのメカニズムを埋め込むことを促している点である⁴³。換言すれば、NAPと人権指標に紐付けられた国の政策、ひいては地方自治体の政策や日常業務の遂行状況が、グローバルなレベルでモニタリング可能となる構造が構築されているのである⁴⁴。たとえば、前節で述べた「ビジネスと人権」の分野では、OHCHRがNAPの策定ガイダンスを公表し、各国の取り組みの標準化と進捗管理を図っている⁴⁵。随所に浸透させた人権指標に基づいたこの評価の連鎖こそが、グローバルな「政策アプローチ」を実効化するためのマネジメント・メカニズムである。

5. おわりに

本稿は、「グローバル人権政策」のマネジメントという現象を分析対象とすることで、現代におけるグローバルマネジメントの動態を解明するための一視座を提示することを目的としてきた。冒頭で設定した問い、すなわち「人権政策のグローバルなマネジメントは、いかなる構造で展開されているか」に対する本稿の結論は、「評価」と「指標」を媒介とする、グローバルな規範とローカルな実践の制度連関として要約することができる。

本稿で明らかにしてきたように、この連関は3つの段階を経て構築される。第1に、国連システムを中心とする国際機関が、SDGsに代表される普遍的な目標や各種人権条約に基づき、グローバルな政策課題を設定する「国際行政の展開」である。第2に、これら国際的な要請に応答する形で、各国政府が国内の法制度や政策を改めて体系化し、「国家行動計画（NAP）」として具体化する「国内行政の再編成」である。そして、これら2つのレベルを連結し、政策の実効性を担保するメカニズムとして機能するのが、第3の「評価による接合」に他ならない。

この評価メカニズムは、他の政策評価と同じような事後的な検証活動に留まるものではない。むしろ、評価活動を通じて複数の既存の政策体系に対して、別の角度から光を当て、異なる組織や目的で進められている政策の実施活動を1つのストーリーに位置づける役割を演じている。

国際機関は、NAPの策定段階からM&Eの枠組みを制度的に埋め込むことを促し、客観的な「人権指標」を用いることで、国内政策の進捗をグローバルなレベルでモニタリング

42 主権国家に対して強制ができないために、このような表現が頻繁に用いられる。

43 外務省においては、NAPの整備について国連と他国の状況をウォッチしている。ただし、必ずしも省内の隣接組織間でNAPに関する整備方針を共有しているわけではない。そのため人権領域ごとにNAPの作り方には差異があると考えられる。このNAPの差異とそれが評価報告書にもたらす差異の比較検討についても別稿に譲る。

44 様式や戦略的な運用方針も国際的に整備され、監視されている場合もある。

45 OHCHR (2016) 「Guidance on National Action Plans」 (<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/NationalPlans/NAPconsultation.pdf>, 2023年8月31日取得)。

することを可能にしている。このモニタリング・評価の仕組み・仕掛けこそが、人権政策の履行と実施の実態である。女性・平和・安全保障（WPS）、子どもの権利、ビジネスと人権といった本稿で検討した事例が示すように、この構造は多様な政策領域に浸透しつつある。さらにその射程は、人権関連予算のモニタリングといった財政領域にまで拡大する兆候を見せている⁴⁶。

この一連の動態が意味するのは、指標と評価を媒介とした、国内政策体系の静かなる再編である。地方自治体が策定する個別の計画や、現場レベルで実施される日常的な行政サービスまでもが、グローバルな指標体系と評価の論理によって意味づけられ、国境を越えたマネジメントの対象として組み込まれていく。それは、ローカルな行政実践が、もはや純粹に国内的な文脈のみで完結するのではなく、グローバルなガバナンス機構の一翼を担う存在へと変容しつつあることを示唆している。

とはいえ冒頭でふれたように、このグローバルな政策再編の潮流は、政治的な抵抗やイデオロギーの対立と無縁ではない。しかし、そうした緊張関係の中でさえ、評価と指標という客観性と技術性をまとったツールが、異なるレベルの行政主体を架橋し、有効な政策実施を図るための駆動力となっている。グローバルな理念とローカルな実践とが交錯する現代において、この静かなる攻防こそがグローバルマネジメントの最前線なのである。

付記

本稿は、日本学術振興会科研費基盤研究(C)「国際人権法の国内実施における自治体の役割と課題」（研究代表者：棟居徳子早稲田大学教授、研究課題：20K01320）のプロジェクトにおける研究成果の一部である（筆者は研究協力者）。

また、日本評価学会第24回全国大会（於大阪大学、2023年12月16日）の「グローバルな政策の架橋—評価と計画—（共通論題「政策学と評価学）」」、現代行財政研究会（於長野県立大学、2025年5月21日）「現代の行財政における評価管理の重要性—開発協力行政と男女共同参画政策の交錯—」の各報告にて賜ったアドバイスを反映した。

参考文献

- 遠藤乾編（2010）『グローバル・ガバナンスの歴史と思想』有斐閣。
- 坂根徹（2005）『国連システムと調達行政』東京大学21世紀COEプログラム「先進国における《政策システム》の創出」。
- 城山英明（2004）「第2部 加盟国とのインターフェース はじめに」田所昌幸・城山英明編『国際機関と日本—活動分析と評価—』日本経済評論社。
- 城山英明（2013）『国際行政論』有斐閣。
- 城山英明編（2020）『グローバル保健ガバナンス』東信堂。

46 OHCHRによる予算モニタリングの試み（OHCHR 2017）も始まっている。

- 申惠丰 (2009) 『人権条約の現代的展開』 信山社。
- 福田耕治 (2012) 『国際行政学 [新版] —国際交易と国際公共政策—』 有斐閣。
- 福田耕治・坂根徹 (2020) 『国際行政の新展開—国連・EUとSDGsのグローバル・ガバナンス—』 法律文化社。
- 三上真嗣 (2025) 『評価と行政管理の政策学—外務省と開発協力行政—』 晃洋書房。
- 棟居徳子 (2013) 「人権の『政策アプローチ』と人権指標の活用」、矢島里絵・田中明彦・石田道彦・高田清恵・鈴木静編『人権としての社会保障 人間の尊厳と住み続ける権利』 法律文化社、37-47頁。
- 村上裕一 (2020) 「条約実施分析・試論—ワシントン条約を素材として—」『北大法学論集』 70(6) : 1-29。
- 山谷清志・三上真嗣 (2023) 「比較政策論と行政学—開発行政学、比較行政学、国際行政学—」『同志社政策科学研究』 25(1) : 15-27。
- 渡辺豊 (2014) 「ASEAN人権宣言」『法政理論 (新潟大学法学会)』 47(1) : 157-189。
- Kuruvilla, S., Bustreo, F., Hunt, P., Singh, A., Friedman, E., and Luchesi, T. (2012). “The Millennium Development Goals and Human Rights: Realizing Shared Commitments,” *Human Rights Quarterly* 34, 141-177.
- OECD (2011). *OECD Guidelines for Multinational Enterprises*, Paris: OECD Publishing.
- OHCHR (2012). *Human Rights Indicators: A Guide to Measure and Implementation*. (HR/PUB/12/5).
- OHCHR (2017). *Realizing Human Rights through Government Budgets*. (HR/PUB/17/3).
- UNICEF (2018). *INSPIRE Indicator Guidance and Results Framework—Ending Violence Against Children: How to Define and Measure Change*, New York: UNICEF.
- ※その他のウェブ資料は脚注に示している。

Developing Speaking Fluency: Investigating the Role of a Custom AI Chatbot in Japanese University English Education

Mision, Miguel Alberto

Introduction

The integration of artificial intelligence (AI) technologies into language education has accelerated in recent years, offering new opportunities to support second language (L2) learners through personalized and accessible tools. Both Huang et al. (2021) and Busso and Sanchez (2024) highlight how AI-driven chatbots support speaking practice in low-pressure environments, consistently demonstrating benefits such as personalization, increased social presence, and improved learner confidence. For students who may feel anxious or hesitant to speak in front of teachers or peers, such technologies offer an alternative mode of interaction that can help build confidence and fluency over time.

A key challenge in Japanese EFL education is the limited opportunity that students have to engage in spoken English, both in and outside the classroom (Haugh, 2019). Classroom speaking activities often focus on lower-order thinking skills (LOTS), such as memorization and recall, which leaves little time for meaningful interaction or increased confidence and willingness to communicate (Cutrone & Beh, 2018). This emphasis on lower-order thinking skills is strongly influenced by traditional teaching methods such as the grammar-translation method (GTM) and its Japanese adaptation, yakudoku, which prioritize literal translation and grammar acquisition over spoken interaction. Recent classroom research shows that yakudoku remains deeply ingrained in Japanese secondary schools; Lawrence (2025), for example, observed that even after policy shifts encouraging communicative

approaches, translation and grammar-based instruction still dominated lesson time. Busso and Sanchez (2024) similarly note that high school curricula continue to prioritize grammar and reading skills aligned with entrance exam preparation, limiting opportunities for authentic communicative practice. In addition, Humphries (2023) found that Japanese university English majors perceive their speaking ability as inconsistent and underdeveloped, a reflection of the limited oral practice offered throughout their schooling. This issue is compounded by Japan's largely monolingual environment, which offers few chances for authentic language use outside the classroom (Dizon, 2020). Taken together, these factors reveal a persistent gap between national policy goals for communicative competence and the realities of classroom practice, leaving many learners underprepared for practical English communication. This highlights the need for supplementary tools that can create consistent opportunities for oral practice and build communicative competence beyond what current curricula and teacher training allow.

Considering these challenges, there is growing interest in how AI-powered tools, particularly chatbots, can help bridge the gap between classroom instruction and real-world communicative competence. Chatbots can be programmed to replicate natural conversational patterns while still using controlled, level-appropriate language. This makes them a scalable and flexible tool for providing learners with additional speaking opportunities both inside and outside the classroom. Research has shown that AI chatbots are especially promising for contexts like Japan, where learners struggle with limited speaking practice - a result of exam-focused curricula (Kobayashi, 2020), restricted classroom interaction, and the lack of English use in daily life (San Jose et al., 2025). By allowing students to engage in repeated, low-pressure oral interactions - whether guided by curriculum or customized to learner needs - AI chatbots may offer an accessible solution for increasing speaking fluency, confidence, and learner autonomy. This literature review examines the current body of research related to AI-mediated conversation practice and argues that such tools represent a necessary and pedagogically sound response to persistent challenges in English speaking instruction. Focusing on Japanese EFL speaking instruction, this review considers current challenges, assesses existing technological interventions, and proposes that the next stage of development requires voice-enabled, curriculum-aligned AI chatbots.

To address these issues, this literature review is organized into four main sections. First, it examines the current challenges in developing speaking skills within Japanese EFL contexts, highlighting curricular, cultural, and institutional factors that

limit communicative practice. Second, it traces the development of speaking-practice technology, from early CALL tools to today's mobile and online platforms, to explain the rise of conversational AI. Third, it synthesizes recent research on AI chatbots for language learning, with attention to both global findings and Japan-specific applications. Finally, the review identifies key gaps in the existing literature and argues that future progress will depend on voice-enabled, curriculum-aligned chatbot systems that can integrate directly with classroom instruction. Together, these sections build a case for the pedagogical necessity of tailored AI-mediated speaking tools in Japanese university settings.

Speaking Skill Development in EFL Contexts

In recent decades, Japan has made notable efforts to reform English education by promoting communicative competence as a central objective. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology (MEXT) has introduced teaching methods such as communicative language teaching (CLT), project-based learning (PBL), and content and language-integrated learning (CLIL) to better prepare students for global participation (Nakashima, 2021; Okihara, 2014). These reforms reflect a broader national goal of preparing students with the skills needed to succeed in a globally connected and rapidly changing world. However, Japan continues to rank near the bottom in international English proficiency, falling behind neighboring countries such as Thailand and South Korea, which have shown stronger overall performance in English education (Education First, 2024). While the EF English Proficiency Index is not a flawless measure – being based only on self-selected test-takers – it still provides a useful benchmark for comparing relative trends across countries. With English now officially a subject in Japanese elementary and secondary schools; however, the emphasis on practical communication skills remains inconsistent and underdeveloped (Smith, 2025).

One significant barrier to achieving MEXT's communicative goals lies in the limited communicative proficiency of many Japanese EFL teachers. Although most are strong in grammar and vocabulary, their lack of frequent engagement with spoken English and exposure to authentic communicative situations often prevents them from confidently using English for authentic interaction (Saito & Turner 2025). Despite generally positive attitudes toward communicative language teaching, many teachers report that they are unable to implement CLT effectively in practice due to a combination of low confidence in their own speaking skills, rigid curriculum requirements, large class sizes, and a lack of institutional support (Cirocki et al.,

2024).

Although the focus of this review is on university learners, it is important to recognize that many of their speaking difficulties originate in their pre-university experiences. In secondary schools, for example, assistant language teachers (ALTs) are often positioned in limited, non-instructional roles due to licensing regulations and institutional norms (Hiratsuka, 2025; Borg, 2020). As a result, students receive few opportunities for sustained communicative interaction during their formative years. By the time these learners enter university, their speaking skills are already underdeveloped – a pattern repeatedly noted in research on Japanese EFL learners (Humphries et al., 2023; Cutrone & Beh, 2018). Thus, pre-university instructional constraints, including the restricted use of ALTs, directly contribute to the speaking challenges faced by university students today.

Beyond teacher qualifications, deeply rooted cultural and curricular factors also hinder the development of communicative competence. Japan's exam-driven educational system continues to prioritize reading and writing over speaking, with entrance exams reinforcing this imbalance across junior high and high schools (Koizumi et al., 2022; San Jose et al., 2025). Moreover, cultural norms such as valuing silence, indirectness, and group harmony often discourage students from speaking up or taking risks in English (Crosby, 2024). Textbooks reinforce this limitation with unnatural examples focusing on sentence-level grammar and transactional phrases, often omitting the sociolinguistic nuance needed for real-world communication (Arita & Imamura, 2024). As Haugh (2019) notes, "it is common to find Japanese English learners who struggle to navigate simple conversations despite extensive knowledge of grammar and vocabulary" (p. 173). Collectively, these pedagogical shortcomings contribute to a pronounced disconnect between classroom learning and practical communicative ability.

Technological Support for Speaking: Past and Present

Early forms of technology in language education, often referred to as Computer-Assisted Language Learning (CALL), were largely passive – emphasizing drill-and-practice routines over interactive or communicative engagement. Language laboratories, cassette tapes, and basic digital programs provided structured language input but offered limited opportunities for spontaneous speaking or meaningful social interaction. These tools reinforced rote memorization and repetition rather than fostering fluency and authentic language use. Scholars such as Warschauer and Healey have described the formative phase of CALL (often dubbed "Behavioristic

CALL”) in the 1960s and 70s as dominated by stimulus-response patterns and behaviorist pedagogy (1998).

In recent years, Japanese EFL classrooms have gradually incorporated more interactive technologies, including digital whiteboards, learning management systems (LMS), online quizzes, and mobile-assisted language learning (MALL) tools (MEXT, 2011). However, the integration of these tools often remains at surface-level, primarily supporting test preparation or reinforcing vocabulary and grammar drills rather than enabling real-time communication. Despite national initiatives encouraging communicative competence and digital transformation in education, many teachers still struggle to implement technology in ways that support spoken language development (Enright, 2023). Challenges include limited professional development opportunities, lack of institutional support, and low teacher confidence in both using technology and facilitating student-centered speaking activities (Tanaka & Saito, 2021).

While earlier technologies and current classroom tools have not fully addressed the gap in speaking opportunities, they nonetheless highlight an important trajectory: digital resources are becoming increasingly central to language learning. Mobile-assisted tools and online platforms demonstrate that learners are willing to engage with technology outside of class, but these resources often lack the interactivity and communicative depth required to build fluency (Huang et al., 2021). This evolution suggests a growing need for tools that combine accessibility with authentic spoken interaction. AI-powered chatbots represent the next step in this progression, not only because they enable real-time, adaptive, and personalized speaking practice, but also because they require very little training or technical skill to implement. Unlike traditional CALL or LMS platforms that often demand teacher training and software-specific preparation, AI chatbots can be applied with simple, conversation-level instructions, making them immediately usable in the classroom (Busso & Sanchez, 2024). This combination of low entry barrier and high communicative potential positions AI chatbots as uniquely capable of addressing the long-standing challenges of fostering oral proficiency in Japanese EFL contexts.

AI Chatbots for Spoken Language Learning

Recent developments in AI have enabled chatbots to provide more naturalistic interactions than earlier rule-based systems, which relied on scripted responses and limited flexibility. Contemporary chatbots can process natural language input, adjust to learner proficiency, and maintain conversational context, offering a closer

approximation to human interaction (Huang et al., 2021). As Winkler and Söllner (2018) explain, “chatbots have the potential to create individual learning experiences for students and therefore increase learning outcomes and support lecturers and their teaching staff” (p. 29). These capabilities allow learners to receive immediate feedback and engage in extended dialogue while also reducing affective barriers – what Huang, Hew, and Fryer (2021) describe as individualized, low-pressure practice that supports risk-taking and reduces fear of mistakes.

A recent meta-analysis by Lyu (2025), which examined the effectiveness of AI-powered chatbots on second language learning outcomes, reported a medium-to-large overall effect ($g = 0.61$), though the authors noted substantial heterogeneity across studies involving different age groups, proficiency levels, and instructional contexts. These improvements were largely attributed to features such as frequent practice, immediate feedback, and adaptive interaction. The analysis also highlighted that mobile access, multimodal interaction, and the use of generative AI contributed to stronger learning gains. Similarly, Klímová and Ibna Seraj (2023) reviewed seven experimental studies involving university EFL learners and found consistent improvements in speaking performance, particularly in fluency, intonation, and stress. Beyond linguistic benefits, their review emphasized increased learner motivation and engagement, both during lessons and in independent practice. Drawing on self-regulated learning theory, the authors argued that chatbots support autonomy by allowing learners to engage with English flexibly, inside and outside of formal instruction.

AI chatbots can also deliver notable psychological and emotional benefits that traditional methods often lack. In a 2025 mixed-methods study, Ding and Yusof investigated the effects of structured chatbot sessions using the AI platform Mondly over a six-week period. Students in the chatbot group demonstrated significant improvements in speaking proficiency and marked reductions in speaking anxiety compared to a control group that engaged only in traditional classroom tasks. Drawing on IELTS Speaking scores, a validated anxiety scale, and follow-up interviews, the authors found that learners felt more confident, motivated, and relaxed when speaking with the chatbot. As Ding and Yusof (2025) conclude, “these findings underscore the value of designing chatbot interactions to build a comfortable and engaging learning experience, particularly for learners who may experience higher levels of anxiety in traditional classroom settings” (p. 5). These affective benefits align with broader trends in the literature. For example, Wiboolyasarin et al. (2025) observed strong gains in speaking and writing skills

across multiple studies, attributing improvements in part to reduced anxiety, increased practice opportunities, and personalized feedback. Though chatbots appear less capable of capturing emotional nuance or deep conversational complexity (Yuan & Liu, 2024), research suggests they are highly effective when paired with human-led pedagogies, particularly in ways that promote learner autonomy and provide repeated, personalized practice. Taken together, this body of work demonstrates that AI chatbots function best as a complementary tool, enhancing – but not replacing – the forms of communicative development that require human interaction.

Chatbot use in Japanese EFL Contexts

Recent empirical studies in Japan have begun to demonstrate the potential of AI and chatbot-based tools to improve English speaking skills in EFL settings. A randomized controlled trial conducted by Kittredge et al. (2025) involved 567 Japanese learners using the Duolingo platform over a 30-day period. Participants in the experimental group completed at least two video calls per day using Duolingo's AI-powered video call feature, while the control group followed the standard lesson format without calls. Results showed significantly greater gains in speaking and listening proficiency for the video call group. Furthermore, the study found a positive correlation between the number of words spoken during the calls and test score improvements, suggesting that active speaking practice played a key role in skill development. Although the gains are notable, it should be interpreted cautiously given the nature of an internal study and the company's vested interest in positive outcomes. In another Japan-based study, Shishido (2023) introduced an AI-powered e-learning system focused on oral drills, pronunciation practice, shadowing, and simulated conversations. Using TOEIC and the Oral Proficiency Interview (OPI) Online Language Test as pre- and post-test measures, the study reported measurable improvements in speaking ability. The AI driven oral practice tools helped students by offering repetition, flexibility of timing, and supportive feedback – features that are rarely feasible with teacher-centered instruction alone.

However, learner and teacher perceptions of chatbot usefulness are mixed, and there are clear implementation challenges. For instance, a usability study conducted by Koval'yova (2023) with 69 Japanese university students explored how three AI-powered chatbots: Replika, Cleverbot, and Koddy – performed in English text-based conversation practice. Learners appreciated the opportunity to engage in unscripted dialogues and enjoyed the low-pressure environment, but they raised concerns about the inconsistency of responses, limited conversational memory, and the lack of

naturalness in the bots' replies. Other barriers to implementing technology on a wide scale include inconsistent access to reliable devices or internet, limited motivation to practice autonomously, and the need for better institutional support (Tanaka & Saito, 2021). These findings suggest that while AI chatbots are a promising tool for enhancing speaking in Japanese EFL contexts, long-term success depends on better chatbot design, sustained exposure, teacher training, and alignment with learner needs and goals. Thus, future research must not only refine chatbot design but also ensure these systems are closely aligned with local curricula and capable of supporting spoken, voice-enabled practice that learners can seamlessly integrate into their studies.

Gaps in the Literature and Emerging Directions

Although recent research has shown promising results for AI chatbots in improving English-speaking outcomes, most existing studies are still short-term. They typically run for a few weeks or a semester, making it hard to know whether gains are sustained over time. There's a clear lack of longitudinal studies that follow learners for multiple semesters or years to see if improvements in speaking ability, willingness to communicate, or reduced anxiety persist. Similarly, very few studies focus on textbook-aligned chatbot integration – that is, chatbots designed to work with the specific content students are already using in class. This alignment could potentially help in contexts where study materials are tightly prescribed and exams dictate much of the curriculum.

Another emerging direction involves understanding more deeply what factors make chatbot-assisted speaking practice truly effective. A study by Du et al. (2024) suggests that voice-enabled chatbots – ones that support speech recognition and spoken interaction represent an important frontier. But these tools are not yet well studied in the Japanese EFL context. Thus, future work should emphasize longer exposure, design of voice-bot tools, teacher training, and infrastructural support so that the technology isn't just an experiment but a sustainable part of EFL instruction.

Conclusion

In conclusion, while AI-powered chatbots have demonstrated significant potential in enhancing speaking skills, reducing anxiety, and increasing learner engagement in EFL contexts, there remains a clear need for tools that are both voice-enabled and curriculum-aligned. Existing studies show that generic chatbot interactions can improve overall proficiency, but to maximize their effectiveness in Japanese

classrooms, these tools must integrate spoken interaction with carefully scaffolded content drawn directly from students' textbooks. This targeted approach ensures linguistic consistency, reinforces classroom learning, and provides meaningful, low-pressure speaking opportunities beyond the confines of traditional instruction. Moving forward, the development and adoption of voice-based AI chatbots tailored to local curricula have significant potential as a critical step in bridging the gap between classroom instruction and communicative competence in real-world English use.

References

- Arita, Y., & Imamura, A. (2024). Japanese complaint responses in textbook dialogues and ordinary conversations: Learning objects to expand interactional repertoires. *International Review of Applied Linguistics in Language Teaching (IRAL)*. Advance online publication.
<https://doi.org/10.1515/iral-2022-0109>
- Borg, P. (2020). The JET Programme's de facto ESID policy and its consequences: Critical perspectives from the online ALT community. 岐阜協立大学論集 The Journal of Gifu Kyoritsu University, 53(3), 41-59.
<http://gku-repository.gku.ac.jp/handle/11207/334>
- Busso, A., & Sanchez, B. (2024). Advancing communicative competence in the digital age: A case for AI tools in Japanese EFL education. *Technology in Language Teaching & Learning*, 6(3), 1211.
<https://doi.org/10.29140/tl.v6n3.1211>
- Cirocki, A., Ito, A., Soden, B., & Noret, N. (2024). Self-Efficacy Beliefs Among Japanese English-as-a-Foreign-Language Teachers: The Importance of Teacher Experience. *The Electronic Journal for English as a Second Language*, 27(4).
<https://tesl-ej.org/wordpress/issues/volume27/ej108/ej108a4/>
- Crosby, A. (2024). *The complexity of silence in Japanese classrooms: Teachers' cultural and pedagogical perceptions of student silence in English lessons*. *Journal of Silence in Educational Settings*, 2(1), 10-23.
<https://doi.org/10.31763/jsse.v4i1.100>
- Cutrone, P., & Beh, S. (2018). Investigating the effects of task-based language teaching on Japanese EFL learners' willingness to communicate. *The Journal of Asia TEFL*, 15(3), 566-589.
<https://doi.org/10.18823/asiatefl.2018.15.3.566>
- Ding, D., & Yusof, A. M. B. (2025). Investigating the role of AI-powered conversation

- bots in enhancing L2 speaking skills and reducing speaking anxiety: A mixed-methods study. *Humanities and Social Sciences Communications*, 12, Article 1223.
<https://doi.org/10.1057/s41599-025-05550-z>
- Dizon, G. (2020). Evaluating intelligent personal assistants for L2 listening and speaking development. *Language Learning & Technology*, 24(1), 16-26.
<https://doi.org/10125/44705>
- Du, J., Shou, Y., & Dai, C. (2024). Transforming language education: A systematic review of AI-powered chatbots for EFL speaking practice. *Smart Education and Learning*, 5(3), 115-132.
<https://doi.org/10.1016/j.caeai.2024.100230>
- EF Epi (2024). EF English Proficiency Index Japan. Global Ranking of Countries and Regions 2024.
<https://www.ef.com/wwen/epi/>
- Enright, K. (2023). *The use of ICT tools by ALTs in Japanese classrooms. The Language Teacher*, 47(4), 19-24.
<https://doi.org/10.37546/JALTTLT47.4-2>
- Fryer, L. K., Nakao, K., & Thompson, A. (2019). Chatbot learning partners: Connecting learning experience, interest and competence. *Computers in Human Behavior*, 93, 279-289.
<https://doi.org/10.1016/j.chb.2018.12.023>
- Haugh, S. (2019). Examining the challenges concerning communicative competence within Japan. *Human Welfare*, 11(1), 173-179.
- Hiratsuka, T. (2025). Assistant Language Teacher needs and wants for professional development. *The Language Teacher*, 49(2).
<http://dx.doi.org/10.37546/JALTTLT49.2-2>
- Huang, W., Hew, K. F., & Fryer, L. K. (2021). Chatbots for language learning - Are they really useful? A systematic review of chatbot-supported language learning. *Journal of Computer Assisted Learning*, 38(1), 197-216.
<https://doi.org/10.1111/jcal.12610>
- Humphries, S., Aubrey, S., & King, J. (2023). Fluctuations in Japanese English majors' capacity to speak before, during and after studying abroad. *System*, 113, 103001.
<https://doi.org/10.1016/j.system.2023.103001>
- Kittredge, A. (2025). *Video Call improves Japanese English learners' speaking skills: A randomized controlled trial with Duolingo*. Duolingo Research Report DRR2506. Duolingo, Inc.

- https://duolingo-papers.s3.amazonaws.com/reports/Duolingo_whitepaper_language_video_call_improves_speaking_2025.pdf?utm_source=chatgpt.com
- Klímová, B., & Ibna Seraj, P. M. (2023). The use of chatbots in university EFL settings: Research trends and pedagogical implications. *Frontiers in psychology, 14*, 1131506.
<https://doi.org/10.3389/fpsyg.2023.1131506>
- Kobayashi, D. (2020). *Sources of speaking EFL self efficacy of Japanese university students. JALT2020 Conference Proceedings.*
<http://dx.doi.org/10.37546/JALTPCP2020-15>
- Koizumi, R. (2022). L2 Speaking Assessment in Secondary School Classrooms in Japan. *Language Assessment Quarterly, 19*(2), 142-161.
<https://doi.org/10.1080/15434303.2021.2023542>
- Koval'yova, A. (2023). Usability of AI-powered chatbot applications for EFL conversation practice. *JACET Journal, 67*, 51-68.
https://doi.org/10.32234/jacetjournal.67.0_51
- Lawrence, L. (2025). Investigating the use of yakudoku in Japanese secondary school. *Journal of Business Administration, Nihon University, 30*, 29-46.
https://www.bus.nihon-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/04/30_LukeLawrence.pdf
- Lyu, B. (2025). *Effectiveness of chatbots in improving language learning: A meta analysis. International Journal of Applied Linguistics.* Advance online publication.
<https://doi.org/10.1111/ijal.12668>
- Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). (2011). *Five proposals and specific measures for developing English speaking abilities.* MEXT
https://www.mext.go.jp/component/english/_icsFiles/afieldfile/2012/07/09/1319707_1.pdf
- Nakashima, T. (2021). Key points of the revised foreign language national curriculum standards (Course of Study) at elementary school and lower secondary school levels. *National Institute for Educational Policy Research: Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology.*
<https://www.nier.go.jp/English/educationjapan/pdf/20210623-01.pdf>
- Nishino, T. (2008). Japanese secondary school teachers' beliefs and practices regarding communicative language teaching: An exploratory survey. *JALT Journal, 30*(1), 27-51.
<https://doi.org/10.37546/JALTJJ30.1-2>
- Nowlan, A., & Samuell, C. (2019). Communicative Language Teaching: Contemporary Applications in Japan. *Kwansei Gakuin University Humanities Review, 24*(1), 77-87.

- Okihara, K. (2014). The background and basic assumptions of CLIL. *Bulletin of Kyoto Notre Dame University*, 44, 49–60.
- San Jose, D. B., Aribal, E. L. J., Duetes, I., Colina, R., Ocaya, I., & Conde, J. (2025). The cultural weight of silence: A grounded theory of English speaking reluctance in Japanese EFL classrooms. *International Journal of Innovative Studies in Humanities and Social Studies*, 1(4).
<http://dx.doi.org/10.71123/3067-7319.010402>
- Saito, S. & Turner, M.(2025). Language diversity and teaching practices: Japanese high school teachers' understandings of English and their classroom behavior. *Asian EFL Journal*, 21(1), 134–152.
<https://doi.org/10.1080/13488678.2025.2475717>
- Sakui, K. (2004). Wearing two pairs of shoes: Language teaching in Japan. *ELT Journal*, 58(2), 155–163.
<https://doi.org/10.1093/elt/58.2.155>
- Shishido, M. (2023). *Everyone is Talking: Artificial Intelligence + Chatbot for Improving Oral Proficiency in EFL Classrooms*. Proceedings of EdMedia + Innovate Learning.
https://global8.or.jp/EdMedia%2BInnovate%20Learning.pdf?utm_source=chatgpt.com
- Smith, C. (2025). Challenges in English Language Education in Japan: Policy versus Practice. *English Education Journal*, 6(2), Article 912.
<https://doi.org/10.24018/ejedu.2025.6.2.912>
- Taguchi, N., & Naganuma, N. (2006). Translation from learning English to learning in English: Students' perceived adjustment difficulties in an English-medium university in Japan. *The Asian EFL Journal*, 8(4), 52–73.
- Tanaka, S., & Saito, E. (2021). Examining the barriers experienced by EFL teachers when implementing technology in senior secondary schools in Japan: a self-study. *PRACTICE*, 3(2), 96–109.
<https://doi.org/10.1080/25783858.2021.1968281>
- Warschauer, M., & Healey, D. (1998). Computers and language learning: An overview. *Language Teaching*, 31(2), 57–71.
<https://doi.org/10.1017/S0261444800012970>
- Wiboolyasarín, W., Wiboolyasarín, K., Tiranant, P., Jinowat, N., & Boonyakitánont, P. (2025). AI-driven chatbots in second language education: A systematic review of their efficacy and pedagogical implications. *Ampersand*, 14(4), Article 100224.
<https://doi.org/10.1016/j.amper.2025.100224>
- Winkler, R., & Söllner, M. (2018). Unleashing the potential of chatbots in education:

A state-of-the-art analysis. Academy of Management Annual Meeting Proceedings, 2018(1), 15903.

<https://doi.org/10.5465/AMBPP.2018.15903abstract>

Yuan, L., & Liu, X. (2024). The effect of artificial intelligence tools on EFL learners' engagement, enjoyment, and motivation. *Computers in Human Behavior, 162*, 108474.

<https://doi.org/10.1016/j.chb.2024.108474>

【資料紹介】近世中期の犬追物・笠懸・流鏑馬

—大坪本流の馬術書—

二本松泰子

要旨

本稿は、大坪本流に属する馬術伝書『大坪本流兩翼之巻』（斎藤定易著）のうち、「犬追物 濫觴之部 一」・「笠懸 十」・「流鏑馬 十三」を翻刻し、その本文を紹介するものである。大坪本流は、江戸中期において徳川吉宗の武芸奨励策と軌を一にして隆盛した流派であり、斎藤定易によって多数の伝書が編纂・著述されたことが確認される。

本稿で紹介するテキストには、騎射三物（犬追物・笠懸・流鏑馬）の技法・作法に加え、その由来を伝える故実や伝承を含む多様な知識が収録されており、近世中期における武芸復興の具体的な様相を窺い知る資料となっている。本稿は、このようなテキスト群を提示することにより、近世馬術書研究の深化に資することを目的とする。

〈キーワード〉大坪本流馬術（斎藤定易）、騎射三物（流鏑馬・笠懸・犬追物）、馬術伝書・故実（『大坪本流兩翼之巻』）

はじめに

わが国における乗馬の歴史は古く、その起源は千年以上前にさかのぼる。具体的には、5世紀後半に朝鮮半島南部から軍事的な目的で乗馬の技術（馬術）が伝来し、国内に普及したという（注1）。6世紀末には、天皇直属の騎兵を中心とする軍事集団が形成され（注2）、それ以降は、軍事に馬が利用される事例が増えたとされる。平安末期になると武士階級が台頭し、馬を軍事利用するケースがさらに多くなった。こういった経緯を踏まえると、わが国の乗馬の歴史は武芸のそれと言っても過言ではない。鎌倉時代には、馬術は弓術と併せて武

士たちにとっては必須で身に付けるべき武芸の一つと見なされるようになった。

さらに室町時代になると、流鏑馬や犬追物といった弓馬の諸芸は全国各社の神事としても実演され、儀礼の一種として定着する。それにともない、さまざまな流派が確立した。それらは固有の伝書(馬術書)を制作して故実を含む知識や技術の伝授を図り、結果として馬術は学芸の様相を呈するようになった。正徳四年(一七一四)に完成し、享保元年(一七一六)に版行された『本朝武芸小伝』巻之四「馬術」(注3)では、室町時代の馬術の流派を以下のように説明する。

馭キヨ・法ホウハ者 本・邦自二往・古二而爲二武事ノ始ト一故ニ其ノ・法之傳授有リニ諸家ニ一京・都將軍家ノ・末天・下大ニ亂テ諸家・各失フニ家傳ニ一偶タマク・僅ニ存ル・者ハ小笠原家ノ馬・術而・已故ニ諸・士皆ヲ因ルレ之ニ大坪慶秀拔テニ諸士ヲ一而得タリニ精妙ヲ一八條江州悟ルニ微妙ノ緒ヲ一各・皆ナ建ルニ一・家ノ法ヲ一方ニ今ノ之・世謂ヲニ馬藝ヲ一者ノ不レ外ナラニ大坪八條ニ二故ニ以テニ大坪八條ヲ一爲ニ騎・法中・興ノ祖ト一

右によると、「馭法(馬を扱う術)」は、わが国では古くから武事の始まりとされ、その技術は諸家に伝承されていたという。しかし、足利將軍時代の末期に、天下が大きく乱れたことで諸家は家伝を失ってしまい、たまたま、わずかに残っていたのが小笠原家の馬術だけであった。そのため、武士たちは皆それに倣ったという。その後、大坪慶秀と八条江州がそれぞれ抜きんでた才覚を以て自ら一派を立てるに至り、今ではこれを「馬芸」と呼んでいる。馬芸はもともと、大坪・八条の

系統にほかならないことから、両系統は騎法(馬術)の中興の祖とされる」と説明している。

この説明にも見えるように、弓馬術の各流派は室町時代の末期以降、徐々に消滅する。戦国時代が終わって太平の世になると馬術の儀礼そのものが衰退してゆく。それを復興させたのは、江戸幕府第八代將軍・徳川吉宗であった。吉宗は武芸奨励を推進する一環として、騎射三物(流鏑馬・笠懸・犬追物)の再興を目指した。そういった情勢に呼応して、当時の武家の間でも馬術の流派に対する関心が高まり、関連する技術や故実・礼法などを記した伝書(馬術書)が多数制作された。先に挙げた『武芸小伝』はタイミングよく出版された日本最古の武芸列伝書と言えよう。

そういったなかで、多くの門弟を抱えて(注4)隆盛したとされるのが大坪本流という流派である。その名が示すように、大坪流の本流を主張する。天保七(一八三六)年頃に書写された同流派の系譜によると、その伝授の系統は以下のように示される。

大坪本流馭馬系傳

○天照皇太神〔在於天上、降天熊人、求馬而甚喜之。曰此有情者、飛行千里而、
面白哉。國有人之室而猶快也〕

○月夜見尊〔伊勢皇女。傳紀月夜見尊馬馭男也〕

○大己貴尊〔狩牧而得地馬妍哉。受一道一術哉。可馭之馭之哉。此神則始馭熊
作書能也。策祖也〕

○保食神〔葦原中國在。是則生出保食神之頂馬也〕

○武甕槌神〔譴策之祖也。皇孫葦原中國降臨之于時、此神馭乘天班駒而飛馳時、紀伊國熊野山而作足焉故掘天坂樹柏之為策。蓋譴策之祖神也〕

○日本武尊〔一貫間手綱之祖也。當流之宗師也〕

○八幡大神宮〔弓馬之祖神也〕

○厩戸皇子〔作馭馬本紀〕

○貞純親王〔迎來傳之祖也。故為流祖也〕

○義家朝臣〔作五紀鹿嶋流之祖也〕

○六條判官為義〔本傳之祖也〕

○湯山入道中原玄性〔中興之祖也〕

○大坪式部太輔廣秀〔信州住村上故ニ村上式部少輔。號源慶秀。京都仕將軍而、參州領岡崎之大坪于時、四品。慶ハ義ニ訓スル故ニ、改廣而大坪式部太輔源廣秀云々。至老年為入道、大坪菴主入道廣秀ト号ス。歳八十四歳。五月十八日卒去ス。大坪流之祖也。善守馳驅之法明乘也。命永幸及國忠、註義家之五紀五馭全備、自是于此號大坪流者也〕

○村上加賀守永幸〔守父廣秀之教而正馳驅範遂至明乘。亦命先生之仰而註義家五紀。為老年入道德全ト云也。歳五十二歳ニ月晦日卒去〕

○齋藤備前守國忠〔守廣秀及永幸之教而事理全備ス。命先生之仰而註義家五紀。遂受家傳而成馬術之長者。老年為入道號芳蓮者也〕

○齋藤安藝守好玄〔法術全備家傳相續之明乘也。又註善御譜及作好玄紀盛年之時者、號左兵衛尉也。文明九年十月九日成馬術之長者〕

○齋藤備後守忠玄〔從好玄傳馭武之道。天文六年二月二日、遂為馬術之長者〕

○齋藤齋宮頭辰遠〔從忠玄傳馭武之道。為馬術之長者〕

○丹州住僧了慶法師〔從辰遠傳馭武之道。為馬術之長者也〕

○齋藤求馬助辰光〔從了慶傳馭武之道。正保二年正月十一日、為馬術之長者〕

○齋藤主税定易〔從辰光傳馭武之道、而得免狀赤鞭、至廿四歳而、受卯可紫鞭為廿七歳而曉馭家三傳理會馭馬之。本領然後、得金鞭為馬術之長者也。至廿八歳而作武馬見笑集。亦編武馬必用五卷于。此弘之或作銅馬或撰馬相繪或註色紙之卷及飛鳥息相之卷。亦加善御譜再註然後、且欲撰馭家必用編武馬名鑑者也。蓋今天之下因為本家而大坪本流云々〕

久保田宗須弘道〔五馭令免許〕

○久保田多忠弘隆〔定易直弟五馭令免許〕

○堀江源五右衛門藤弘前〔喜連川家藩五馭令免許〕

○足利左馬頭源熙氏〔天保七丙申歳夏五月五馭令免許〕

（早稲田大学図書館所蔵『大坪本流おつほんりゅう馭馬系伝ぎょうばけいでん』（請求記号No.ケ000754.0001））

※句読点は私意に付した。

右に見える大坪廣秀の注記によると、足利幕府に仕え、「参州領岡崎之大坪干時」に四位に任じられたという。さらに廣秀は、義家（源義家）に関する五紀五馭（五つの時代・五つの馬術の技法）について息子・永幸とその高弟である国忠に命じて注釈・整備した。これをもって、大坪流と称するに至り、廣秀は「大坪流之祖」と見なされることとなった。この注記によると、大坪流は小笠原家の馬術ではなく、源義家のそれを継承したものと主張される。

その廣秀から八代目を継承したのが齋藤主税定易である。右掲の定易の注記によると、先代の「齋藤求馬助辰光」から武芸の馬術の道を受け継ぎ、二十七歳にしてすべての馬術の奥義を習得して長者（名人）になったという。さらに、二十八歳のときに『武馬見笑集』を著し、馬術における必須の知識を五巻にまとめ、銅馬を制作したり馬の相の絵を描いたりしたという。また、『色紙之巻』や『飛鳥息相』の巻に注釈を加えたりする。また、『善御譜』にも再注釈を加え、馭家にお

いて必須とされる『武馬名鑑』の編纂を志したという。それらは、大坪本流が本家としての由緒を持つために制作された書物群であった。この注記に見える馬術書以外にも定易が大坪本流を創設したとされる所以は、このようにさまざまな馬術書を執筆した業績によることが理解されよう。定易が著したとされる大坪本流の馬術書の一部は『本朝弓馬要覧』（版本）に所収されるなどして世に広まった。現存する写本も多数確認され、四十冊を超えるシリーズ本もある（注5）。

さて、先述したように、大坪本流の馬術は吉宗の武芸奨励策と連動するように台頭した流派である。定易が著した大坪流の馬術書にはそういった世相が反映され、当時衰退していた騎射三物および鎌倉時代早々に廃絶していた牛追物に関するテキストが含まれている。これらの文献は、近世中期における騎射の認識を窺い知るための貴重な手がかりを提供するとともに、断続的な我が国の馬術史を体系的に理解するうえで有益な資料群と位置づけられるものである。さらに、当該文献群は、伝統的な武芸の復興および再構築を媒介する役割を担っていた点において、従来の伝書群とは一線を画する書物文化の様態を示しており、その特異性は注目すべき対象と見做せよう。

そこで、本稿では、定易が著した大坪本流の馬術書（『大坪本流兩翼之巻』のうち、吉宗が復興した騎射三物（犬追物・笠懸・流鏑馬）のテキストを翻刻・紹介する。犬追物については、一く九の合計九冊ある中から一「濫觴之部」を取り上げる。

「凡例」は以下の通り。

一 翻刻は架蔵本『大坪本流兩翼之巻』『犬追物 濫觴之部 一』、同

『大坪本流兩翼之卷』「笠懸 十」、同『大坪本流兩翼之卷』「流鏑馬 十三」によった。

一 改行は／で示した。改丁は「をもつて示し、(一オ)のように丁数ならびに表裏を示した。

一 字体は出来るだけ底本の表記を重んじるようにしたが、異体字など、一部通行の字体に改めたところもある。

一 明らかな誤字や脱字と思われる箇所はそのまま翻刻し、傍らに(マ)を付けた。

一 虫食いなどで判読不能な文字は□で示した。予想される文字がある場合には、ルビに該当する位置の()内において末尾に「カ」を付して示した。

一 朱書については(朱書)の語と合わせて【】で囲んだ。

一 架蔵本『大坪本流兩翼之卷』

「犬追物 濫觴之部 一」

架蔵本『大坪本流兩翼之卷』「犬追物 濫觴之部 一」について、まずは書誌を以下に掲出する。

表紙左肩に「大坪流兩翼之卷 犬追物濫觴之部【朱書 一】」の

張題簽(縦18.3 cm、横4.5 cm)。縦25.5 cm×横18.3 cm。一丁表に「武道専

門學校圖書印」の朱方印。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全六

丁。半葉九行。漢字片仮名交じり文。

本文(全文)は以下の通り。

大坪本流兩翼之卷ノ 犬追物 濫觴之部 春生軒齋藤定易撰ノ
大凡犬追物者昔時神功皇后三韓征伐之御時ノ新羅百濟高麗之王
等戰負テ悉ク降ヲ乞テ云ク自今以來日本ノ奴トナリテ皇
后ニ隨ヒ奉リ年毎ニ貢物ヲ備ヘ其勤メ懈怠スベカラズト誓
ノ約ヲナス皇后ノ曰汝等者日本ノ犬ノ如シトテ御弓ノ天彌ヲ
以テ大盤石ノ上ニ三韓ノ王ハ日ノ本ノ犬ナリト銘ヲ書付噴テ弓
ノ架ヲ以テ地ヲ打(一オ)玉フ故ニ犬打ト弓架ヲ云モ其因縁
也亦汝等子孫ノ永々日本ノ奴トナリタルヲ忘事ナカレトテ御
ノ鋒ヲ彼國ノ宮門ニ立置テ御歸朝ナラシメ玉フノ今ノ世ニ犬追物
ト云事ハ異國ノ人民ヲ犬ニ象テ敵軍ヲ射ル表示也我朝ヨリ
ハ三韓ハ成ノ方ニアタリタル國ナレハナリ日本ノ官軍引取テ
後ノ末代マデ國ノ耻辱ナリトテ水ヲ以テ洗ヒ火ヲ以テ焼ノ失ハ
ントスレドモイヨク文字鮮ニナリテ今ニアリトノ神功皇后ノ
御縁記ニ載タリト云(一ウ)人皇七十六代 近衛天皇御宇ニ
下野國ヨリノ采女ナリケル女ノ勝レテ美女ナリケルガ其名ヲ玉ノ
藻前ト云内外ノ事ヲ問ニ能々答ル智恵アリテ天子ニ幸セラレ
遂ニ玉躰ニ近キ奉ル久壽二年ノ初ノ秋中ノ十日アマリ月澄照シ
ケレバ天皇清涼ノ殿ニ御幸成テ月卿雲客ノ堪能ナルヲ召テ管ノ
絃ノ御遊アリ于時雲氣色変テ冷ク月陰レ雨ノ風烈ク吹テ御殿
ノ燈明悉ク消タリ殿上人立ノ騒ギ燈明疾ト進ム玉藻前身中ヨリ
光ヲ放(二オ)チ清涼殿ヲ輝ス諸卿奇異ノ思ヲナス其後ノ
玉藻前主上ニ近ク時御腦ト成醫療更ニ効ノナシ安倍泰成ニ
仰テ是ヲ占シメラル泰成ノ蜜奏シテ曰御腦偏ニ玉藻前ノ所爲

也古ノ狐ノ化シテ采女トナリタルニテコソアレノ天丘ニテハ班足王ノ夫人塚神ト化シテ王ニノ勸テ世ヲ亂シ千王ノ首ヲ斬シメタルモ大宛ノ野狐也大唐ニテハ紂王ノ后妲己ト現レタノルモ九尾ノ野狐也幽王ノ后褒似ト化テ烽火ヲ(二ウ)好ミ兵ヲ動シ亂ヲ招キ終ニ幽王ヲ亡タルモ異ノ國ノ野狐也今ノ玉藻前モ下野國那須野ニノ年久シキ古狐ナルベシ惣シテ百歳ヲ經タル野ノ狐ハ里婦ト成テ人ニ交ル例アリト記ス是故ニノ玉藻前ヲ加持スベキノ宣下アリ泰成宮中ニ入テ壇ヲ飭リ四目繩ヲ二重ニ張り壇上ニハ玉藻前ニノ御幣ヲ持テ東西南北ニハ五色ノ幣ヲ立テ泰成ノ祝詞ヲ上祭文ス玉藻前忽ニ五鉢ヲ縮メ幣ヲ捨テ白狐ト成テ東ヲ指テ飛去ヌ御腦即チ(三オ)平諭ス其後公卿詮議アリテ三浦介上総介常ノ陸介ニ詔アリテ下野國那須野ヲ狩シメテ白狐ノヲ狩取ベキノ由アリ依之三介心ヲ合テ下野國ニ至リ數万人ノ列卒ヲ入テ那須野ヲ八重十重ニ卷ノテ狩シム于時白狐ヲ狩出ス三介矢ヲ放ス其矢共ニノ白狐ニ皆中ル野狐倒伏ス是ヲ殺シテ持テ上洛ス其狐ノ腹ニ金壺アリ壺ノ中ニ佛舍利ノアリ院ノ御所ヘ奉ル額ニ白玉アリ常陸介ニ給ル尾ノサキニ二ツノ針アリ一ツハ赤針也上総介(三ウ)ニ給ル亦一ツハ白針也三浦介ニ給ル也狐ヲバ宇ノ治ノ寶藏ニ納ム其靈化シテ那須野殺生石ト于世云ノモ是也天皇御感ノ餘リ勅シテ那須野ノ狩ノ學ヲナスベシトアリケレバ三介共ニ狩裝束シテ帝闕ニ於テノ白犬ヲ一疋牽出シ追放ス三介是ヲ追三浦介ガ矢ノ犬ノミナシ腹ニ中ル二番ニ赤キ犬ヲ放ス常陸介ノカ矢犬ノ膊先ニ中ルトイナヤ上総介カ矢

ヲサマリ骨ノ掛テ中ル三番ニ黒キ犬ノ放ス上総介カ矢ミナシ腹ニノ中ル何レヲ勝ト稱シ是ヲ劣トモ分カタキ矢業ナ(四オ)レバ犬即倒伏ス其業三度ニ及テ終ル天皇歡感斜ノナラズシテ録ヲ給ル是犬追物ノ濫觴トスル者也ノ武家ニ犬追物ヲ翫事ハ鎌倉頼朝公ヨリ發レリ頼朝公平家ヲ討タン事如何トシテカ勝利ヲ得ベシトテ北條時政大庭平太景義ニ密談ス景義カ云軍ノ慮ノ事ハ御心ニアリ兵ヲ馴スハ弓馬ニ越物ナシ就ノ中騎射ノ道者一騎ヲ以テ万騎ヲ支ヘ懸合ノ軍ニノ功アル也其業熊二三術アリ第一流騎馬第二牛追物第三犬追物也君流騎馬ヲ好ンテ未牛追物犬追(四ウ)物ヲ好マス遠矢ノ業ハ牛追物ニアリ細馬ニ乗テ遠ノ近ノ敵ニ渡合其働キヲナスハ犬追物ニアリ其家然モ幕下ニ属ス三浦介上総介常陸介也彼等ヲ召シテ犬ノ追物興行アルベシト云ヘリ頼朝公其儀然ベシトテ家々ノ舊記ヲ集メ則チ興行アリ兵各々是ニノ隨テ其業ヲ勤メ終ニ習練ヲナサシメテ木曾ト平ノ家ヲ討テ天下泰平ノ統ヲホドコスモ騎射ノ徳ナレノバナリ從夫以來武家ノ犬追物ヲ第一ニ翫タル事ノ也(五オ)當流宗師日本武尊ノ迎來流 貞純親王ノ鹿嶋流 八幡太郎 義家ノ六條判官 爲義ノ湯山入道中原 玄性ノ大坪流 大坪式部太輔 廣秀ノ村上加賀守 永幸ノ齋藤備前守 國忠ノ齋藤安藝守 好玄(五ウ) 齋藤備後守 忠玄ノ齋藤齋宮頭 辰遠ノ丹州住了慶坊ノ齋藤求馬助 辰光ノ大坪本流 齋藤主税 定易ノ飯野端立 恒忠ノ飯野彦作 恒直ノ濱田彦内 正憲ノ濱田真住 正恕(六オ) 濱田真住 正榮ノ濱田三平 正徳(六ウ)

二 『大坪本流兩翼之卷』 「笠懸 十」

『大坪本流兩翼之卷』 「笠懸 十」 の書誌は以下の通り。

表紙左肩に「大坪流兩翼之卷 笠懸【朱書】十」の張題簽（縦18.3 cm、横4.5 cm）。縦25.5 cm×横18.3 cm。一丁表に「武道専門學校圖書印」

の朱方印。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全三十二丁。半葉八行。漢字片仮名交じり文。

本文（全文）は以下の通り。

大坪本流兩翼之卷／笠懸 春生軒齋藤定易撰／笠懸ハ鎌倉右大將家ニ始レリ治承六年五月卅日頼朝公由井浦ニ出テ供奉ノ輩ニ弓馬ノ藝ヲ施スベシトテ先牛追物アリ／其時武衛如何思召ケルヤ股解杵ヲ以テ／八尺之串ニ指立サセ愛甲三郎季隆ヲ召サ／レ射サセラル五度は射テ毎度皆中以レ是（一オ）武衛馬ノ跡卜的ノ下トヲウタシメテ小笠懸ノ馬場ヲ定ラル也遠笠懸ハ頼朝公富士ノ野ニテ暮カヽルホトニ鹿一頭馬手ヨリ弓ノ手ヘ切テ走ルヲ遊 外シテ無念思召テ工藤ノ莊司三郎景光ヲ召サレ其旨ヲ仰ラル景ノ光馬ヨリ下テ暫ク案シテ己ガ乗所ノ馬ニ掛タル障泥ヲ外シテ物躡ノ通りニ引掛立テ是ヲ遊シ御覽ト云將軍家如何思召ケルニ（一ウ）ヤ愛甲三郎季隆ヲ召サレ射セラル、季隆由井浦ノ功ヲ頼朝思召サルニヤ 季隆馬ノ躡ヲ走セ少シハムカヘテ是ヲ射取コト數ノ度ニ及ヌレ共皆中ノ景光感シテ云少シ馬ヲハムノカヘテ仕ヘキ旨傳度ハ候ツレ共一方ノ射手ナレハ其事ヲ扣ヘ侍ル所ニ神妙ニ仕ケルト云將軍ノ家季隆方功ヲ稱美シテ馬ト物トノ躡ノ間ヲウタシメ給フニ九杖也其杖ノ數ヲツモリテ馬ノ場

ヲ廣ク定ラレ遠笠懸ノ馬場トス世人舉テ（二オ）是ヲ射ル其比ハ未廣扇子ヲ懸テ繪ノ白キノ所黒キ所ヲ指テ射ケル也狩場ノ次ニ端山ノ麓野筋ノ直成所ニ竹笠ヲ鞭ニ懸テ遊シケルヨリ笠懸ノ名アリ馬場ニテハ綾 蘭笠ヲ藤鞭ニ挾テ立ル也口訣其後皮的ヲ射ル也亦貞ノ應ノ比伊豫中將ト云人アリ騎射ヲ好ミテ笠ノ懸的トテ連錢付タル薰皮的ヲ用ラレケルナリノ興アリトテ人皆用レ之用皮ノ古實トスル（二ウ）者也蓋シ小笠懸ハ股解杵ニ始リ遠笠懸ハ障泥ニ發ト云傳侍也／笠懸馬場之圖ノ馬場之長サ一町亦内屋形ニ構ユル時ハ四十ノ二杖程ニモスル也矢道マテ三十六杖矢道ヲ越シテ六杖也但矢道ハ丈ノ外也何モ外弓ノ尺也／躡ノ廣サ二尺深サ一尺二寸也但シ射習ノ人多クハ溝ノ深サ一尺八寸程ニモスル也（三オ）【図①】此所同前ノ扇形同前ノ馬場末ノ下ノ足入口傳ノ境口同前ノ琛ノ布革ノ日暮テ射時籥アカス也／其明ス所矢道ノ前的ノ見ノエルヤウニアカスヘシ馬ナト驚ヌ／ヤウニスヘシノ圓坐敷テノ雜職三人ノ此所ニ有ヘシノ將軍家ノ矢取ハノ圓坐敷テ二人此ノ所ニ有ヘシ中告之役ノトモ云口訣ノ矢道ノ圓坐敷テノ常ノ矢取ハノ此所ニ二人有ヘシ口傳ノ藤鞭ノ綾蘭笠（三ウ）【図②】躡溝ノ上ノ足入口傳ノ境ノ口ヨリ隅人繩ヲ引張也ノ扇形ノ馬場本ノ扇形ノ横境ノ口ト同シノ境ノ口ヨリ扇形ノ同シ如シノ床筋ノ御前ノ伺公ノ面々ノ見物ノ所ノ日記ノ所ノ役人ノ侍所ノ見物ノ所ノ侍所ノ見物ノ所ノ籥火此所ニアカスヘシノ矢代爰ニ振スヘシノ暮目躡ヘナルヘシノ見物ノ此所ノモ苦ノカラスノ色筵（四オ）【図③】○此所同

前ノ○馬場末扇ノ形同前ノ下ノ足入ノ○此所同前ノウチ入所馬場末扇形ノ端マテ六挟角ニテハ亦ノ尺伸ノ○此所ヨリ馬場末ノ扇形ノ繩ヲ一尺八寸ノホト的ノ方ヘヨセユカムヘシノ○埵ノ外ニテ此所ヨリ馬場末マテノ見物所ニ吉ノ○繩ノ引張ヤウ同前ノ矢通ヨリ馬場末ノ串ノ數十六ナリノ○是ヨリ埵マテ九杖也的ハ七杖ニモノ五杖ニモ立ヘシ的串笠串トモニ五寸ノニ立ルナリ疏ノ方ヘヨセテハムクヘシノ的ト布皮ノ間張弓一杖也ノ矢通ヨリ馬場末ノ串ノ數十六ナリノ○繩ノ引張ヤウ同前ノ矢道廣サ一杖ノ矢取ノ通ノ扇形ヨリ前ノ串ノマテ五十二ナリノ○埵ノ高サ五尺五寸ノ土際ヨリ如此ノ○埵ト布皮ノ間一杖ノ○布皮的トノ間一杖(四ウ)【図④】○小笠懸ノ矢道ノ此邊ニ付ヘシノ○此ウチ上所馬ノ場本扇形ノノ端ヨリ十七杖ノ境ノ口ノ繩手分土ニ入ル也ノ疏溝廣サ上二尺底一尺二寸ノ上ノ足入ノ馬場本扇ノ形ニハ色砂ヲ敷ヘシノ此間數四杖半ノ此ウシロノ串マテ馬場本ノ馬走境ノ口ヨリ三十三杖也ノ境ノ口ヨリ扇形ノノ端マテ四杖半也的ト屋形ノ間ノ四杖ホトニ有ヘシノ屋形ノ破風ノ疏ヘ向テ作ルヘシ(五オ)埵ノ高サ五尺八寸廣サ九尺五寸土際ヨリ其如ク也ノ疏ヨリ埵マテ弓杖九杖ハカリ埵ヨリ布皮ノ間一杖其所ノニ布皮ノ串ヲ立ヘシ夫ヨリ又一杖隔テ的串ヲ立ヘシ的ノヲハ猶以テ近ク懸ル事故實也ノ馬場ヲ開事疏ヲ少的ノ方ヘ由曲テ開ルコト故實也ノ馬場本馬場末ニ扇形アリ其所ヲ大配ト云境ノ口ノヨリ四杖半ニナスヘシノ埵ハ疏際ヨリ一尺二寸ハカリ横埵ニ結ヘシ馬場ノ(五ウ)方ノ竹ヲ上ヘナシテ結コトナリ串數ハ繪圖ノ所ニ出タリ此方ノ埵モ向

ノ埵モ同前也ノ布革ノ串ハ根堀ノ丸竹也土ヨリ上五尺餘リ土入ノ一尺横串六尺餘リ兩方ヘ二寸宛角ヲ出スヘシ布ハ大概六濃也然共其主ノ好ミニ隨テ幾ノ濃ニモスル也能縫合テ上ヲ括リ細竹ヲ入テ横ノ串ノ角ニ結付也勿論四方ノ角共ニ同前細皮ノニテ結ヘシ布淺黃成ヘシ上ヨリ八寸宛下テ菊結(六オ)ヲ付黒皮又ハ黒皮ナルヘシノ布革之圖【図⑤】此卷目一寸ハカリ切入テノ其卷目ヲ黒クヌルヘシノ竹根土ニ入分一尺計ノ爰ヲ布ノスサリサルノヤウニ皮ニテモ細繩ノニテモ結付ヘシノ此方モ同前ノ菊結上ヨリ一尺二寸ニ付ノ裾ヲ袴ノ括リサシノ如ニシテ細ノ差繩ヲ引通シ堅ク串ニ張ベシノ此緒ヲハ二所ニモ付ヘシノ此方モ同前ノ此サキ一寸ハカリ出ノシテセンヲ打也ノ横串竹ニ布ヲ縫括ムナリ(六ウ)將軍家ノ布革ハ色絹ニモ遊シケル古實モアリノ笠懸折掛串之圖將軍家ノ【図⑥】左右ノ竹ハ常ノ竹ヲ用ヨクノ火ヲ入テタメタル吉ノ堅竹ノ末ヲ曲テ上ヨリ紫竹ヲ渡シテ面ヨリ釘ノニテ打付テ細キ繩ニテ三卷宛ニ卷テ三所結ヘシノ釘モ結下ニ三所打ヘシノ上ノ竹ハ紫竹ヲ用ノ右之折掛串ハ將軍家ニ用ラル所ノ圖也歩射ノ方ニテハ丸物ノ折掛串ニ此形ヲ用ルトイヘ共紫竹ニア(七オ)ラス竹二本ヲ以テ上ニテ合セ結也ノ小笠原ノ折掛串之圖【図⑦】前串ノ竹ノ寸左右同前合セヤウハ横ニ合スル也ノ面ニナル方ノ竹ヲ前串ト云其方ヨリ釘ノニテメ細繩ニテ三卷宛三所結ヘシ繪ニハノ後串ニ見ユレトモ左ニハアラス裏ニ成ルナリノ後串ノ武田ノ折掛串之圖(七ウ)【図⑧】前串ノ卷ヤウ青緒ヲ以テ五卷ニ結也ノ大方小笠原家ト同前也ノ後串ノ亦的串ト云物アリ廻リ六寸餘丸ク

スルナリ／檜^{ヒノキ}ニテモ杉^{シラカシ}ナトニテモ鏝^{ケツ}リテ黒^{クロ}ク塗^{ヌル}也高^{タカ}サ四^ヨ（八オ）尺六寸ハカリ土^{ツチ}ハ一尺ホト堀^{ホリ}入^イヘシ横^{ヨコ}串^{クシ}五尺ノ也両^{リョウ}方^{ホウ}ヘ二寸宛^{マク}角^{カド}ヲ出^デスヘシ常^{ジョウ}ニ用^{ヨウ}ル所^{ショ}ノ串^{クシ}ノト知^チヘシノ的^{マク}ハ三六寸也口^{クチ}傳^{デン}圓^{マルク}薫^{カウ}革^{カク}ニテスル也面^{オモテ}ニ白^{シロ}アノリ真^{マコト}中^{ナカ}ハ薫^{カウ}革^{カク}也的^{マク}ノ裏^{ウラ}ニ三所^{サンショ}ニ乳^チヲ付^{ツケ}テ純^{ジュン}繩^{ヅナ}ノヲ付^{ツケ}ヘシ白^{シロ}黒^{クロ}青^{アヲ}打^{ウチ}交^{マセ}ノ繩^{ヅナ}也又^{マタ}白^{シロ}繩^{ヅナ}ニモスルナリノ繩^{ヅナ}ノ太^{フト}サ小^コ指^{ササ}ホト吉^{キチ}長^{チヤウ}サ五尺二寸ハカリ又^{マタ}貞^{テイ}應^{エイ}ノノ比^ヒ世^セニ用^{ヨウ}タル連^{レン}錢^{セン}付^{ツケ}タル的^{マク}ト云^{イフ}ハ駒^{コマ}牽^{ヒキ}錢^{ゼン}ヲ六所^{ロクショ}（八ウ）ニ附^{ツケ}タルヲ云^{イフ}也ノ笠^{カサ}懸^ケ御^ミ牀^{シヤ}之^ノ飭^{シヨク}ノ御^ミ床^{シヤ}ノ真^{マコト}中^{ナカ}ニ白^{シロ}和^ワ幣^ヒヲ立^{タテ}左右^{サマダ}ニ青^{アヲ}和^ワ幣^ヒヲ立^{タテ}ル也中^{ナカ}ハ八幡^{ハチマン}三^{サン}嶋^{シマ}左^{サダ}ハ箱^{ハコ}根^ネ伊^イ豆^{トウ}右^{ミダ}ハ鹿^カ嶋^{シマ}ノ香^{カト}取^{トリ}也ノ置^{ツケ}野^ノ雞^{トリ}御^ミ牀^{シヤ}之^ノ左^{サダ}ニ飭^{シヨク}ル羽^ハヲ拍^タ子^シテ勇^{ユウ}形^{ケイ}一^{イツ}番^{バン}ノ置^{ツケ}鯉^{コイ}御^ミ牀^{シヤ}之^ノ右^{ミダ}ニ飭^{シヨク}ル進^{シム}デ瀧^{タキ}ヲ上^{ノボ}ル形^{ケイ}一副^{イツフ}ノ置^{ツケ}瓶^{ビン}子^コ御^ミ牀^{シヤ}之中^{ノナカ}ニ飭^{シヨク}ル蝶^{テフ}花^{ハナ}形^{ケイ}ハ蠶^{カイコ}ノ蝶^{テフ}形^{ケイ}ノ瓶^{ビン}子^コノ其^{ソノ}前^{マヘ}ニ金^{カネ}ノ畫^エル盃^{サカ}ヲ置^{ツケ}ヘシ一^{イツ}對^{テイ}（九オ）右^{ミダ}者^{モノ}將^{シヤウ}軍^{クン}家^カ及^キヒ高^{カウ}家^カノ殿^{ドン}原^{ハラ}モ上^{ノボ}坐^マノ牀^{シヤ}ニ飭^{シヨク}ル事^{コト}也惣^{ソウ}而^{シテ}弓^{ユウ}馬^バノ儀^ギ式^{シキ}ノ折^{オリ}柄^{カバ}ハ三^{サン}種^{シュ}之^ノ飭^{シヨク}リノハアリト知^チルヘシノ騎^キ射^{シャ}之^ノ人^{ヒト}出^デ立^{タテ}ノ頼^{ライ}朝^{チヤウ}公^{コウ}ヨリ単^{タン}久^{キウ}ノ比^ヒマ^マテハ折^{オリ}烏^ウ帽^{ボウ}子^コニ水^{スイ}干^{カン}小^コ手^テノサシテ夏^カ毛^{モウ}行^{コウ}騰^{トウ}ヲ着^キシ拾^{シツ}決^{ケツ}掛^ケ沓^カハキテ鞭^{ヒチ}ヲノ懸^ケ弓^{ユウ}矢^ヤヲ取^{トル}タル也貞^{テイ}應^{エイ}ノ比^ヒヨリ折^{オリ}烏^ウ帽^{ボウ}子^コニ青^{アヲ}ノ襖^{ウス}小^コ手^テサシ拾^{シツ}決^{ケツ}掛^ケ行^{コウ}騰^{トウ}沓^カハキテ鞭^{ヒチ}ヲ腰^{ウサ}ニ納^{ナド}（九ウ）メ弓^{ユウ}矢^ヤヲ帶^{オビ}シタル也ノ素^ソ袍^{ポウ}ノ紐^{ヒモ}ヲ留^{トム}ルコト常^{ジョウ}ノ如^{トシ}ク前^{マヘ}ニテ一^{イツ}結^{ムス}々^{ツツ}テノ其^{ソノ}儘^マ紐^{ヒモ}ノサキヲ取^{トリ}合^{アヘ}テ前^{マヘ}腰^{ウサ}ニ押^{オシ}込^{コム}ベシ又^{マタ}襟^{エリ}ノ上^{ノウヘ}ニテ真^{マコト}結^{ムス}ニシテ後^{ウシロ}ヘ廻^{マワ}シ後^{ウシロ}ノ襟^{エリ}ノ縫^{ヌイ}目^メノヘンノニテ兩^{リョウ}方^{ホウ}取^{トリ}合^{アヘ}坪^{ヘイ}結^{ムス}ニスルナリノ同^{ドウ}箆^{ヘイ}手^テ差^サ事^{コト}ハ常^{ジョウ}ノ如^{トシ}ク紐^{ヒモ}革^{カク}ヲモ下^{シタ}緒^オヲモノ止^{トメ}行^{コウ}騰^{トウ}ノ左^{サダ}皮^ヒヲ踏^{フミ}込^{コム}テ又^{マタ}右^{ミダ}皮^ヒヘ踏^{フミ}入^イ緒^オヲノ結^{ムス}ヘシ素^ソ袍^{ポウ}帷^ヱ子^コ共^{トモ}ニ肩^カヲ脱^ダ也素^ソ袍^{ポウ}帷^ヱ子^コノ袖^{スベ}（十オ）ヲ能^ノ引^ヒ重^{オモ}テ引^ヒ立^{タテ}サセテ卷^{マク}ヘシ素^ソ袍^{ポウ}ノ折^{オリ}目^メノノ角^{カド}ノ上^{ノウヘ}ノ角^{カド}ヲ左^{サダ}ヘ卷^{マク}也卷^{マク}タ

ル袖^{カサネ}ヲ刀^{タガナ}ノ下^{ノシタ}ヘノ取^{トル}下^{シタ}緒^オヲ留^{トム}ルコトクニ右^{ミダ}革^{カク}ノ緒^オニ押^{オシ}込^{コム}ヘシ上^{ノウヘ}ヨリノ下^{ノシタ}ヘ通^{トス}シ二^ニ繞^{マヒ}々^{ツツ}ヘシ小^コ笠^{カサ}原^{ハラ}家^カニ左^{サダ}ヘ卷^{マク}トハアレノトモ口^{クチ}傳^{デン}ナケレハ心得^{コノチ}カタシト云^{イフ}ヘリ素^ソ袍^{ポウ}ノ外^トノ方^{カタ}後^{ウシロ}ヘ卷^{マク}ヲ左^{サダ}ヘト教^{オシ}ヘリ（十ウ）繪^エノ如^{トシ}ク素^ソ袍^{ポウ}帷^ヱ子^コノ袖^{スベ}トモニ引^ヒ揃^ソ外^トノ方^{カタ}アトヘ卷^{マク}テノ下^{ノシタ}緒^オノ如^{トシ}ク腰^{ウサ}物^{モノ}ノ下^{ノシタ}ヨリ右^{ミダ}ノ方^{カタ}ノ袴^{ハカマ}ノ帶^{オビ}エ押^{オシ}込^{コム}テ後^{ウシロ}行^{コウ}騰^{トウ}ノ左^{サダ}皮^ヒヲ引^ヒ立^{タテ}緒^オヲメヘシ【**図9**】（十一オ）小^コ手^テ掛^ケトテ畫^エノ如^{トシ}ク左^{サダ}ノノ通^{トス}ニ黒^{クロ}革^{カク}ヲ細^{ホソ}ク打^{ウチ}テ小^コ手^テノ緒^オヲマタケテトツル也帷^ヱ子^コ素^ソノ袍^{ポウ}ノ裏^{ウラ}ニテ能^ノク緒^オヲ留^{トム}ル也【**図10**】畫^エノ如^{トシ}ク手^テヲ胸^{ムネ}ニ組^クテノ小^コ手^テノ緒^オヲメトサスヘシノ袖^{スベ}ヲ畫^エノ如^{トシ}ク前^{マヘ}エ取^{トル}テ後^{ウシロ}ノ方^{カタ}ニテ押^{オシ}込^{コム}テ袖^{スベ}ヲ卷^{マク}サテ左^{サダ}ノ皮^ヒヲ袖^{スベ}ノ下^{ノシタ}ヘ行^{コウ}騰^{トウ}ノ上^{ノボ}ヒレヲ押^{オシ}（十一ウ）入^イテ腰^{ウサ}指^{ササ}ヲ常^{ジョウ}ノ如^{トシ}ク指^{ササ}テ緒^オヲシメ小^コ手^テヲ指^{ササ}ヘシノ緒^オヲ納^{ナド}ル所^{トコロ}ハ手^テヲ捻^ヒリ組^クテ留^{トム}サスヘシ小^コ手^テ掛^ケノ緒^オヲ以^{シテ}メ也ノ素^ソ袍^{ポウ}モ小^コ袖^{スベ}モ常^{ジョウ}ニ着^キスル如^{トシ}ク美^{ウツクシ}ク打^{ウチ}合^{アヘ}テ小^コノ手^テノウツタレニ袖^{スベ}ヲ折^{オリ}目^メノ如^{トシ}ク一寸ハカリ出^デノシテ緒^オヲ留^{トム}ヘシ其^{ソノ}留^{トム}所^{トコロ}ハ右^{ミダ}ノソシトノ所^{トコロ}ニテノ留^{トム}ル也組^ク數^スハ定^{テイ}ス長^{チヤウ}五^ゴ寸ハカリ也上^{ノボ}ニ結^{ムス}ハノ二^ニ廻^{マワ}リ廻^{マワ}シテ夫^ツヲモ片^{カタ}輪^ワニナルヤウニ留^{トム}ル也（十二オ）輪^ワニツ緒^オノサキ一^{イツ}ツ已^イ上^{ノボ}三^{サン}ツ出^デスヘシ片^{カタ}輪^ワノノ先^{マヘ}ヲハ鞭^{ヒチ}ノ取^{トル}柄^{カバ}ノ如^{トシ}クニ折^{オリ}入^イヘシノ後^{ウシロ}ノ小^コ手^テ掛^ケハ黒^{クロ}キ糸^{イト}ニテ如此^{トシ}小^コ手^テノ緒^オヲ曲^マテ綴^ツル是^{コト}ハノ小^コ手^テノ緒^オヲ動^ウカスマジキタメナリノ【**図11**】繪^エノ如^{トシ}ク小^コ手^テノウツタンノ如^{トシ}ク素^ソ袍^{ポウ}ノ袖^{スベ}ヲ緒^オ摺^スノ様^{サマ}ニノ廻^{マワ}シ前^{マヘ}ヘ取^{トル}ヘシ（十二ウ）小^コ手^テ地^チハ上下^{ジョウゲ}ノ品^{ヒン}アリ老^{ラウ}若^{ニヤク}中^{チュウ}老^{ラウ}ニ依^ヨテ又^{マタ}品^{ヒン}アノリ犬^{イヌ}追^オ物^{モノ}之^ノ卷^{マク}ニ詳^{ツマヒ}也ノ笠^{カサ}懸^ケ決^{ケツ}拾^{シツ}指^{ササ}ヤウ右^{ミダ}ヨリ指^{ササ}テ左^{サダ}ヨリ取^{トル}也緒^オノノ留^{トム}ヤウニ陰^{イン}陽^{ヤウ}ノ習^{ナリ}アリ陰^{イン}ハ二^ニ重^{ジュウ}目^メニ中^{チュウ}ヘ通^{トス}ノシ前^{マヘ}ヘ取^{トル}テ留^{トム}ル也陽^{ヤウ}ハ一^{イツ}重^{ジュウ}廻^{マワ}シテ前^{マヘ}ニ緒^オヲ取^{トル}揃^ソテ留^{トム}ル也是^{コト}ヲ武^ブ田^{テン}家^カニテハ下^{シタ}品^{ヒン}下^{シタ}生^{ナマ}ノ

ノ指ヤウト云也又緒ヲ留ル時神咒ノ傳アリ」(十三才) 八幡太神宮ト三返ノ豊斟淳尊ト三返ノ鹿嶋大明神ト三返ノ八百萬神達ト三返ノ心コソ誠ノ道ニ叶イナハノ祈ズトテモ神ヤ守ラント陽ノ歌ヲ三返ノ慈悲佛直ナルヲ神曲ムヲハノ人獨ヲゾ三ツニ分ケルト陰ノ歌ヲ三返」(十三才) 指懸ヲハ弓手ノ紐皮ニ付テ懷ヘ押入タル吉冬ハノ温リテ吉又下緒ニ附ルニハ二ツノ緒ヲ取揃ヘ引ノ解ヤウニスヘシ然共法ニハ非ス古人ノ傳也ノ烏帽子掛シテ大口直垂ニテ射事ハ東山殿御ノ代也近比ハ小素袍行騰ニテ射タル事也ノ介副ノ人モ素袍小袴ヲ着シ烏帽子掛スヘシノ矢取ノ者ハ小素袍小袴ヲ着シ烏帽子掛スヘシノ馬飭ハ官ニ依テ其品アリ又四季ニ依テ其法」(十四才) アリ然共一番ト押トハカリ飭リヲ用テ次々ノノ射手ノ馬ハ其人々ノ好ミニ依テ何ヤウノノ飭リモ苦シカラス紫色ハ御所様ノ懸サセラノル所也自餘ノ人者用捨スベシ口傳ノ鎌差繩ハ戰場及ビ犬追物笠懸等ニ用也其ノ繩ニ色アリ丈尺アリ委ハ犬追物之書ニ説ガ故ノニ此所ニ略スノ笠懸馬ニハ鞍ヲ常ヨリ少シ後ヘヨセテ力革」(十四才) ノ寸ハ六寸ヲ用鞍ヲ前ヘ置ハ弓引所ニテ躋ノ躍ルコトアルカユヘ也亦弓打上ル所ニテ躋ルノ馬ヲハ面懸ノ下ヲ紬糸ニテ強ク割テ乗ノヘシノ騎射ノ士弓ト墓目ヲ取添テ一騎宛躋ノノ中ヲ先直馳ヲスル也其時モ的ノ通りニノテ急度見テ矢比ヲ思フヘシ扱五騎ニテモ十ノ騎ニテモアレ一返右ノ如ク乗通シテ馬場末ノ」(十五才) 上躋ヨリ馬ヲ打上扣テ後々ノ人々ヲ待合スルノナリ次々ノ射手ハ一番ニ上テ扣タル馬ノ後ノヲ通り馬場末ヘ次第ニ立並ヘシ是ヲ笠懸ノ馬ノ返シ様

トハ云也又下ノ足入上躋ヨリ乗入ノテ打連テ躋ノ中ヲ乘歸テ馬場本ノ上躋ヨリ乗上テ検見ノ左右ヲ待也其時馬ヲハ北頭ニノ立ベシ馬場本南ナルヘシ扇形ノ末ノ角ハ乾ニノ向フ故二馬ノ頭ヲ右ノ如ク向テハ扣ユルナリ」(十五才) 一番ノ射手者扇形ヨリ上ノ足入ノ躋ノ乗入テ吉鞍ハ生ノ鞍ニ深々ト乗テノ後輪ヲ重ク鑑ヲ双當ノ肉ニ能踏付テノ右ノ手ニテハ片手綱ニ取テ左ニテハ矢ノト弓トヲ取テ墓目ノ方ヲ上ヘナシ扇形ノヨリ躋ヘ皆下時打入テ披キ出シ馬ニノ足ヲカセ出シ右ニ持タル手綱ヲ馬ノ知ノサルヤウニ湯髪ニ捨テ矢筈ヲ取テ打」(十六才) 上ル時的ヲ見又墓目尻ヲ見テ拳ニ目ヲ付ヘシ矢指ノ高サ肩ヨリ水走也懷ニナノラヌヤウニ矢指カウテ的ニ指當三足バカノリカセセテ能引正シ猶馬ニ足ヲカセセテ後ノノ串ノ通ヨリ真中シトノ射付手ノ内ヲ射ノ廻シ弓ヲ五寸ハカリ取下両手ニ手綱ヲ早クノ取テ鞍直リ妹ク止メテ其儘扇形ヘ乗止テノ殘ル射手ヲ待也段々射終リテ乘歸ル時」(十六才) 矢取者矢ヲ躋ノ際ヘ持來テ右ノ方ヨリノ墓目ノ方ヲサキヘ指出スヲ取テ弓ニ持添ノ也ソレヨリ一番ノ射手ヨリ前線ニ躋ヘ乗ノ入歸ル也ノ笠懸馬ハイカニモ能乗入テ閑成練馬ヲノ用古書ニモ笠懸馬ハ驚付タル足ノ如ク練足ヲ用トモ記セリ閑ニナキ馬ハ打ノ入披キ其外物逢萬調カタシ人ニヨリ少シ」(十七才) 早キ馬ヲ好ムモアリ更ニ好マシカラスト多ノ賀豊後守高忠モ云レシナリノ笠懸馬村搔成ヲハ搔淀搔益ト云ヘシ能ノ歩ミノ馬ト云ハ後足ヲ搔揃ヘ前足ノ本ヘノ運前足ヲ糴ヲ云也ノ同笠懸馬ニ向ナント返スナント云事ハ馬ノ場本ヘ乘歸サ

マニ云コトナリ馬場本ヨリ今射初ル言葉ニハ向ナントハカリ云」(十七ウ)ナリ／笠懸ハ一騎ニテモ射ル也五騎十騎或ハ／十二騎マテモ揃テ射タル事也然トモ十騎ヲ／本式トス七夕笠懸ハ七騎ヲ以テ射事也／笠懸 兩立所ト云ハ一番ト十番ヲ賞翫ト／シテ上手ノ人也／落馬ノ禮ハ馬場半ヨリ此方ナラハ馬場本／へ乗歸射直スヘシ半過ハ射直スヘカラス」(十八オ) 沓ヲ脱キ馬場本馬場末ニテ沓ヲ履テ乗／ヘシ／介副ノ人自然馬上ヘ物云コトアラハ疏ヲ越／ズシテ疏ノ際ニ蹲居テ申ヘキ者也主人等ノ落馬アリトテモ埒ヲ越疏ノ内ヘハ參ザル法／式ナリ／介副又ハ矢取ノ者其外笠懸役者用事アリ／テ其場ヲ往來スルニハ的前ヲハ通ヘカラ」(十八ウ) ス的ノ後又塚ト布革幕ノ間ヲハ通ルヘシ／然トモ笠懸始リテハ通サル方式也心得ヘシ／介副又ハ矢取ノ者二代墓目持セル數ハ凡／五ツ吉六ツハ持ヘカラス晴ノ笠懸神事ノ笠／懸ニハ鶴ノ羽ヲ用ヘカラス／弓弦切タル時ハ手ノ内ヲ射カヘス如ク持テ／張替ヲ取ヘシ／小笠懸ノ後二本ノ笠懸ノ事ヲ云ニハ遠笠」(十九オ) 懸ト云ヘシ／笠懸ノ小的ノ次ニ大的ト云ヘカラス式ノ的／ト云ヘシ大的トテアルユヘナリ的ヲハ／懸ル外スト云ヘシ／笠懸矢代振事検見ノ役也勝負笠懸ノ時／ハ射手ノ中ヨリ勤ヘシ射手前後ヲ辞宣ス／ル時墓目ヲ一ツ宛取テ振ヘシ馬場ノ淺敷ノ／在所ニテ振也墓目手ニアラハ二度ニモ振也」(十九ウ) 其次第ヲ見テ射也墓目疏ノ方ヘナスヘシ／笠懸検見矢沙汰之事ノ的ニ中ル矢飛カヘリテ彌土ニアタリテ的ヨリ／裏ヘ越矢イカニ遠ク行共前ニ落タル矢也能／矢也的ニ中 倒テ繩ニ懸矢之取前ヨリ取テ／

吉同倒テ矢ツトハネアカリテ横串ヲ廻／リテ前へ落ル矢串廻リトテ能矢也同シ如／ク倒テ立串ヲ廻ルモ矢前へ出ルハ能矢也」(二十オ) 的ニ中テ柄折墓目後ヘヌケイカニ遠ク行／共柄繩ニカトリ前ニ落ハ能矢也墓目ノ底ヌ／ケテ籠中モトハキナトヘ行トモ的ニ中ルハ／能矢也繩ニ中ル矢イカニ前へ落タリトモ外／レナリ的中テ下へ倒タル矢ヲウツ事馬／ヨリ下沓ヲヌキ弓ヲ右ニ弦ヲ下ヘナシ持／テヨリ的前ニテ左ノ手ニテ握ヨリ五寸計／上ヲ取右ニテ下ヲ取未彌後ノ串ヘナルヤウ」(二十ウ) 二前ノ串ヨリ後ノ串へ渡シテ的ノ上ヨリ／弦ヲ押上テ見ルニ彌弦ニカトレバ吉カトラザ／レハ捨ベシ又倒レタル矢ノ紛タル不審ナルヲ／ハ墓目尻ヲ見テ土付ハ捨土付ズバ能矢也／墓目外テ海河へ入矢ハタン漂ト語ベシ中矢／ハヘシト射付テシツトハ射付テト云ナリ／笠懸日記之事／誰殿 ○○○○○○●○○○」(二十一オ) 某殿 ○○○○○○●○○○／誰殿 ○○○○○○●○○○／某殿 ●○○○○○○○○○／誰殿 ○○○○○○○○○○／年号月日／笠懸日記百番ニハ前ノ如ク笠懸射手ト計／リ書テ其笠懸ノ懸ノ字ノ並ヨリ第一第／二ト第十マテ射手ノ名ヲ記シ矢數 中ヲ記」(二十一ウ) ス也紙十枚ニ調ヘシ亦紙ヲ續事アリ法ニ非／サレトモ大勢ノ時ハ奥へ段々續テ日記ヲ付也／勝負笠懸之事／勝負笠懸ハ略儀ナルユヘ人數ニ定リナシ集／次第馬場へ打連テ出馬ヨリ下の懸サセ／射手紐オサメ墓目袋ヨリ取出シ鞆指馬場本／ニテ乘連一騎宛閑ニ先通シ次第ニ乘歸一番ニ／通シタル人ヨリ射也射果テハ馬場末ニテ 各」(二十二オ) 馬ヨリ下テ沓ヲ脱鞆ヲ巻紐結墓

目袋ニ入テ／馬場本ノ方ヘ馬ヲハ蹴ヲ牽セ射手モ馬場／本ヘ行テ馬場ノ外ヨリ馬ニ乗連テ歸ヘシ然／トモ馬場ノ模様ニヨルヘシ又扇形ニ馬ノ立様馬ノ返シ様ハ本式ノ笠懸ニ替ル事ナシ／勝負笠懸臺目調テ給ハント人ノ云シ時云シ／人ハのヲ懸ル射手ハタミヲト云ヘシ的ヲハ上ノ／繩ヲハ釘ニ懸横繩ヲ二人シテ兩方ヘ引張ヘ」(二十二ウ)シタミト好ムコトハ射外モヤトノ心也亦肩脱テ／射トイヘトモ大事ノ臺目袖ニモウツコトアリ／肩ヲ脱ヘシ古書ニ小手指ニハ膚脱ホトニ膚脱／マシキニモアラスト記セリ勝負笠懸ハ略ナル／ユヘ定マレル式ナシ／鬮笠懸射手十騎アレハ一ノ鬮ニツニノ鬮ニ三ノ／鬮ニ四ノ鬮ニ五ノ鬮ニツ有ヘシ又同如クナル繪／ヲ鬮ニツ宛モ書也鬮ノ形【図⑫】(二十三オ)大概圖ノ如ク有ヘシ筒ニ入テ出シヲ馬場ニ馬ノヲ乘並テ馬上ヨリ取也鬮ノ納メ所烏帽子ノ／右ノ手ノ下ヘ字ヲ下ヘナシテ指ベシ入道ハ行／騰ノ右ノ首髮ト袴ノ間ヘ押込ベシ行騰ハカ／又時ハ袴ノ腰ト素袍トノ間ヘ込ヘシ射果テ／後鬮ヲ合セ相鬮相手也矢代ノ如シ小的ノ勝ノ負ノ如ク二人宛勝負スル也又十人カ五人ノ宛賭勝負ナラハ二人宛組分ヘシ十人ニテハ」(二十三ウ)四人宛相鬮二分テ今一番ヲ一人宛二分ヘシ別／ニ又引逢鬮次有ベシ／笠懸丸物ニ連錢勝負ト云ハ的ノ白身ヲ云ノナリ／勝負笠懸ノ馬場ニ敷皮ヲ敷時ハイツク／ヨリモ的ノ方ヘ白毛ヲナスヘシ犬ノ時ハ繩ノ／方ヘナスヘシ本式ノ犬笠懸ノ時モ敷皮ノ法ノ替コトナシ亦行騰ヲ敷テ鬮ヲ付酒ナト吞」(二十四オ)時ハ左皮ヲ取テ敷テ座スヘシ白毛ノ方左ヘ／ナスヘシ行騰ノ表ノ方上ヘナシテ敷也ヒ

レノ／方少堅様ニ折テ敷ヘシ又白毛ノ方ノ折目ノ端ヲ堅様ニ少折テモ敷也兩様ノ内何ニテ／モ一方折テ敷ヘシヒレノ方一重ニテ折能者也／行騰兩方ナカラ取テ左皮ヲ敷事モアリ／又左皮ハカリヲ取テ敷テ右皮ヲ履テ居ル事モ吉流鎗馬犬追物又ハ狩場ノ時モ右」(二十四ウ)ノ如ク敷也儀式ニハアラス／神事笠懸之事七夕笠懸共云ノ神事笠懸ハ儀式ナルカユヘニ諸事本式ノ如クナルヘシ諏訪社ニ於テ尊氏將軍年々ノ勤行アリシナリ／諏訪社ノ笠懸ニハ襷ヲ掛ル也其掛所ハ馬ノ場本ノ馬立所ノ蹴ヲ越シテ射手ノ向ニ掛ル也／日記付モ同襷ノ後タルヘシ襷掛様一年紫」(二十五オ)野ニ於テ諏訪ノ笠懸興行ニハ 鮎 ヲ十六稻ノ穂ニ貫キテ松枝ニ掛テ土ニ指タル也古實ハ白ノ膠木也鹿ヲ掛ルヤウ四足ヲ常ニ掛ル如ク鮎ノヲ四ツ宛稲穂ニ通シ四品ヲ白膠木ヲ立其枝ニ掛ル也口傳ノ襷魚掛様之圖【図⑬】(二十五ウ)【図⑭】襷ノ掛ヤウ圖ノ如シ又左右ニハカリ白膠木ヲ」(二十六オ)立テ細竹ヲ渡シ掛ル事モアリ／尊氏將軍諏訪大明神ノ靈夢ノ告アルニヨリ貞ノ和四年四月五日笠懸十番太刀一振馬一疋駉ノ神納セラル所也其後例トシテ年々七月七日笠懸ヲ勤行セラル夫ヨリ七夕笠懸トモ云也／諏訪社法樂御笠懸射手ノ正二位尊氏 ○○○○○○ ○○○○ 十ノ命鶴丸 ○○○○○○ ○○○○ 十」(二十六ウ)南次郎兵衛尉 宗貞 ○○○○○○ ○○○○ ● 九ノ勝田能登守 佐長 ○○○○○○ ○○○○ 十ノ嶋津周防三郎左衛門尉 忠兼 ○○○○○○ ○○○○ 十ノ杉原与四郎 國遠 ● ○○○○○○ ○○○○ 九ノ勝田治部丞 長直 ○○○○○○ ○○○○ 十ノ福能部又太

郎 氏重○○●○○○○○○○ 九ノ貞和四年四月五日ノ右者當時上原興行諏訪神事笠懸日記之」(二十七才) 写シ也將軍家ニハ御ノ字有ヘシ實名官ノマテ記ス事也ノ神事ノ笠懸之行騰ニ一刀ト云事アリ行騰ノ折目裾ノ角ヲ直違テ切テ履也又押廻シノテトチテモ吉是ハ水圓形ニカタトリテ穢ノヲ免ル心也其行騰ノ法流簡馬之卷ニ記スノ神事笠懸ニハ鉢鞍葛籠切付遊ノ鐘アノル轡ニ水付染タル手綱ヲ掛ル也」(二十七ウ) 連笠懸射殘笠懸之事ノ連笠懸ト云ハ日暮ニ及テ急ク時ハ前ノ射ノ手打入披キ出ス時分ヨリ扇形ヘ馬ヲ入矢ノヲ番ヒ前ノ射手矢ヲ放セハヤカテ馬ヲ返ノスヲ指テ連笠懸ト云也ノ射殘笠懸ト云ハ高人ノ相手ニ乗連タルノ時高人ノ矢外レハ此方モ扣ヘテ中ヲ殘スノヲ指シテ射殘ス笠懸ト云也」(二十八才) 笠懸ニ三筒之大事十之工夫ト云事ノ三筒之大事トハ第一打入ヲ大事ニ思ヒ第二打入テ披出シヲ思ヒ第三中ヲ思ヘトノ小笠原幡州モ云ハレシ也何レノ流儀モ同心ノ得也十之工夫ハ一ヨリ十マテ初ヨリ終マテノ惡シキ所ヲ心ニ懸テ稽古ナシテ工夫ヲスノレハ上手ニ至ルト高忠モ教ラレタル也ノ笠懸ニ用ル弓矢之事(二十八ウ) 弓ハ相位弓ヲ用ルトイヘトモ近代ハ夏ハ塗木ノノ弓冬ハ白木ノ弓ヲ用ルト多賀高忠モ云シ也ノ小笠懸ノ矢籠ハ焦シ籠也遠笠懸ノ籠ハノ澁籠也管ハ剛竹ヲ節ヲ鏝リテ其儘スノヘシ的矢ノ如ク有物也若シ節高バ節蔭ノヲ取テモ拵ルナリ然トモ略儀也竹ハ枝ノ榮タノルヲ用ヘシ塗ヘカラス白カルヘシノ笠懸稟ハ澁タルカ本式也節ハ三節カ本式」(二十九才) ノ籠也澁タル時ハ皮ニテ矯也此外ハ色糸ニテ矯テモ苦シカラズ然

ドモ皮矯カ本式也又ノ拭籠ハ略儀也ノ小笠懸ノ柄ニ限テ鬼箭ノ上ニ漆指ス事秘ノスル也又墓目赤漆ハ本式也晴ノ笠懸ナドノ墓目ニ藤卷重ク仕タルニテハ射サル者也ノ笠懸墓目トテ其法アリノ羽ハ眞羽本式也鶴ノ羽ハ略儀也然共近代ハ」(二十九ウ) 鶴ノ羽ヲ賞翫スル人多シ又矢ノ羽ノ長ハ凡ノ四寸也トイヘトモ犬笠懸ノ稟ノ羽ハ三寸七八分ノ宜シキト武田大膳大夫モ云レシ也ノ笠懸箒釣籠ハ衛士籠ノ如クナル物也將軍家ノ笠懸ニ用高家大名ノ殿原モ用捨スヘシノ地ヲ窪メ其所テ箒明スベシノ釣籠之圖【圖⑮】(三十才) 落取籠取入拘之形圖ノ如シ落ヲ取コトハ一立ノ笠懸濟テ二立トノ間ニ取ヘシ射連タル所ヘ入ノテ取事ハセサル法也下部ノ者ノ役也ノ落取籠之圖ノ取入拘之圖【圖⑯】(三十ウ) 右笠懸之法式雖ニ記ノ置一口ノ傳不レ可ニ勝ノ計一上ノ古ノ以來爲ニ面ノ授口ノ訣一而家之爲ニ教訓一焉箒・墨ノノ非レ可レ盡唯愚・昧之子ノ孫可ニ心得一旨ノ趣之條粗ノ書ノ載者也ノ當流宗師 日本武尊ノ迎來流 貞純親王ノ鹿嶋流 八幡太郎 義家」(三十一才) 六條判官 爲義ノ湯山入道中原 玄性ノ大坪流 大坪式部太輔 廣秀ノ村上加賀守 永幸ノ齋藤備前守 國忠ノ齋藤安藝守 好玄ノ齋藤備後守 忠玄ノ齋藤齋宮頭 辰遠」(三十一ウ) 丹州住僧了慶坊ノ齋藤求馬助 辰光ノ大坪本流 齋藤主税 定易ノ飯野端立 恒忠ノ飯野彦作 恒直ノ濱田彦内 正憲ノ濱田真住 正恕ノ濱田真住 正榮」(三十二才) 濱田三平 正徳」(三十二ウ)

三 『大坪本流兩翼之卷』 『流鏑馬』 十三

『大坪本流兩翼之卷』 『流鏑馬』 十三の書誌は以下の通り。

表紙左肩に「大坪流兩翼之卷 流鏑馬（朱書）十三」の張題簽（縦18.3 cm、横4.5 cm）。縦25.5 cm×横18.3 cm。一丁表に「武道専門學校圖書印」の朱方印。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全十四丁（うち遊紙後一丁）。半葉八行。漢字片仮名交じり文。

本文（全文）は以下の通り。

大坪本流兩翼之卷／ 流鏑馬 春生軒齋藤定易撰／ 抑流鏑馬者古來之騎射也天武天皇ノ御ノ宇ニ盛ニ行ル清和天皇ハ皇子ニテ御座シノケル時ヨリ弓馬ニ賢ク御歳十三ニテ流鏑ノ馬ヲ召サレ三ツノナカラ遊シケルトゾ東ノ鑑ニハ諸大名諸士ノ勤トシテ武士ノ第一ノ爲タル道也堅キヲ研キ危キヲ遁ルハ此（一オ）事ニ有ヘシ諏訪太夫盛澄ト云者ハ平家ノ囚人タリケル共流鏑馬ノ藝ヲ窮メテ秀ノ郷朝臣ノ秘決ヲ慣傳ルニ依テ頼朝公其ノ罰ヲ免シ鶴岡神事ノ流鏑馬ヲ仰付ラノ折節馬惡クシテ空地スルコト三度ニ及ノヌレトモ達者ニシテ乘直シ三ツノ共ニ射ノ取ヌレハ頼朝公感ニ入本領安堵スベキノ吉ノアリケルトゾ今ハ神社ノ執行トナリテ（一ウ）天皇ニモ公方家ニモ此術棄レリ神モ武國ニ跡ノヲ垂玉ヘハ弓馬ノ武備ヲ以テ祭者ナルヘシノ又神代人代ノ神ニヨリテ其法式ニ差別アルノ事也ノ流鏑馬馬場殿ノ馬場殿ハ内屋形ニ構ユル時ハ百二十五間也ノ馬ノ翔場ニハ白砂ヲ敷也的ハ三ツ掛ル也其ノ形四半ノ如シ一ノ的ノ間場本ヨリ弓杖二（二オ）十六杖二ノ的ノ間弓杖五十間三ノ的ノ間弓杖ノ五十五間也ノ神前流

鏑馬馬場殿ハ長サ四町八反ニ構ノ也男土居女土居關土居アリ馬ノ翔場ニハ白砂ヲ敷也的ハ三ツ掛ル也口訣一ノ的ノ間場ノ本ヨリ五十五間二ノ的ノ間其所ヨリ五十六ノ間三ノ的ノ間其所ヨリ三十六間也的ハ四半ノ如シ古來ハ三尺ノ的也串ハ八尺ニスル（二ウ）者也土際ヨリ上六尺ニ立ル者也昔ハ人ニ持セテ射タル也但串ハ挟物ノ串ト等シノキ也ノ借屋形ハ其神ノ御旅所野宮ヨリ一段下テノ作ルヘシ然其其君主ヨリ其神ノ位畢バ同シノ高サニ作ル也床飭リハナセトモ神前ハ野ノ宮ニ神輿ヲ出ス故ニ外ニ構ユルニ不及也ノ流鏑馬馬場殿之圖（三オ）【図⑬】此所ヨリ下馬ヲシ宮廻ヲシテ馬拂前乗ノ人ノ左右ノヲ待ヘシ騎時モ此所ヨリ騎ノテ馬場ヘ乗出スナリノ外ノ警固此所ニ有ヘシノ一の宮廻ノ道ノ矢番 ○中 ○打上 ○追出 ○乗出ノモガリノ野宮御旅所ハ一の的ノ向ナリ破風の二向テ作ノヘシ神輿此所ニ移スノ見物所ノ外ノ警固此所ニ有ヘシ（三ウ）男土居ノ外ノ警固此所ニ有ヘシノ三ノ的ノ的ノ関土居ノ警固人ノ此所ニ有ヘシ馬止ノ者モ此所ノ末ニ有ヘシ馬止 ○中 ○打上 ○矢番 ○中 ○打上ノ外ノ警固此所ニ有ヘシ 女土居ノ見物所ノ的立ノ役人圓坐敷テ此所ニ有ヘシノ借屋形破風二ノ的二向ノテ作ヘシノ打物ノ土圓坐敷テ此所ニ有ヘシ（四オ）流鏑馬式日ノ四五日前ヨリ足揃ヲ乘也的ハ藁的ヲ射ル也本式ノ的ハ當日ナラテハ射ヌ者ノ也ノ流鏑馬御旅之飭ノ置野雞 御旅之左ニ飭ル羽ヲ拍子テ勇形 一番ノ置鯉 御旅之右ニ飭ル進テ瀧ヲ上ル形 一副ノ置瓶子 御旅之中ニ飭ル蝶花形ハ蠶ノ蝶形ノ瓶子ノ其前ニ金畫

ル盃ヲ置ベシ 一對ノ右者將軍家及ヒ高家ノ殿原モ上坐之牀ニ
 ノ飭ル事也野宮御旅所アルトキハ其所ニナリトノモ飭ルヘシ(四
 ウ)守司ノ好ニ依ヘシノ將軍家流鏑馬射手装束第一俗衣第二
 小ノ手拵 錦 上衣第三第四行騰第五番第六ノ決拾第七横太刀
 第八扇第九疊紙第十綾笠ノ第十一策第十二弓矢也ノ流鏑馬決拾
 指様先一重廻シテ結手ノ甲ヨリ薬ノ指ヘ掛ル也三卷々テ手ノ甲
 ニテ一結宛三所ニ結留ノ也又決拾ヲ手袋ト云ハ流鏑馬ニ限
 タルコト也(五才)兎八幡太神ト三返ノ面足尊惶根尊ト三
 返ノ鹿嶋大明神香取大明神ト三返ノ八百萬神達ト三返ノ右之神名
 ヲ唱エ六合秘ノ策ヲ打テ身堅シテノ其後弓矢取テ馬ニ騎也ノ前乘
 ノ人装束ハ布衣ノ出立ヲ用也ノ役ト云ノ的立ノ役人者烏帽子掛素袍
 袴ヲ着ス也雜職(五ウ)輩取者モ小素袍小袴烏帽子掛ヲ
 スヘシ的持ノ下部モ袖ナシ打掛ニ袴ヲ着スル也ノ流鏑馬ノ馬ハ
 七箇日前ヨリ湯洗シテ馬ヲ清メノ當日ニ至テ緋ヲ以テ額髮
 ヲ結ベシ小松原額ノ根髮ハ藁藁ニテ結也鞍ハ倭鞍置テ半舌ノ鏡
 サノシ連着 鞆ヲ懸ル也手綱ハ足利染ヲ用也ノ流鏑馬式ノ當日
 先前ニ的立ノ役人雜職并ニ矢取ノ者的持(六才)ノ者ニ行ニ引
 連テ馬場ニ至リ神前ニ向テ拜禮ノシテ的ノ弓杖ヲ考テ段々立
 サシムヘシ的ハ角ヲ立ノテ立串ニ挟也其勢土際ヨリ上六尺ニ立ル
 也的立終ノテ其身ハ屋形ノ落縁ノ際ニ圓座敷テ君ノ渡御ノヲ待
 也此役ハ弓馬ノ達人古實ノ士ヲ用ルナリノ頼朝公熊谷次郎直實
 源大十六騎ノ其内也 此役仰付ラノレルトソ犬追物ノ検見ニ等シキ役也君流鏑
 馬ノ乘ノ尻ト矢沙汰ヲ知シ召レンカタメニ近士ニ奉仕役也(六

ウ)調度懸ノ役打物執ノ役ハ將軍家ニ用ラル所ナリノ君渡御ノ
 節打物執ノ役ハ的立ノ役ノ向フニ圓座ノ敷テ白眼合テ在ヘシ調度
 懸ノ役ハ端縁ニ進シノデ君ノ矢表ノ方ニ居スヘシ右三役之士ハ
 古實ニノ甲冑ヲ着シタル役ト佐々木加賀入道道統ノ云レシト
 也又今様ハ素袍袴烏帽子掛ヲスル也略ノ儀也ノ將軍家渡御在テ正
 面ニ座シ玉フ時的立ノ某先(七才)進シテ其日ノ賀ヲ伸其
 後流鏑馬射サシメンヤト伺テ則雜職ヲ以テ前乘ノ某ニ告ル
 夫ヨリ前ノ乘行列調テ押出シ神前ニ向テ拜禮シ御前ニ一禮
 シテ乗通ル其後ヨリ射手ノ面々引連々々ノ乗出シ神前御前ニテ弓
 ヲ臥弦ヲ内ニシ鏡ヲノ外シ一禮シテ乗通ナリ鳥居ノ際少此方ニ
 テ下ノ馬シテ宮廻ヲナシ又馬ニ騎テ前乘ノ法ノ守ルノ前乘翔場
 へ乗出シ神前御前ニテ一禮シテ乗通(七ウ)リ馬場末標下ニテ
 馬ヲ扣ヘ下立テ見物所ヘ上ノル也前乘見物所ニ至リ其馬ヲ入タル
 ヲ相圖トシノテ一番ノ射手馬ヲ出シ場ヘ打入テ十間ハカリノ走ラ
 セ夫ヨリ追出スヘシ矢ハ弓ニ初ヨリ取添ノ手綱ヲ豊ニ持テ馬進
 シテ場ヲ見入翔行時ノ手綱ノ曲リヲ鞍ノ内ヘ入テ弓ヲ打上テ的
 眼ヲ付矢比ニ至テ放スヘシ中ト矢聲發シテ又二ノ的ニ心
 ヲ付矢番シテ打上矢比ニ放ス也三(八才)ノ的ハ馬平ニ成テ
 翔行カユヘニ打上ヨリ能持テノ矢比ニ放スヘシ三ツノ矢射テハ
 標下ニテ馬ヲ品ノ能止テ策ヲ揚テ戈ノ外ヘ出ル也次々ノ射手皆ノ
 是ニ順スヘシ口傳ノ矢業ハ打上ヨリ真中矢比少前ニ射テ遣ヲ
 荅ノ手ト云矢比ニ至テ射テ放スヲ開手ト云矢比ヲ越シテ矢ヲ
 放スヲ婁手ト云然トモ狩倉ノ外ノ婁手ヲハ押戻子ト唱タル

カ宜シキ也又矢ヲ拔^{スキ}（八ウ）出スニ武田ハ笠端^{カサノヘ}ヲ切ト云テ矢ヲ上サマニ出ス也／小笠原ニハ犬ノ二目ノ如クサキエ直ニ矢ヲ出ス也／將軍家ニハ宜シキニ順ジテ何レトモ定タルコト／ナシ／流鏑馬三之心得秀郷朝臣ノ秘決ノ内也／沛^{ハイ}吹^{カイ}ノ馬ナラハ追出シ^{ライ}尖成^{スルド}ユヘ一ノ的ヲ大事ノト心得ヘシ／細馬^{サイバ}ニシテ悍^{イサミ}宜^{ヨキ}馬ハ平^{タイ}ナルカユヘニ射能^{イヨキ}也打上^{トウ}（九オ）矢比^{ヤヒ}ヲ大事ト心得ヘシ／沛^{ハイ}吹^{カイ}ナキ馬ハ追出シテ豊^{ユタカ}ニ末強^{スエツヨ}ク翔^ヲテ終^{ハリ}ノ三ノ的ヲ大事ト心得ヘシ／馬曲^{マガ}リテ左ヘ添^ソバ弓ヲ以テ目ノ上ヨリ扇^{アフリ}見^ミスヘシ右ヘ添^ソハ矢ヲ以テ目ノ上ヨリ扇^{アフリ}見^ミスヘシ馬見^{コミ}入^イノ翔^マテハ曲ルコトナシ揚^{アガ}リ^{ハネ}躍^ドコトモナキ者也唯^{カク}／追出シ^ヲヲ大事ト乗^フヘシ聲ヲ始^{ハジ}ニシテ勢^{イキ}強^{ヒツ}ク／蹬^ケヲ蹴^ケテ追^ツコトナカレ物逢^{モノア}惡^{ヒヤ}シク又ハ蹬^フヲ踏^フ（九ウ）外シテ落馬スル事アル者也／馬強折^{ツヨクモキ}レ懸^ツラハ先抱^ツテ其折^{モキ}ル方ヘ折^{フリ}付^{ツケ}止^メヘシ／左ヘ折^{モキ}レ行^{ユク}ハ六ヶ敷^{ナカシラ}馬ナリ弓ヲ流^{ナカシラ}下^{フリ}テ折^{フリ}付^{ツケ}／ヘシ口傳^{クハ}馬止^{トマ}ラハ射直^トニ及ハス馬場末^トヘ乗通^トヘシ／然トモ己一人流鏑馬ノ射手ナラハ馬幾度空地ス／ルトモ押直シ射タルカ宜シキナリ／不堪ノ射手ニハ蹬^{ヒテ}ニマクツケテ乗スルコト秀郷^{ヒテサト}／朝臣ノ秘決^{ヒケケツ}ノ内也（十オ）初聲^{ハツコエ}之事 口訣^{カク}／狩倉^{カシラ}ノ矢聲^ヤニ非サル也／矢聲^ヤ之事 口訣^{カク}／馬居^{スヘトム}止^メルニ身寄^{ミヨリ}止^メアリ抱^{ナカシ}ヘ止^メアリ流^{ナカシ}止^メアリ切^{キリ}／止^{トメ}アリ口訣^{カク}若^モシ馬止^メラス標^{シメ}下^{ヤフ}ヲ破^ヤリ竹^{ケイ}警^{ケイ}ノ固^{カタ}ノ人押^{オシ}止^メヘシ／流鏑馬ニ用弓矢之事ノ弓ハ陰陽弓也二所^{フタ}藤^{フタ}ノ弓也^{ハ張弓ノ内第}鏑^{カサ}ノ長サ三ノブセ目ハ二目也厚木^{ホウノキ}ニテ作^{ツク}ル也又目無^メ鏑^{ナシ}矢ヲ（十ウ）用ルト云説モアリ／流鏑馬神事ニ用行騰^{ムカハキ}之事ノ神事流鏑馬ニハ老若^{ラウ}ニ限^セラス夏毛^{ナツケ}ノ行騰^{ムカハキ}ヲ履^{ハク}ヘシ例式^{レイシキ}ヨリ短^{ミチ}ク誥^{ツメ}テ切^{ツメ}ヘシ折^{フリ}目

ノ裾^スヲ直^ス／違^{チカ}テ切^カル也口傳^{クハ}／行騰^{ムカハキ}ノ長サ三尺六寸腰^{コシ}ノ背筋^セ通^トヨリ白毛^{シラゲ}マテ／也此尺ハ我手ノ定^{ジヤウ}也本尺トス則圖ニ記ス／神事行騰^{ムカハキ}之圖（十一オ）此直違^{チカ}ノ長サ六寸但シ腰ニヨリテ切ヘシ／是故ニ此間^{ココ}ヲ小腰^{コウ}ト云人ノ腰ニ隨^ツテ切也／此^{ココ}墓^{カネ}目止^メ長サ結^{ムス}タル分^{ブン}悉^{シツ}皆^{カイ}四寸／此所^{ココ}ヲ白毛^{シラゲ}ト云／此間^{ココ}四寸 此間^{ココ}五寸／此所^{ココ}ヲ四寸直違^{チカ}テ切也口傳^{クハ}／此通^{ナカ}ヲ中腰^{ナカ}ト云唯腰^ヒトハカリモ云也／神事行騰^{ムカハキ}例式^{レイシキ}ヨリ少^シシ短^{ミチ}シ墓^{カネ}目止^メメハタト／ヒ墓^{カネ}目^メヲ腰^サニ指^サズトモ付^ヘシ左皮^サノ緒^ツヲ墓^{カネ}目止^メメヘ通^ススヘシ裾^スヲハ繪^エノ如ク折^{フリ}目^メヲ四寸違^{チカ}テ切ナリ（十一ウ）此行騰^{ムカハキ}ヲ履^{ハク}事ハ神事ニ限^セタル事也夏毛^{ナツケ}ヲ用^ユ祐^ユヲ直違^{チカ}テ切^カハカリノ儀也此外^{ココ}切^カヤウ例^{レイ}／式^{シキ}ニ替^カル事ナシ（十二オ）當流^{トウ}宗師^{ソウシ} 日本武尊^{ニッポンタケノミ}／迎來^{ムカヒ}流^{リウ} 貞純親王^{サダノ}／鹿嶋^{カシマ}流^{リウ} 八幡太郎^{ヤチハチ} 義家^{ヨシカ}／六條^{ロクジョウ}判官^{ハンカン} 爲義^{ツヨキ}／湯山^{ユヤマ}入道^{ニョウダウ} 玄性^{ゲンセイ}／大坪^{オホツツ}流^{リウ} 大坪^{オホツツ}式部^{シキブ}太輔^{タフ} 廣秀^{ヒロヒコ}／村上^{ムラカミ}加賀^{カガ}守^{モリ} 永幸^{エイキョウ}／齋藤^{サイトウ}備前^{ビゼン}守^{モリ} 國忠^{クニタカ}（十二ウ）齋藤^{サイトウ}安藝^{アンギ}守^{モリ} 好玄^{コウゲン}／齋藤^{サイトウ}備後^{ビゴ}守^{モリ} 忠玄^{チュウゲン}／齋藤^{サイトウ}齋宮^{サイミヤ}頭^{カウ} 辰遠^{タチト}／丹州^{タニシウ}住僧^{ジュソウ}了慶^{リョウケイ}坊^{ボウ}／齋藤^{サイトウ}求馬^{モトウマ}助^{タケ} 辰光^{タチミツ}／大坪^{オホツツ}本流^{ホンリウ} 齋藤^{サイトウ}主税^{シュジ} 定易^{テイイ}／飯野^{イヒノ}端立^{タンタツ} 恒忠^{コウチュウ}／飯野^{イヒノ}彦作^{ヒコサク} 恒直^{コウチキ}（十三オ）濱田^{ハタ}彦内^{ヒコウチ} 正憲^{マサノリ}／濱田^{ハタ}眞住^{マシヌ} 正恕^{マサノブ}／濱田^{ハタ}眞住^{マシヌ} 正榮^{マサノサキ}／濱田^{ハタ}三平^{サンヘイ} 正徳^{マサノトク}（十三ウ）

【注】

(1) 『馬の文化叢書』第一卷「古代―埋もれた馬文化」（江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、森浩一編集、財団法人馬事文化財団、一九九三年）、『馬の文化叢書』第二卷「古代―馬と日本史1」（江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、高橋富雄編集、財団法人馬事

文化財団、一九九五年)、『馬の文化叢書』第三卷「中世―馬と日本史2」(江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、網野善彦編集、財団法人馬事文化財団、一九九五年)、『馬の文化叢書』第四卷「近世―馬と日本史3」(江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、林英夫編集、財団法人馬事文化財団、一九九三年)、『馬の文化叢書』第五卷「近代―馬と日本史4」(江上波夫・木下順二・児玉幸多監修、神崎宣武編集、財団法人馬事文化財団、一九九四年)、尾崎孝宏「日本在来馬の歴史の変遷と現状」(『鹿大史学』59、二〇一二年)。

(2) 前掲注(1)に同じ。

(3) 『本朝武芸小伝』(国立国会図書館デジタルコレクション本朝武芸小伝―国立国会図書館デジタルコレクション)

(4) 江戸幕府が編集した地誌『新編武蔵風土記稿』(文化七〇文政十一年(一八一〇年〜一八二八年)下豊澤村の「氷川社」(現・東京都渋谷区の渋谷氷川神社)「常盤松」によると、同松の下に「萬代石ト刻シタル石」があり、「浪人斎藤定易」が建てたと記されている。現在も渋谷氷川神社には(常盤松は枯死)「守武万代石」があり、裏には「青人門人三千之徒」と刻まれている。

(5) 早稲田大学図書館所蔵「斎藤定易大坪本流馬書」のシリーズ古典籍総合データベースなど。

【付記】

本研究は、JSPS科研費22K00323の助成を受けたものである。

【資料紹介】架蔵本『新修鷹経』の全文紹介

二本松泰子

要旨

『新修鷹経』は日本最古の鷹書とされ、奥書によって嵯峨天皇時代の成立が伝えられる。全三巻から成り、鷹の形相・飼養・疾病治療などを体系的に説く。著者については諸説あるが、近年の研究では魏澹の『鷹賦』との構成的な類似から、日本で漢籍を参照しつつ編纂された可能性が高いと指摘されている。中世以降は写本が広く流布し、江戸時代には『群書類従』に収録され、古典研究の基礎資料として活用されてきた。本稿では、外来知の受容と翻案の痕跡を伝える資料としての意義に注目し、その伝来の広がりを探る一助として架蔵本を紹介する。

〈キーワード〉鷹書、魏澹『鷹賦』、漢籍受容と翻案

はじめに

日本最古の鷹書とされる『新修鷹経』は、桓武・嵯峨両天皇が熱心に親しんだ放鷹の技法を体系化した三巻本であり、嵯峨天皇（在位八〇九〜八二三）の御代に成立したと考えられている。その内容は上巻に鷹の形相や相鷹法、中巻に養鷹法・放鷹法、下巻に疾病治療法を配し、養鷹の理論と実践を体系的に説示する構成を有する。

『新修鷹経』の著者・編者については古来諸説がある。南北朝時代の公卿で連歌の大成者とされる二条良基の『嵯峨野物語』、ならびに戦国大名朝倉氏との関わりが論じられる『養鷹記』によれば（注1）、本書は嵯峨天皇在位中の弘仁二年（八一1）に鷹所へ下され、国内に広く施行されたと伝えられる。また江戸後期の国学者伴信友の『比古婆衣』によると（注2）、『新修鷹経』の巻頭に見える序文中に「朕毎因務隙翫好」との語が見え、天皇自らの関与を想起させることから、

同書を嵯峨天皇の御製とみなす見解が提示されている。

近代以降になると、和田英松氏が寛平三年（八九一）頃に藤原佐世が作成した漢籍分類目録である『日本国見在書目録』に「新修鷹経三」と見える点に注目し、本書を隋唐時代の漢籍と比定した（注3）。一方で比較的新しい見解として、秋吉正博氏が唐代類書『芸文類聚』『初学記』に収められる「鷹賦」（孫楚・傅玄・魏彦深作）との構成的な類似性を指摘し、『新修鷹経』は中国資料を参照しつつ日本で編纂された可能性が高いと論じている（注4）。秋吉氏はさらに、本書は、嵯峨朝において主鷹司から蔵人所鷹飼を分立させるなどの制度整備の過程で、養鷹技術を統一する基準書として編纂されたものと分析し、作者については従来、嵯峨天皇の御撰と伝承されてきたが、実際の執筆者は明らかでなく、天皇の権威を背景に成立した編纂書と結論づけている（注5）。

以上のように、『新修鷹経』は、その成立において漢籍からの影響を受けている、あるいはそもそも漢籍と見なされる可能性を帯びたテクストである。しかしながら、現存する中国側の典籍において同書が存在を確認することはできず、これに対して中世以降の日本国内において、同書は多数の写本が流布している。具体的には、三保忠夫氏が宮内庁書陵部に伝存する六本の写本を含め、注釈書を伴うものも併せて十八本の写本を紹介して（注6）、その伝来の広がり明らかにしている。また、活字化されたものとしては、『群書類従』第十九輯「管絃部・蹴鞠部・鷹部・遊戯部・飲食部」に収められており、近代以降も研究基盤となる資料として利用されてきた。

『日本書紀』仁徳天皇四十三年（三五五）九月条には（注7）、百済の王族が天皇に鷹を献上し、百舌鳥野において本邦初の鷹狩りが実施された旨が記される。この記述は、日本の放鷹文化が朝鮮半島を経由する外来要素の受容によって成立・展開したことを示す古代的根拠の一つと位置づけられる。それならば、日本における鷹書の成立過程においても、外来文化との相互作用―受容・翻案・再編―が想定されてしかるべきであろう。

しかしながら、その交渉の具体相、すなわち語彙の位相や記述様式、さらには典拠の運用や章句配置の作法といった点については、必ずしも体系的に解明されてきたとは言いがたい。したがって、放鷹という外来知がいかに日本的な文事の営為の中に組み込まれ、「鷹書」という書物形態へと定着していったかを追究するには、個別テクストの本文そのものに即した精緻な分析が不可欠である。

この観点から、『新修鷹経』はとりわけ注目されるべき資料である。本書は単なる技術書にとどまらず、外来知―とりわけ漢籍的な知と編纂原理―の受容・翻案・再編が交錯する文献として、日本の鷹書と外来文化との接続関係を可視化する格好のテクストである。すなわち、その本文に示された構造・語彙・章法のあり方を緻密に解読することによって、日本の放鷹文化がいかなるプロセスを経て外来知を取り込み、日本的な実践へと変換したのか、その深層に迫ることが可能となる。

もともと、本稿においては詳細な本文分析は別稿に譲ることとする。本稿では、『新修鷹経』が日本国内で広く流布した写本群の具体的な

相貌を明らかにする一助として、架蔵本の全文翻刻を掲出する。それによつて、当該テキストが外来知との交渉の痕跡を内包しつつ、日本の文脈において重層的に伝承されてきた姿を探る手掛かりとしたい。

「凡例」は以下の通り。

- 一 翻刻は架蔵本『新修鷹經』によつた。
- 一 改行は／で示した。改丁は「」をもつて示し、(一オ)のように丁数ならびに表裏を示した。
- 一 字体は出来るだけ底本の表記を重んじるようにしたが、異体字など、一部通行の字体に改めたとある。
- 一 明らかな誤字や脱字と思われる箇所はそのまま翻刻し、傍らに(マ)を付けた。
- 一 虫食いなどで判読不能な文字は□で示した。予想される文字がある場合には、ルビに該当する位置の()内において末尾に「カ」を付して示した。

一 架蔵本『新修鷹經』

架蔵本『新修鷹經』について、まずは書誌を以下に掲出する。

縦27.5 cm×横20.2 cm。序標題「新修鷹經序」(一丁表)、巻首題「新修鷹經上」(二丁表)、「新修鷹經中」(十一表)、「新修鷹經下」(十九表)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全二十三丁。半葉十一行。訓点本文。

本文(全文)は以下の通り。

新修鷹經序／夫レ鷹ハ者俊・鳥也稟ケ春秋傳 瑤光星爲鷹せい二瑤一光ノ之精一氣ヲを一生ス二

鐘・岱之増・巢二驍・伐ヲ自シレ四字出傳玄鷹天雄・姿・邈ナリ／也賦春ハ・化シ爲ルレ鳩ト仁也秋・至行フレ戮ヲ義也食スルニ不ハレ忘レ先ヲ敬也誅スルニ不ハレ避レ強ヲ勇也／動ニ无シニ遠メ而不ト云コト一レ覽物有レハレ形而盡ク見ルハ智也成シニ君・子之娛・樂ヲ一助クニ庖・饌之宰／宍ヲ一以ニ彼一・物ヲ一兼ヌニ茲衆・美ヲ一雖レ同ストニ族ヲ於羽・毛ニ一固ニ殊ニシレ慧ヲ而援エツ萃ヲ故ニ孫行人ハ／諭ニ忠・猛ヲ前ニ一支遁林ハ賞スニ神・俊ヲ於後ニ一僕毎ニ因チニ務・隙ニ一不レ廢ニ翫一好ヲ一愛ス下其隨ニ指一／授ニ一以應シレ機ニ任スニ馴・擾ニ一以効ルコトヲ上力ヲ豈同ンヤ下魯・候ノ之鵠徒ニ費シニ稻・梁ヲ一衛・君之鶴空ク／御スルニ中華・軒ニ上哉若クハ・乃妖・壽快・性ハ寔ニ有リニ相・法一調・狼瘡・治非レ无ニ厥ノ術一所・以ニ斟ニ・酌シ古・今ヲ一隨レ類甄・別ス懼クハ覽ルレ之ヲ者未ルコトヲレ詳重・復メ示スニ以スニ圖・像ヲ一勅メ成メニ三・卷ト一名ニテ曰ニ／新修鷹經ト一斯ノ・事雖レ細シト可ニ以諭一レ大ニ凡厥來ル・者得ニ以觀コトヲ一焉(一オ)白紙(一ウ)新修鷹經上／形・相／相・者蓋性・命之著平ニシ形・骨ヲ一吉・凶之道平スルニ氣・貌ヲ一者也後・魏ノ顯・祖有レ言ルコト／雖ニ人・鳥事・別ナリト一至テハニ於資・識情性ニ一竟ニ何ソ・異ナラン哉故ニ孫・楚カ之賦ニハ賛シニ其形・状ヲ一魏・／収之經ハ述フニ其體・例ヲ一但形・相惡メ而心・術善ク心・術惡メ而形・相善キ者ノ時ニ有リ／焉譬ハ以レ言ヲ信スルニレ行ヲ失シニ之宰・予ニ一以レ貌ヲ度レハレ性ヲ失フニ之子・羽ニ一理既ニ微・奧ナリ非ニ識・量ノ／之所ニ一レ及之令略陳テレ法ヲ列ニ之干後ニ一／相スルニ鷹ノ大・體ヲ一法／凡良・鷹ノ體者欲レ得レシコトヲ二魁・岩ヲ一大ナル・者ハ威・能凌キレ鳥ヲ小ナル・者ハ鳥所レ凌也遠メ而視レハレ

之ヲ毛、羽如クレ多カ近メ而ノ視ルニレ之ヲ毛、羽似テレ少ニ骨、肉還テ、多シ前ハ者有二胸、腹ニ而无ニ羽、翼ニ彎ルコトハ如クレ軒ノ後ロハ者以テノ羽、翼ヲ一裹ニ身ニ、體ヲ一如クレ輕ノ繫キレ格ニ上ルノレ韞ニ之時、鸞翥向フヲ上ニ爲レ佳ト若鸞翥向ヘハレ下ニ以テ(二オ)レ肩ヲ摩ルニ首、體ヲ一是不レ謂ニ良、鷹ト一也ノ凡醜、鷹ノ體ハ者頭、小ニメ而尖リ瞳、子小ク、露レ目ノ、後溝、穴カリテ而近クレ頂ニ鼻ノ、孔窄メ而鳴、ノ聲不レ美、小ニメ而仰キ頂、細メ而撓、或如クニ曲、鉤ノ一ノ、翼、節骨、小ニ翼、羽短ク、曲レリ世ニ、日フニ純、腋ノ、羽覆、羽亂、起テ而出テ腰、細ク尾本、細ク末、廣ク髀、短ク脛細ク、長シ兩ノ、肘相、ノ薄テ兩ノ、脚離レ、懸ル有レハレ一モニ於○是謂ニ醜、鷹ト一也ノ凡鷹頸、仰體、俯腰、低離レ低ト不レ是謂ニ三、段ノ鷹ト一也凡鷹ノ體如クニ蔓、菁、根ノ一上ノ下ノ毛、羽俱ニ、短ク如クレ剪カ是ヲ謂ニ蔓、菁、鷹ト一也如レ此ノ之徒ヲ鳥若、近ヲ起ツ時ハ則テ投、不レ能ニ遠ク、遂フコト一凡鷹髀、脛俱ニ、短ク肘、骨屈、曲ニメ腰、剛是謂ニ鳥、居ノ鷹ト一也古、人爲スレトモレ良ト今ノ則不、可也ノ相スルニ別、體ヲ一法ノ凡鷹ノ頸者欲ニ大ニメ而守リレ靜ヲ頂、平ニ中、高メ口、頷俱ニ大ナランコトヲ一擊、繫之時頭、正ク與ニ格、(二ウ)一韞、相、當ル如レ此之徒有二快ク武キ、心一也目、者欲離テレ翳ヲ稍ク近クレ後ニ淺、深小、大與ノレ體ト相、稱フ眼ノ、光清、利ニメ如クニ明、星ノ一靜ニメ而不レ轉セ視ルニレ物ヲ如レ對カ鼻ノ、後眼ノ、前溝、深ク隴ノ高擔、廣メ而透リ如クレ此ノ之徒ヲ情ケ不ニ轉、移一能捉テニ大、物ヲ一亦爲レ壽ト也故ニ幽、明、録ニノ曰楚、王之鷹ハ方軒レ頭ヲ澄シレ目ヲ遠ク瞻テニ雲際ヲ一欲レ下サント

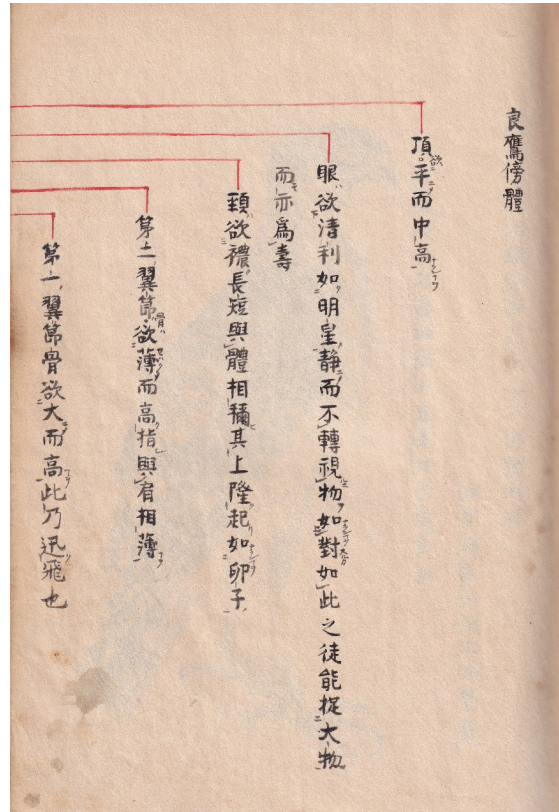
ニ鵬、雛ヲ一也凡鼻者欲ス下穴、大ニ息、細緩メ、而且ツ、長ク吻不ニ輒ク、開カ一愁ノ毛不シコトヲ上レ起、或聲字下有赤字、此、乃壽キ、相ナリ亦鳴、ノ聲響、高シ凡皆ハ者欲下本、禮末、細ク黒メ而潤、澤上ノ、皆似テニ鸚、鵝ニ一吻、上喉ノ、下大ナルノ者下皆直ニメ而廣、開シコトヲ上若曲リ、撓ム者上、平ナル則僂懼ル或垂、出ル者ハ並ニ爲ニ醜、拙ト一但ノ放ツ、時不レ驚レ情ヲ也凡頸、者欲下禮タ長、短與レ體相、稱ニ其、上際、起如ナラン中卵、子ノ上偏ニ、ノ長キ者不レ得レ通ニ飛スルコトヲ樹中ニ一偏ニ、短キ者ハ此似テレ鷹ニ非ニ真ノ鷹ニ一也凡肩ハ者欲下剛厚ウクニ一ノ、ノ翼、節、骨薄、而高ク、指シ與レ肩俱ニシ○一、翼、節、骨大ニメ而高ク肩ト與一ノ翼、節、骨ノ間タ隆ク、ノ起リ相、經ルコトヲ上此、乃迅ク、飛フ有ヲハニ一モ於斯ニ一則羽、相不レ合ハ猶レ不カレ廢ニ少シ、飛コトヲ一縱肩、羽有レ相イトモ○(三オ)頭、目違フレ理ニ者爲ニ體、重ト一也凡胸、腹者欲下廣、大ニメ溢、出シ雖レ有トニ肥、瘦一不レ變ニ恒ノ、ノ體ヲ一骨、長メ而肚、窳腹、大ナランコトヲ上此、乃爲レ壽ト骨、短而腹、大ナル者飢、易ク但短、命也骨、ノ長ノ而腹、小ナル者飢、難シ矣能メニ其去、就一然、後ニ可レ放凡背者欲レ有シコトヲニ溝、穴一凡翼、ノ羽者欲下長ク、直クメ如シコトヲ中鳩ノ、羽ノ上側タチ置キニ尾ノ、上ニ一羽○疎ニ、薄ク末少、平可ニ腋ノ、羽覆、羽重錢ノノ羽皆相、薄ク覆テ如クニ約ニ、著カ一羽、葉厚ク、頸羽、幹如レ甲ノ不レ嫌ニ廣、狹ヲ一雖レ有トレ此レ肩ノ、相ノ違、者ハ爲ニ體、重ント一也羽、幹、方、而羽、次密ナル者好シ爲ニ逆、羽ニ者モ亦體、鈍也又凌、ノ風ノ羽欲正シク附キレ翼ニ如レ有カ如レ无カ或ハ曲リテ、附ク者自

然揚・出ス此ヲ爲レ醜ト也凡尾ハ者ノ欲二本・末俱ニ・襪ク而強・直ナランコトヲ或曰・越承・尾ハ柔・細テ而饒ユメカヒキヒシ密シ如ニ白・綿ノ一尾・魁禮メ而ノ如レ甲メ其箭・像町・像・尾ハ者不レ關ラニ吉・凶ニ一或・曰箭・像・尾者良ク揚・催而論不ニノ必・吉ナラ一也尾・幹屈マリ・舉テ而本・襪ク末・細キ者不レ耐タケ迅・飛ニ一如シハ・以每ニレ送ルレ年ヲ彌拙キ・耳ノ凡毛ハ者欲ニ剛・密ニメ鮮・淨ナラフヲ一故ニ傳玄カ蜀・都ノ賦ニ曰青・體素・羽取ニ其ノ・淨ニ一又鷹ノ賦「(三ウ)曰頸・翻ニ・六機・速カニ體輕ク取・毛堅ク背ノ・上有レ光リ頂・面ノ毛潔・着不廢翫好ノ此レ壽之相也胸・腹ノ斑・毛ハ欲ニ廣・大俗ニ号メ爲最一但老鷹者斑・文欠ル・耳凡イサラヒ腎ノ者欲ニ孔ノ・大ナルヲ一其放・矢ノ時漸ク舉クレ尾ヲ揺・動シ低テレ頭ヲ遠ク・放ツ此・乃孔ノ・大ニメカラ・多カ之所ノレ致ス也凡腰者欲レ勁シコトヲ其奔ルニ格・上ニ一時少シ舉テニ首・尾ヲ一騫・翫放ツ・時能上・飛フ上・飛レ上ヲ也此レ勁・相也但劣ルハ下・飛テ而モ亦失レ物ヲ也下・飛ハ謂背テレレ弱キ者ハ雖レ耐ニ上・ノ下飛ニ一而モ失スレ物ヲ也凡ソ脾ハ者欲ニ長ク外隆ク・起リ如コトヲ一レ甲ノ以レ手ヲ揣レ之宍少ク・内平ニメ而ノ筋多髀疾・髀ノ骨背カ・大ニ肘ノ・毛流ナニ・靡於後ヒクニ一也凡脛ハ者欲下襪ク短ク而如レ圓カ傍ヨリ・ノ視レハ如レ廣キカ前ヨリ・視レハ如レ細カ肌・皮鱗・次有中襪・積ノ文上不レ論ニ文ノ大・小ヲ一一・指ノ文一欲レ其薄ク・ノ弱キ者每ニレ經ルレ年ヲ成スニ偏・側ノ之容ヲ一枯テ不レ賦者壽シ故孫楚カ鷹ノ賦ニ曰足ハ若ニ雙・枯ノ一ノ凡足者蹠ケルフシ・節欲ニ大ニ一・指ノ文一欲レ踏イフシ・平ニメ而枯シコトヲ一若肥・溢メ而色如ニ地・黃ノ一者易シレ腫レ也凡指ハノ者放シレ節ヲ大ニメ而間タ開キ縮マル者也大・指集キルコトニ

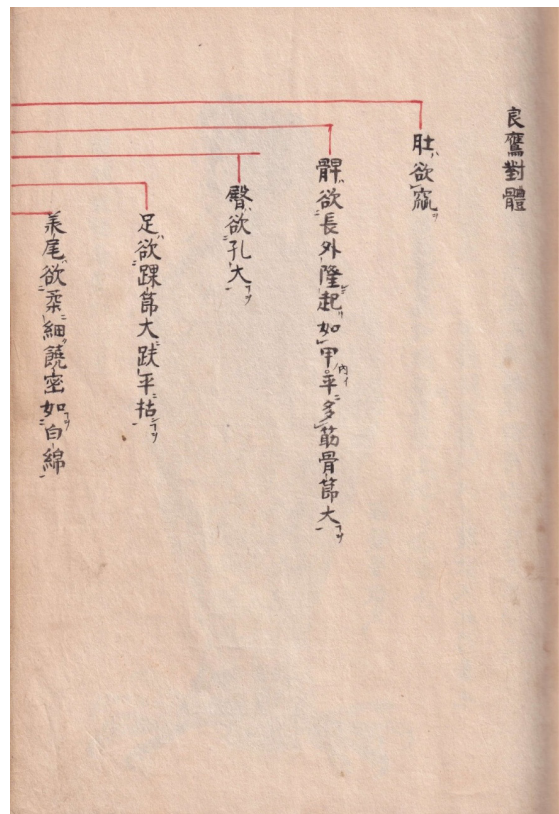
格・髀ニ一三・時ニメ正相・對シ小・指モ亦得ニ正ク」(四オ)立コトヲ一後・指ノ本上ハ・皮薄メ而柔ニ凡爪ハ者欲本・襪末・細上・隆ク下・平ニ黒メ而潤・澤ノ鉤・曲大ナル・者捉テレ鳥ヲレ不レ被レ奪本・末失シレ襪ヲ鉤・曲小キ・者捉テレ鳥ヲ好ク抽キ・脱ス又集レ格ニノ時易シレ抗レ幣ヲ相スルニ羅巢・鷹ヲ一者難レ知者也但シ巢・鷹ハ者捉テレ鳥ヲ放テレ毛ヲ御テ不レ示レ人ニノ捉リ・ニ嚙人ノ・手ヲ一恒ニ多シニ鳴・聲一羅・鷹ハ者毛・羽鮮・美ニメ色如ニ曬・曝スルカ一恒ニ少シニ鳴・聲一加・以ノ每ニレ經ルレ年ヲ數老・幼難シレ了リ或ハ雖レ歷トニ三・四・年ヲ一毛・羽斑・文不レ變脚ノ・形モ亦不レ改ノ前或斑・文年・減ス脚ノ・形ハ易クレ側タチ變・改モ亦多・端ナリ誰ソ知シニ其ノ・機ヲ一然モ惣ヘテ言ヘハレ之ヲ脚・團キノ者ハ難レ側チ編ナルレ者ハ易シレ側但雖レ團ト脚得レハレ搔ヲ必・側ツノ相スルニ隼・鵠ヲ一法ノ凡隼・鵠ハ者頂欲レ平コトヲ翳哀アツ・厚ニメ而曲リ鼻ノ・穴大ニ・決有レ如ナルコトニ懸・宍ノ一者ハ小也鼻ノ・上ノ皮・薄ク頷奢リレ張リ頸・本襪ク如ニ卵・子一翼・羽廣ク而側背ハ如レ甲ノ髀大ニ・張リ指・蹠如ニノ十・字ノ一爪ノ・上團ク下偏ヘニ腰・襪メ而勁シ餘ノ・相ハ與レ鷹同」(四ウ)良鷹傍體ノ頂○平ニメ而中・高ナラシコトヲ一ノ眼ハ欲下清・利如クニ明・星ノ一靜ニメ而不レ轉視ルニレ物ヲ如ナランコトヲ上レ對スルカ如レ此之徒能捉ニ大・物ヲ一ノ而モ・亦爲レ壽ノ頸ハ欲三襪ク長・短與レ體相・稱ヒ其・上隆ク・起リ如ナランコトヲニ卵・子ノ一ノ第一ノ翼・節ハ○欲ニ薄セハケメ而高ク・指シ與レ肩相・薄コトヲ一ノ第一ノ翼・節・骨欲ニ大ニメ而高コトヲ一此・乃迅ク・飛也」(五オ)【圖①】鼻ハ欲ニ孔・大ニ息・細ク緩メ而且ツ・

長ランコトヲ一此、乃爲レ壽也ノ胸、腹ハ欲ニ廣、大溢、出ニメ而骨
 ・長ヲ一ノ目ハ欲ニ離レ翳ヲ稍近クレ後ニ小、大與レ體相、稱シコトヲ
 二(五ウ)良鷹對體ノ肚ハ欲レ竄ヲノ髀ハ欲ニ長外、隆ルニ、起リ
 如レ甲ノ○平ニ多^{内イ}レ筋骨、節大コトヲ一ノ臂ハ欲ニ孔、大コトヲ一ノ足ハ
 欲ニ踝、節大ニ跌、平ニ枯シコトヲ一ノ承、尾ハ欲ニ柔ニ、細ク饒密如
 コトヲニ白、綿ニ(六オ)【図②】疾、隼ノ骨欲レ大ヲノ胸、腹ハ斑
 ・毛欲ニ廣大コトヲ一ノ腹ハ欲大ヲ此、乃壽也ノ脛ハ欲ニ禮ク、長而
 圓ニ肥、滿シ鱗、次嬖、積ノ文コトヲ一跂ノ、指ノ文モ亦同レ之ニ(六
 ウ)【図③】良鷹背ノ背ハ欲レ有シコトヲニ溝穴一ノ重錢ノ羽ハ欲ニ覆
 テ如コトヲニ約エ、着カ一ノ翼、羽ハ欲下長、直ニ如ニ鳩ノ、羽ノ一○置^{側イ}
 尾ノ、上ニ上此、乃迅、飛也ノ腋ノ、羽ハ欲三相、薄覆テ如コトヲニ
 約ニ、着カ一ノ覆、羽ハ欲ニ約ニ着シコトヲ一(七オ)【図④】良鷹
 軒翥ノ腰ハ欲レ勁シコトヲノ尾、魁ハ欲ニ禮メ而如コトヲ一レ甲ノノ尾ハ
 欲ニ本、末俱ニ禮メ而ノ強、直ナランコトヲ一ノ毛ハ欲ニ強、密ニメ鮮
 ・淨ヲ一餘、毛モ亦同ノ凌、風ノ羽ハ欲ニ正ク附レ翼ニ如レ有カ如コト
 ヲ一レ無カノ羽、次ハ欲ニ疎、薄ニメ而ノ末、少シ平ニ羽、葉厚コトヲ
 二(七ウ)【図⑤】醜鷹體ノ頂、細メ而撓ムノ第、一ノ翼、節骨、
 小ナリノ覆、羽亂、起リテ而出ツノ腋ノ、羽起リ、出ノ腰、細メ而
 弱シノ尾ノ、本細ク末、廣シノ翳小メ而仰クノ鼻ノ、孔窄シノ頭、小
 メ而尖ルノ目、小メ而露ルノ髀短シノ脛細ク、長メ而兩、足ノ離レ、
 懸ル(八オ)【図⑥】三段鷹體(八ウ)【図⑦】鳥居鷹體(九オ)
 【図⑧】蔓菁鷹體(九ウ)【図⑩】隼體ノ額ハ欲ニ奢、張ヲ一ノ
 頸ハ欲ニ本、禮ク如ニ卵、子コトヲ一ノ背ハ欲レ如コトヲレ甲ノ翼、羽ハ

欲ニ廣メ而側コトヲ一ノ頂ハ欲レ平ノ鼻ノ、上欲ニ皮、薄コトヲ一ノ翳ハ
 欲ニ哀、厚而曲コトヲ一ノ髀ハ欲ニ大ニ、張指、蹋如コトヲ二十、字ノ
 二(十オ)(白紙)(十ウ)



圖①



圖②



図④



図③



図⑥



図⑤



図⑧



図⑦

新修鷹經中ノ調・養ノ鷹者飢ニ・附飽テ・揚ル之禽也故ニ曹・大・祖謂ニ陳・登ニ一況ヤ鷹ノ性不レ同調モ亦須ケレ別ノ天・性快者ハ本不レ須レ調大・概懼ル者ハ調モ亦難レ得苟モ非ハニ其・人ニ遁不ニ虚ク・行レ一故ニノ魏・収カ曰察コトハレ之ヲ爲ニ易ト調コトハレ之ヲ實ニ難シ今嵇ヘテ衆・術之異・同ヲ一擇テニ其ノ善・者ヲ一而從フレ焉ニノ養ノレ鷹法ノ凡養コトハレ鷹ヲ者就テニ陽・地ノ高・燥ニ一爲ニ構ヘレ屋ヲ作シレ窓ヲ使ニ明・暖ナラ一懸テニ隔・子ヲ一陽ノ時ハ則・寒ケ陰ノ時ハ則垂ル中ニ置テレ架ヲ懸ニ格・帳ヲ一架ノ前ニ置ニ掌・飼床ヲ一架床相・去ノ間ニ設テニ燈鑑ヲ一設ルノ者爲ニ令レ鷹ヲ馴シメレ眼ヲ及辨鷹ノ矢不レ及也

更・代爲ヨレ之ヲ鷹或ハ驚キ・飛ヒ下リレ格ヲ倒ニ・懸リ不レ上ヲノ或ハ脱ニ・免旋・子ヲ一日ニ相・傳・接ス如メレ斯ノ不ル時ハレ救ハレ



図⑨

致ニ殞、絶ヲ一故ニ令三レ人ヲ不ラニ暫モ離レ一凡日ノ晴、暖ナレハ繫ニ
 庭ノ中格ニ一負テレ陽ヲ炙リレ背ヲ有テレ間タ浴スレ之ヲ凡浴スルコトハ者
 任スニ鷹ノ慾、否ニ若、鷹ノ情不」(十一オ)レ應セレ體ニ也汚、
 穢スル則強ク浴スレ之ヲ凡調ルレ肥ヲ者以ニ馬豕兔鼠鷄鳩ノ穴ヲ一哺フ
 凡切コトハレ穴ヲノ者長サ寸、許リ廣サ半、寸ニメ而薄ク諸種ニ切、穴トニ一者皆效レ此ニ湛ニ
 之ヲ温、湯ニ四、月、八、月、湛ニ之ヲ冷、水ニ也レ以レ箸ヲ攪コトノレ之ヲ十、許、遍如スルコト
 レ此ノ五、度毎、度換然、後ニ洗ヒレ手ヲ權ニ、碎之ヲ一令レ有レ沸ルコトヲ
 更ニ換テレ湯ヲ令メニ澄、ノ浄ナラ一而緩、緩ニ却ケテレ湯ヲ纔ニ留テニ
 微、液ヲ一側テレ器ヲ向テレ日ニ而炙リレ之ヲ良、久メ取テニ鳥ノ、毛ヲ
 一丸メテ如クニ碁、ノ子ノ一四、五許、枚糅カキマセテレ穴ニ與フレ之ヲ不レ厭レ
 凡欲時ハレ入ントレ田カリニ則前五、六、日調フレ之ヲ若太、肥テノ不ハレ
 貪ヲ者前十、許、日隔テレ日ヲ哺フレ之ヲ或、一日或二日也凡調ルレ瘦ヲ者豕
 兔ノ穴ハ者切テ湛ヘニノ之ヲ温、湯ヲ一少、之去テレ汁ヲ哺フ馬鼠ノ穴
 ハ者切湛ヘニ之ヲ温、湯ニ一以レ箸ヲ攪コトレ之ヲ兩、遍換コトレ湯ヲノ
 二、度去テレ汁ヲ而哺フ鷹ヲ故ニ必温レ之ヲ也鷄鳩水、鳥ノ穴ハ者シムラ割胸
 、穴湛ニ之ヲ温、ノ湯ニ一令ニ氣ヲ徹一而上テレ講ニ令ニ其ヲソ啄一レ之
 ヲ水、鳥ニ必、哺又者嗜哺ニ雜ノ小、鳥ヲ一鷄者ノ若太、瘦ハ者日ニ哺二或ハニ一、過或
 與ニ鶉雀鼠ニ若レ之ノ餌レ鳥其哺ノレ鳥ヲ法與レ鷹ノ也同若太、瘦ハ者日ニ哺二或ハニ一、過或
 ハ三、過ヲ一凡巢、鷹ハ者勝、擊之時漸ク呼ヒ、穴ヲ旬、ノ日ニメ然
 、後以ニ鷄鳩ノ雛ヲ一投テ與フレ之ヲ鷄ハ者以ニ雛雛ノ雛及五、六一度然、後ニ
 着テレ鈴ヲ入ル田ニ」(十一ウ)放ツニ野一鷄ニ不レ論ニ雌、雄ヲ一隨
 テレ獲ニ則與フ鷄者放ツニ鷄及雛ノ小、鳥ニ一或扶一壯者白鷄ニ鳥已調、習ン然、後隨テニ
 其ノ肥、瘦ニ一而飢、ニ飽ス之ヲ一鷄者不レ厭レ肥ヲ縱ニ雌、肥、益スト一羅一鷹ハ者ノ
 繫ニ、着シ間、屋ノ中ニ一或、說羅、鷹日ヒ夜一、更ノ初擊坐シニ火、ノ側ニ

一終、宵不レ厭レ熟スルコトヲ至テニ明、ノ日午、ノ尅ニ一更ニ復タ繫、
 着夜ノ一、更モ亦擊ルコト同レ前ニ如レ此ノ三、日三、夜候テニ其ノ馴
 、鹿ヲ一然、ノ後ニ裁ヨキレ食ヲ擊テ使レ着ケレ乎人、間、處擊ルコトニ市
 、上ニ一最、好シ避ケテニ塵煙屍等ヲ一可レ擊レ之ヲ勿レレ使ルコトニノ
 駭、怖一也其與ルレ穴ヲ者用ニ鷄鳩一鼠ハ者切テ湛ヘニ之ヲ温、湯ニ一
 少、時ノ以ニ其、皮ヲ一裹レ之ヲ即ノ以ニ細、繩ヲ一約ニ、結テ如二十
 、字ノ一亦湛ニ之ヲ温、湯ニ一令ムニ氣ヲ徹セ一然、後ニ披レ皮ヲ出レ之
 ヲ以レ湯ヲ灑、ノ着メ而與フ有テニ野、心一不レ穴クラハ如稍ク馴之時延、呼ニ與
 ヘレ食ヲ呼フコト數、日然、後以ニ鷄鳩ヲ一投テ與フレ之ヲ鷄ハ者同ニ巢
 ニ、熟シ然、後ニ調フニ肥、瘦ヲ一調、法同ニ巢、鷹ニ但雌、鳥ノ入レ田ニ放レ鷹ヲ
 法ノ凡入テレ田ニ捉ルレ鳥ヲ或ハ、多ク或イハ、少シ好ム時ハレ少ヲ則
 弊、在レ慣フコトレ常ニ故殿テレ後ニ非ニ流、利スルニ一好時ハレ多ヲ
 則」(十二オ)弊、在レ効フコトレ力メ厭フレ繫キコトヲ終ニ无ニ快キ、理
 リ一故ニ多ト與レ不ルレ多カラ隨テレ時ニ折、中ス凡放テレ鷹ヲ之後
 先ノ靜ニ駐テレ馬ヲ以レ日ヲ送テレ鷹ヲ目、記シ訖テ後擧テレ鞭ヲ、馳
 、進コト未タレ至ニ數、步ニ一案シレ轡ヲ漸ク、迫テ鷹出テレ草ヲ起
 、即走ラシメテレ犬ヲ令メヨレ嗅以ニ長葛ヲ一爲レ經ト此爲ニ鷹ノ獲ル時ノ
 レ鳥ヲ急ニ執ルカ一也、不、則恐クハ犬害ノレ鷹ヲ也若草、深ク鷹未タ
 レ起下テレ馬ヨリ呼、上テ下ルコトハレ馬ヲ隨テレ然、後ハナツテレ犬ヲ嗅シメヨレ之ヲ
 若鷹早くノ出テレ草ヲ集ハニ于木ニ一起テ、即チ察メニ鷹ノ、眼ノ所ノレ
 向地ノ之形、體ヲ一遣テ一犬ヲ尋ヌレ鳥ヲ、越越レ嶮令ヲ即立ニ岑、ノ上ニ
 一遙ニ揚テレ聲ヲ呼フレ鷹ヲ隨テレ犬ニ飛、遂ス若鷹不ハレ應セ更ニ還テ
 呼、取レ其鳥疲、德、セハ者不ルニ必ノ還タ、呼ハ一直縱シテレ犬ヲ

噬セテレ之ヲ得テレ鳥ヲ後還テ、呼フ耳鷹或ハ不レ待レ呼ヲ自隨テレ犬ニ飛、來ス此レハ是ノ不レ用レ捺^{トル}ヲ者與レ犬經テレ年ヲ調ニ、習之ヲ一所致、也如レ斯ノ鷹ハ者察シニ野、田形、體ヲ一先放テニ林、木中ニ一然、後走シレ犬ヲ聞ケレ鳥ヲ凡獲テレ鳥ヲ哺スル鷹ヲ者先挾ミニ鞭ヲ於腰ニ爲下鷹ノ翻ツハサノクキ觸ニ取レ鷹ヲ往テ就テ二清、水ニ一而先起テ二左ノ膝ヲ一伸テ二左ノ、手ヲ一加ヘニ膝ノ、上ニ或、説安クレ座ヲ側テレ鳥ヲ厭、ニ裹テノ鳥ノ、頸ヲ於翼ノ、中ニ一與レ脚加、執テ而以レ鳥ヲ側ハラミ、置テ令ニ鷹ヲ集サ上レ上ニ以二刀、子ヲ一擺^{ラシヒキ}レ胸ヲ肉ニ灑キ」(十二ウ)レ水ヲ令メヨレ啄セ若可ハ二重テ、使フニ而猶有リ下肥タルニハ者割テ二胸ノ、穴ヲ一懼キ、碎キ令ルコト上レ食不メニ斯ヲ之爲サニ而經ル時ハレ日ヲ則令ニ鷹ヲ不ラニレ調ヘ其多、少ハ者隨フニ鷹ノ肥、瘦ニ一凡鈴者朝ニ、傳ケタニ、解ク不ハレ則鷹嚙^{シカ}レ鈴ヲ竿^{ハムル}テレ啄ヲ倒ニ、懸テ而死ス凡鷓ハ者左リ鷹ハ、右大令メレ嗅隨テレ起ニ即、放^{難ニ、放ハ}ツ鷓^{難シレ獲續}レ追テ入ラハ二草、中ニ一下レ馬ヨリ漸、追テ若不ハレ得レ鳥ヲ上セレ韁ニ駕シレ馬ニ或ニ必使ニレ犬嗅ニレ之ヲ若鳥ノ已疲、頓メ可ハニ爲レ犬ノ所ニレ噬即案メレ役ニ犬ヲ、繫キ候フテ二鳥ヲ蹋、起ルコト一使レ捉レ之ヲ每レ獲必與フレ腦ヲ謂強及雜ノ小、鳥或ニ必凡得テレ鳥ヲ哺レ鷓ニ者往テ就キニ清、水ニ一而坐シ仍テ於ニ韁ノ、上ニ一灑キレ水ヲ令レ啄セ其多、少者亦隨ニ肥、疲ニ哺、法與若放ハニ水、鳥ニ謂灑ヲシトリ則、跼^{クメマリ}躬^{キムル}メ鎮メメレ鷓ヲ漸、迫テ臨テレ發ニ忽、然トメ揚ケレ聲ヲ鳥、起テ即每レ獲令レ啄セニ背ノ、穴ヲ一若可レ哺者折キレ穴ヲ懼、ノ碎與フ鷓啄ニ田、鳥ヲ一亦同レ之也凡放レ鷓ヲ者令下諸ノ牽レ犬ヲ者能ク或ハ慎マ上レ之ヲ害ルコトレ鷓ヲ不レ可レ不ハレ審ノ夏糶レ鷹法ノ凡毛、羽初テ、落ル時謂四、月旬五、月

上、選テ二吉、日良、辰ヲ一祭ルレ醇ヲ出ス、時亦同レ之也放ニ、着メ小、屋ノ」(十三オ)中ニ一方、丈、許於ニ陽、地ニ一構ヘレ之ヲ南向ニ其、戸ニ一懸、納爲レ之重欲ニ高、燥ニメ而暖ナランコトヲ一其、中ニ置テニ架、座ヲ一以ニ藁藁等ヲ一爲レ之ヲ縫、裏ム以ニ布徑一、尺、許ヲ一而圓ク東ノ、壁ニ穿テ二小、孔ヲ一令レ不ラ可ノ、内ニ置ニ餌、閣ヲ一又屋、中ニ置ニ高サ一、許、尺ノ石ヲ一凡哺、飼ハ者雜、穴與レ之ヲ切テ濯クニレ之ヲ以スニ清、水ヲ一葛ニテ約、束メ與レ之ヲ其鷓ニハ者用ニ燕雀ヲ一脱レ毛ヲ約、束テ與レ之ヲ日ニ哺或生與之又ルコト或一、度或二、度凡掃フレ屋ヲ者五、六、日ノ後爲也夜ハ把テレ掃フレ之ヲ或盡ハ以レ向ヲ通ニ掃フレ之ヲ所レ食還、復害シレ鷹ヲ故ニ恒ニ掃レ之ヲ也其第一、一ノ羽初テ、落サハ以ニ夕ノ、時ヲ一置キニ浴、船ニ一日ニ換ヘテ納テレ水ヲ降ハレ雨以レ出ヲ屋ヲ爲レ限ト其羅、鷹者嗜ムレ水ヲ鷓モ亦同レ之也器ニ盛リレ水ヲ置ニ之ヲ餌、閣ニ一凡掃フ時ハ屋ヲ時則視テニ鷹ノ肥、瘦ヲ一肥ル、則調フレ之ヲ太、瘦ルハ可レ死則出メレ之ヲ繫キレ格ニ勞、飼セヨ凡毛、羽落、革メノ第一、一ノ羽出テ擇テ中、一、寸、許ヲ一時自リ屋出スレ之ヲ出ハ嘘ハ十、許、日ニ調ニ鷹ノ肥、瘦ヲ一但鷓者五、六也出メ、後手ノ執與ニ羅、鷹一同凡着ケレ鈴ヲ繫、者ハ能候テ二鷹ノ穴ノ調、均トクセヲ一然、後爲レ之若肥、瘦不ル時ハレ調則令ニ鷹ヲ喘、息致サ一レ死ヲ不レ可レ不ハアルレ慎ニ夏養、者ハ鈴ヲ繫ク時動テ致レ見ルコトヲレ傷故ニ此ニ、委ク耳」(十三ウ)養ニ雛、鷹ヲ一法ノ凡雛、鷹者置テ二小、屋ノ中ニ一、丈、許一以ニ皮及ヒ藪藪、草、蘿ツタヲ一像リレ巢ニ棲シムレ之ヲ高作リレ窓ヲレ使レ明ナラノ勿レ令レ得レ出ルコトヲ亦不レ得レ見スルコトヲ人ニ與テ二生、穴ヲ一佳與ルハ二死穴ヲ一不レ好馬家兎龜鳩是、也但鷓ニハ者生雜ノ小、鳥也見テレ人ヲ即嬌、鳴メ七、月中、旬夜、半ニ捉ヘ、取テ殺、氣ヲ至鷲、鳥繫ク立、秋ノ後羽、翅ノ成テ浪、飛テ不レ

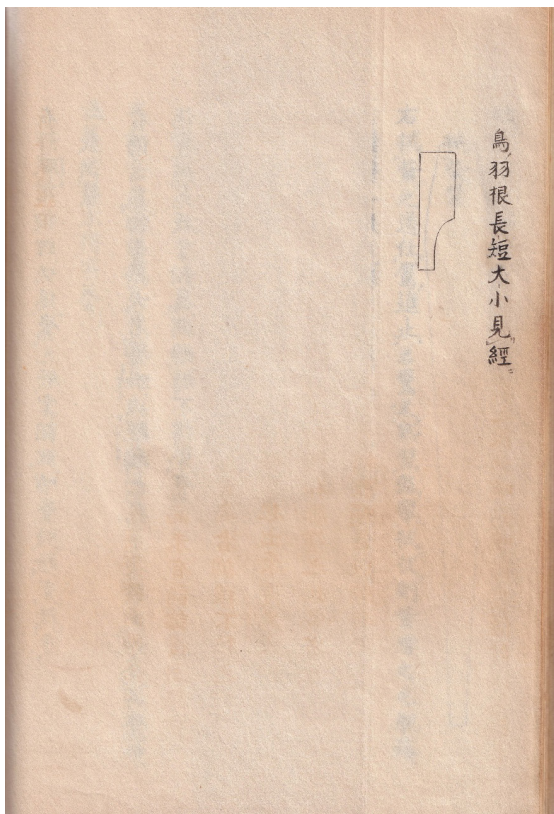
止傷ミレ羽ヲ損スレ命ヲ故ニ瀕クレ出ス也。鹿キ故ニ繩ヲ以繫ニ着闇、屋ノ中ニ一使レ知ニ拘カハハリ、束ツナクヲ一執テ三、日可レ撃更、熟セハ與ヘレ穴ヲ勿レレ使ルコト。瘦又一、法ニハ者籠、中ニ作テ巢ヲ棲シムレ之ヲ作コト同レ能、以節シレ食ヲ不レ飢サ飢、則身、體難レ長シ飽、則膝、垂レスチ。駝ト異ニメ爲レ醜ト害スニ其毛、羽ヲ一稍有レハニ、出メレ籠ヲ着ルコト一レ絆令ニ其ノ縦レ體ヲ逸、飛セ一與レ食ヲ必、呼フコト數、日然、後ニ繫レ格ニ及テ上スレ手ニ毛、羽稍、擊ルコト恐クハ復慎レ、之ヲ勿レ失スルコト、着ニ脚ノ絆ヘア一法、凡着ニ脚ノ絆ヘアヲ一者ハ令下正ク擊テレ鷹ヲ從リニ背、後一傳上レ之ヲ傳上以ニ扶、杖ヲ一自ニ革ノ、表一扶サシコム二脚、纏キノ（十四オ）本ノ孔ニ一指ニ、入脚、纏ノ末ニ一紙ニテ牽、通シ次シフル澁テ難ク入ハ者用ニ鐵、筋ヲ一也、凡縫アシ、革カハハ者以ニ洗、革ノ柔、軟ナルヲ一爲レ之ヲ縫コトハ令ムニ堅、固ナル一此至テ二脚、纏ニ一令ヨケ少ク、縁イノ心アラ一繫レ地末、レ傳レ脚ヲ脚、纏廣サ一、寸五、分長サ二、寸繫レ地長サ七、寸五、分、上ニ一以ニ一、寸五、分ノ刀、子ヲ一長、短ハ隨テレ鷹ニ割ニ、開脚、纏、本ヲ一翦、截裁論令レ如ナラニ椿ノ、葉ノ脚大、小ノ一也又以ニ刀、子ヲ一穴ヲ別ニ脚、纏ノ本ノ裏チニ一、中、央以レ扶、杖ヲ一自ニ革、表一扶レ之貫キニ、繫、地ヲ一牽テ翻シレ之ヲ又穿ニ脚、纏ニ一雖ニ末三、分、許ト一處ニ中、央鶴者一、一分、許也以ニ扶、杖ヲ一自レ表、向レ裏ニ翻シ、ニ出ス脚、纏ノ末ヲ一即裂レ紙ヲ貫キレ孔ニ轉々牽レ之ヲ、繫レ鷹ヲ法、凡繫コトハレ鷹ヲ者擊ルレ鷹ヲ人先ニメレ右ヲ側テレ身ヲ近キレ格ニ右ノ、手ニ執リニ長、絆ノ兩、頭ヲ一左ノ、手ハ不レ及レ格ニ、三、尺、許論ニナシ人放ツコトハレ鷹ヲ隨テレ飛ニ緩クシレ拳ヲ令ムニ旋、子ヲ通、行セ一此、鷹集ハレ格ニ以ニ左ノ、手ヲ一支ヘレ格ヲ以、レ右ヲ投撃ニ、

着ク於帳ノ、前ニ一若鷹遙ニ望テレ格ニ飛、向ハ者再、三牽テレ韉ヲ然、後ニ放チ、遣鷹或不ル（十四ウ）者直ニ就テレ格尾、自リレ格下サハレ鷹ヲ者擬スルレ執ントレ鷹ヲ人先靜メニ心、體ヲ一右ノ側ヨリ身ヲ、漸ク進テ令ニ左ノ、肩ヲ、近カレ格ニ解キニ長、絆ヲ一以ニ右ノ、手ノ中、指ヲ一、ニ纏メ長、絆ノ片、頭ヲ一以ニ左ノ、手ヲ一執リニ脚、絆ヲ一牽貫、ニ通ス、脚ニ一右ノ、手ト共ニ、牽キ高ク、擊テ離レテレ格ヲ急ニ將、去サレ若ハハレ牽、二逼脚、絆ヲ一者鷹、新レ者飛、位之時直ニ以ニ右ノ、手ヲ一捉、擬令三正ク居ニ臂ノ、上ニ一或、説鷹、新レ者飛、位之時直ニ以ニ右ノ、手ヲ一捉、擬ト鷹ヲ人兩、手隱シレ袖ヲ漸、漸ニ舉、進シ爲鷹長ル二入ノ以ニ左、右ノ無、名、指中、指ヲ一各來ンテ、捉ニ鷹ノ兩、膝ノ節以、上ヲ一以ニ母、指ヲ一各厭シニ左、右ノ羽ヲ一即舉、ニ着胸、上尾、下ニ一首ヲ移シ、鷹ノ、右ニ一脚ハ如之左手來レ之仍以ニ左ノ、手ヲ一着ケニ鷹ノ、胸ニ一須、與之間ニ令ニ鷹ノ靜一レ息ヲ以ニ左、手ヲ一捉リ、ニ屈メ鷹右ノ、脚ヲ一次以ニ左ノ、手ノ母、指ヲ一攝右ノ重、錢ノ羽ト與ラレ脚捉指ヲ不レ鷹ニ翼節、等ニ犯セレ之、骨氣、衛股、腰、ヲ有リレ害也又以ニ右ノ、手ヲ一捉リ、ニ屈メ鷹ノ左ノ、脚ヲ二次以ニ右ノ、手ノ母、指ヲ一攝重錢ノ羽ト與レ脚捉リ、并テ既ニメ而安、坐シ擊、持鷹或着ルハニ鷹於兩、股若欲ルレ仰ントレ鷹者着ケニ胸之後ニ一右ノ、手ハ（十五オ）捉リニ兩、脚ヲ一左ノ、手ハ攝カネニ尾、羽ノ内首ノ外ヲ一右ニ廻シ置キニ兩、膝ノ間ニ一即以ニ左、右ノ母、指食、指ヲ一各來テ捉レニ兩、脚ヲ一又着可ハニ更ニ、俯ス一者右ノ、手ニ捉リニ兩、脚ヲ一左、手ニ攝テニ尾、羽ヲ一左ニ、廻シ着レ胸ニ、餘、法、同、着ルニ鈴、繫レ上ニヲ一法、凡着ルコトハニ鈴、繫レ上ニヲ一者捉リレ鷹ヲ令レ俯擬スルレ着ントレ繫ヲ人ノ左、手ニテ執リレ尾ヲ右、手ニテ把リレ錐ヲ

披キ、ニ拂ヒ尾、魁ヲ一／着に水ヲ於ニ龜ニ一修ニ、撫ス之ヲ一若修、
 撫メ不ルレ伏則刈リ、ニ去ル之ヲ一挟ムニ葉ヲ於着メレ鈴尾ノ下上論ニ一尾ハ割ニ
 尾ノ中、央ノ乃傳テニ鳥ノ羽ノ根分許ニメ而傳レ之ヲ也、即以ニ左ノ、手ヲ一送テ
 挟ニ尾ノ、下ニ一以レ錐ヲ穿ツニ鳥ノ／羽ノ根ヲ一離テ二本ノ頭ハシヲ二、
 分、處ハカリ鶴ハ苞トム徹レ平則緩、緩轉抽クレ之ヲ貫キニ針ヲ於其ノ、孔
 ニ一牽、ニ出シ／尾ノ、外ニ一以去リレ針ヲ自ニ着ノレ鈴尾ノ外一以ニ錐
 ノ、本ヲ一鉤リレ糸ヲ自リニ葉ノ、上へ一出スレ之ヲ偏ニ結ンテ二兩ノ、
 縷ヲ一逼ニ、／延之ヲ一鉤、ニ出シ一、縷於尾ノ内ニ左、右ノ手ニ各
 振レ絲ヲ合テレ手ヲ緩、緩ト牽キ、約メ若ハレハ合テレ手ノ断テ成レ乃重テ糺シ
 ニ兩、縷ヲ一結ヒニ革、上ノ孔ノ中、間ニ一又一ニハ糺シテ約、結更ニ
 後ニ偏結、乘一、許、アマシテ「(十五ウ)合截ニ、去之ヲ一截レ革ヲ者欲
 スニ一、度ニ断コトヲ一形、様ハ令ニ圭、頭一ナラ差殺ニ本、頭ノ兩
 、角ヲ一長メ以自ニ／着ノレ鈴尾ノ本ト一至ルヲニ末第、二ノ班、文ノ
 末、頭ハシニ一爲レ度ト以ニ彩、色、革ノ柔、軟ナルヲ一爲ルレ之ヲ預メ、
 先ツ度ルニ／長、短ヲ一截リ、取り置ニ之ヲ礎、上ニ一即以ニ兩、釘ヲ
 一釘ウツニ革ノ本、頭ニ一又以ニ兩、釘ヲ一釘、ニ着ス革ノ末、頭ヲ／
 於礎ノ外ノ、廉ニ一仍以ニ五、寸ノ刀、子ヲ一先截ニ右ノ、革ヲ一側レ
 刀ヲ剪リニ外、偏ヲ一正メレ刀ヲ剪リニ内、偏ヲ一裁コトモ／革ヲ一五ニ即以ニ
 一、縷、絲ヲ一貫キニ其兩、端ヲ一於釘テニ革ノ、本ニ一而上ニ一、分
 穿レ孔ヲ輪者分貫キレ釘ヲ／鉤ニ一係ケ絲ヲ於革ニ一捻、ニ括ス之ヲ一凡造
 ルコトハニ鳥ノ羽ノ根ヲ一者鷹用ニ第、一二、三ノ羽ノ根ノ、長一、／
 寸四、分鶴用ニ鴨論鴨等ノ第、一二、三ノ羽ノ根ヲ一長サ一、寸置ニ中、
 央已、下ニ一削リ、ニ殺ヲ中、央已、上ヲ一タテサマニ縦折ニ内方ヲ一凡剪

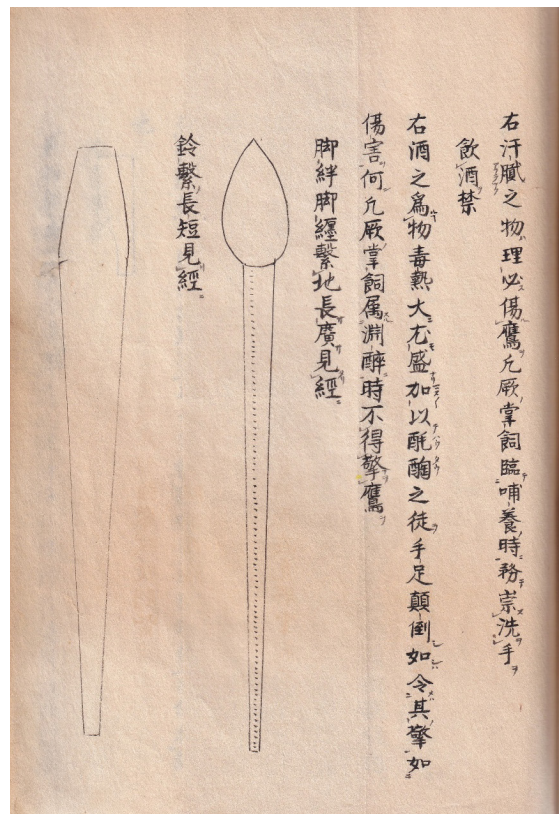
レ葉者方二、寸五、分用ニ大、鷯、樹葉ヲ一煮テ而陰／攻レ觜ヲ法／凡
 攻レ觜ヲ者捉テレ鷹ヲ令メレ俯サ擬ルレ攻ト人右ノ、手ニ捉リレ觜ヲ引、
 ニ伸シ頸ヲ一以ニ左ノ、手ノ无、名、指ヲ一問ニ／來ミ、持右ノ、手ニ
 以ニ一、寸已、下ノ刀、子ヲ一剪リ、ニ齋ハ觜ノ、末ヲ一又開テ一鷹ノ
 、口ヲ一ハメテ竿ニ食、指ヲ一削リ、ニ去リ觜ヲ一「(十六オ)傍ニ、出ル者
 ノ古、人ノ云而今如キハ二羅、鷹ノ一爲ニ側テ二刀、子ヲ一剪リ、ニ拂ヒ觜ヲ一令メヨレ有
 不テレ削佳ト一今ハ則爲レ劣レリト也
 二潤、澤エスルコトヲ一レ刀、子不ニ及而レハ有レ○善也但觜ノ、末出レハ而
 無レ害不レ可レ傳レ攻ニ觜ノ、末ヲ一
 凡攻レ爪者捉テレ爪ヲ令メレ仰カ攻ントスル、人以ニ一、寸已、下ノ
 刀、子ヲ一剪リ、ニ斫キ爪ノ、末ヲ一削リ、ニ去リ爪ノ、上ヲ一／擁、
 着メ令ニ均、好トノハ、ヨカラ爪、出而無レ害其、長サハ隨フニ鷹ノ、體ニ一耳／禁、
 忌法ノ凡悲爲レ本ト凶、喪之家哀ミ、痛ミ斯、盛ナリ訪フニ之ヲ古、
 今ニ一不レ宜レ應レ獵ニ凡厥掌、飼比／レ預ニニ此、事ニ一不レ得ニ
 執テ撃ルコトヲ一レ之ヲ／繫クレ格ニ禁／右鷹ノ之爲レ性良多ク驚、猜ス
 繫クレ格ニ之時動スレハ致スニ傷害ヲ一或得レトモニ其、道ヲ一有テレ時モ
 而失ス／凡厥掌、飼先ツ正メレ手ヲ然、後ニ臨ムニ架、格ニ一人不ハレ
 懸レ帳ヲ暫モ不レ得レ繫コトヲ及ヲハニ目ノ、病瘡カリ血、一「(十六ウ)
 痢ノ鷹ニ一不レ可ラニ與ニ平、鷹一同ス上レ格ヲ脚有レ瘡者鷹鶴同ク、繫モ亦
 禁ス爲有リニ大害スルレ小ヲ之心ニ一也／鷹、屋ノ禁／右馴、擾之道
 、理合シニ清、靜ニス一喧塵之事尤、是可レ禁凡厥ノ掌、飼ハ不レ得
 三屋ノ、内ニ／合コトヲニ燎燼徹及戲、タハレ、アソブ／放レ鷹ヲ禁／右放
 レ鷹ヲ之道可レ候ニ前ノ、物ヲ一若鳥未タレ出レ草ヲ鷹已、離時ハ則翔
 リ、集之間遇テレ犬ニ見ル／レ噬凡厥ノ掌、飼慎テレ之ヲ勿レレ失コト
 吐レ毛ヲ禁／右哺、養之道吐レ毛ヲ爲レ要ト未タレ吐之前ニ先早

ク與レハレ穴ヲ積、漸之後終ニ、以傷レ^{エモテ}腠^{マシ}ヲ凡厥ノ掌、飼可レ慎、
 ニ戒之ヲ但鷹ノ體疲テ可ンハニ、日ニ、哺ス一者一、二許度不ニ
 必ス待ニ(十七才)レ吐コトヲ拭レ^レ觜ヲ禁ノ右拭レ^レ觜ノ道任スニ
 鷹ノ進、止ニ若鷹末^{ルニ}ニ熟、習セ一強テ舉ルニ拭ヒ、杖ヲ一則觜ノ、
 傍之毛脱、落メ成ルレ醜ト凡厥ノ掌、飼宜ク知ニ此ノ、趣ヲ一未ル
 レ習ハレ之ヲ鷹ハ臨テ水ニ而浴ス走ルレ馬ヲ禁ノ右擎テレ鷹ヲ走セハ
 レ馬ヲ必致スニ驚、懼ヲ一傷害之事有テレ時而モ在リ凡厥ノ掌、飼不レ
 得ニ輒チ、然ルコトヲ一至テニ于鶴ノ、子ニ一尤可レ慎レ之ヲノ穢、器
 ノ禁ノ右飼、養之道ハ鮮、潔メ爲レ貴ト醜、臭之物ハ必ス、以傷ルレ
 鷹ヲ凡厥ノ掌、飼着ルニ酒、氣鹽、ノ温等ノ之器ニ一不レ得ニ穴養フ
 コトヲ一汗、手ノ禁(十七ウ)右汗、^{アフラツク}賦^{マシ}之物ハ理、必ス傷ルレ
 鷹ヲ凡厥ノ掌、飼臨テニ哺、養ノ時ニ一務テ崇スレ洗ヲレ手ヲノ飲レ酒
 ヲ禁ノ右酒之爲ルコト^{マシ}レ物毒、熱大ニ尤モ、盛ナリ加、^{ハシメタリ}以テ酖^{ハシメタリ}醜^{ハシメタリ}之
 徒ヲ手、足顛、倒シ如シハ令メハニ其ノ、擎一如ニ傷、害ヲ一何ン凡
 厥ノ掌、飼属スルニ淵、醉ニ一時不レ得レ擎コトヲレ鷹ヲノ脚、絆脚、
 纏繫レ地長サ、廣サ見タリレ經ニノ【**図⑩**】鈴、繫ノ長、短見リレ經
 ニ【**図⑪**】(十八才)鳥ノ羽根長、短大、小見リレ經ニ【**図⑫**】(十
 八ウ)



鳥羽根長短大小見經

図⑫



鈴繫長短見經

右汗^{マシ}賦^{マシ}之物、理必傷鷹、凡厥掌飼臨、哺養時、務崇洗^{マシ}手、
 飲酒禁
 右酒之爲物、毒熱大、尤盛加、以酖醜^{マシ}之徒、手足顛倒、如令其擎如
 傷言、何凡厥掌飼属、淵醉時、不得擎鷹、
 脚絆脚經繫地長、廣見經。

図⑩・図⑪

新修鷹經下ノ療、治ノ陶、弘、景有リレ言ルコト曰夫レ生、民ノ所レ爲ス大ナル、患莫シレ急ナルハニ平疾、疹ヨリ一疹ニメ而弗レ治セ猶救フニレ火ヲノ不ルカ一レ以セレ水ヲ也人、既ニ如シレ此ノ物モ亦宜クレ然ル至レ如ニ鷹、病ノ一未タレ有二前、論、後、周ノ魏、收近メノ而略、述タリ今又引テ而伸ヘレ之ヲ別ツニ之ヲ于後ニ一凡目ノ、病ハ者調、狼不レ精カラ之所レ致ス也ノ其候、見ルニ以レ肩ヲ摩ルレ目ヲ閉テレ睡ヲ目、輪漸、腫レ眼、幕起リ出、來テ漫ルニ黒、人ヲ一即チ是也煮テニノ黄、連ヲ一以テニ鳥ノ羽ヲ一塗レハレ肩ニ及テレ目ニ有リレ驗又研テレ鹽ヲ和メレ酢ニ塗ルレ之ヲ此ハ爲ルレ劣ト耳又目、翳ハノ採テニ龍、膽ヲ一折レハレ之ヲ即汁、出ツ以塗ルレ之ヲ一、方ニ斬リニ數、蠅ノ首ヲ一以ニ銅、研ヲ一傳クレ之ヲ但未レ試ノ也ノ治ニ鼻ノ、塞ヲ一、方ノ凡鼻欲レ塞ント時鳴、聲不レ美ナラ審、翥之後ニ急ニ、喘キ孔、鳴ル即投ヘテ偃、臥メ以ニ紙、針ヲ一着テニ(十九才)清胡、麻、油ヲ一塗ニ鬪ノ、孔ニ一而吸テニ鼻ノ、孔ヲ一令ニ油ノ、氣ヲ徹セ一、方漱キレ口ヲ含ミニ冷、水ヲ正ニ吹、ニ入ノ鼻ノ、孔ニ一不レ可ラ激、散ス一以レ愈ヲ爲レ限ト但吹ニレ水ヲ用ニ昏、曉ノ時ヲ一〇晝ノ、時ヲ一此爲ニレ鷹ノ習ヘハレ灑ニレ水ヲノ恒ニ畏ルニ人ノ、面ヲ一也一、方可コトレ炙スニ突、金ノ上額ノ下、毛ノ際ニ一三、炷猶不ハレ愈者來ミ、ニ炙スルコト兩、ノ目ノ間廻、毛ヲ二三、炷又其ノ、病重ハ者目ノ、上及口ノ、中額ノ下強、腫即亦偃テレ鷹ヲ以ニノ刀、針ヲ一割、出ス口ノ腫ル者割テ之後レ之也其、色赤ク白ク凝テ如ニ熊ノ、脂ノ一、薄少重キ者有ノ治ニ鬪ノ、塞ヲ一、方ノ凡腎欲レ塞ント時雖ニ常ニ嗜ミレ食ヲ不ト一レ夥而飽キ或ハ不ニ全ク、食ハ一終ニ、以致ニ須臾舉テレ尾ヲ縷、揺シノ其、矢難クレ放頬、毛寒ク、

堅目、輪及背眼ノ間腫ル時ハ即偃レ鷹ヲ以ニ紙、針ヲ一着ニ清、胡、麻、ノ油ヲ一塗ルレ孔ニ亦傳クレ鹽ヲ指獨タ、微者不レ傳レ鹽ヲ也然、後能調ヘレ餌ヲ與レ之ヲ及強遣、矢色如シレ埴ノ堅キコトノ如レ石ノ若猶不ハレ愈以ニ犀、角、丸ヲ一如レ豆糝テ餌ニ哺フレ之ヲ爲ニ上、治ト一務テ候ニ、微此、治ヲ一側ノ得レ、差若已ニ長、大ナラハ雖レ勞スト无ニ利益(十九才)治ニ脚ノ、腫ヲ方ノ凡治ルニ脚ノ、腫ヲ一者僵レ鷹ヲ以レ針ヲ周、遍ニ刺シニ腫ノ、上ヲ一偏ニ悉ク出シ、ニ去リ滑、液惡、血等ヲ一既ニ燒テニ銅、針ヲ一毎ニ孔ニ二タヒ、三タヒ刺スレ之ヲ猶不ハレ愈者久ク熱ニ格ノ、上ニ一之所レ致ス也世ニ号テ曰ニ脚、蚘ト一ノ但羅、鷹病コトレ之ヲ猶希ナリ巢、鷹梢、多キ耳理須クレ纏フレ格ニ以ニ柔、煥ノ物ニ然、後ニ繫クレ之用ニ葦ノ、皮ヲ一暖、時ハ、用ニ鷹マコモ、毒ヲ一也又爲ニ脚、繫ノ一所レレ曳而腫ル、者研テレ鹽ヲ和シレ酢ニ塗ルレ之ヲタニ、塗リ朝ヲ、流不、ノ則鷹〇レ脚ヲ爲ニレ鹽ノ所レ傷ノ治ニ脚ノ、疣ヲ一方ノ凡治ニ脚ノ、疣ヲ一者偃レ鷹ヲ杏、仁十、枚研テ以レ絹ヲ裹傳クレ之ヲ再、三轉、易ヨ以レ愈ヲ爲レ限トノ治レ鬪ヲニ腹ト股トノ毛ヲ一方ノ凡鬪ニ腹ノ、毛ヲ一者巴、豆一、枚中ヨリ、割取ニ一、片ヲ一其ヲ三、分ニシ胡、麻、油一、合之更ニ復、ノ三ニメ即取ニ其ノ、一ヲ一和メレ之ニ乃以ニ水、銀ヲ一如ニ栗、子ノ三、枚雜ヘ哺フレ之ヲ鬪ニ股ノ、毛ヲ一者採テニ葵(二十才)莖ヲ一陽ニ、乾シ燒テ成シレ灰ト以レ湯ヲ淋ラレ之ヲ和メニ雌、黃及酢ヲ一洗フレ之ヲ雖ニ舊、説ト一但未レ試耳ノ治レ鬪、ニ拔ヲ羽ヲ一方ノ凡治レ鬪ヲレ羽ヲ者以ニ熊、膽苦一茶ヲ研リ、和ケラ塗ルレ之ヲ但未レ試也ノ治レ瘡者ノ凡治レ瘡者僵シレ鷹ヲ偃、臥メ先以ニ清キ、水ヲ一洗ヒレ之ヲ以ニ爪若シ竹ノ、筵ヲ一搔

ニ膚ノ、上ヲ一殆出スニ血、ノ氣ヲ一更以ニ温、湯ヲ一潔ク洗レ之ヲ而
 安ニ水、銀、膏ヲ於掌ノ、上ニ一唾ニ混、雜メ以ニ无、名、指ヲ一摩
 、ニ塗ルノ之ヲ一、方以レ酢ヲ研ニ雄、黄ヲ一塗ルニ之ヲ其、瘡ニ一
 或傳レ脚ニ侵レ食ヲ○而モ不レ見此ハ爲レ易レ治或ノ遍ク着ケニ身、體
 ニ一隨テニ毛ノ浮、沈ニ一奔、行スルコト速カニ、疾メ如レ散カ如ンレ集カ
 此ヲ爲ニ難、治ト一然トモ努テ而治セヨレ之ヲノ必得レ疾ヲ復、情テ而
 不ハレ勞セ終ニ致ニ指、瘡ルコトヲ一治ニ血、痢ヲ一方ノ凡此、病者
 不レ知ニ何、等之所ヲ一レ生スル也或ハ曰熟、穴與ル之ヲ故ノ所レ致
 也今料、量スルニ(二十ウ)非ニ唯リ、關カルニ一レ此ニ其爲レ體也
 俄、頃遂フテ二衆、鷹ヲ一而轉、移スルコト如シ三疫、病之行ルカニ人
 、間ニ一也宜下ノ須ク病微セハレ此ヲ以レ時ヲ以ニ生ル、鳥ヲ一營ミ、哺
 テ令上レ肥サ鷹者與アレ鳩ヲ鷓者但輕キ、者得レ生コトヲ重者ノ終ニ、死ス自レ
 之外未レ知レ所レ治ノ治下被ニ犬ニ、噬レ一鷹ヲ上執、方ノ凡治者
 僵テレ鷹ヲ先披ニ、露ハニシテ瘡ヲ一出、ニ去其、中ノ毛ヲ一而焼 泮
 ニ牛ト馬トノ脂ヲ一塗ル鷹者用ニ牛ト鳩ノ用ニ脂ノ凡此、病ハ不二早ク、治一則終ニ
 殺レ害ヲ也ノ治ニ 肉、癰ヲ一方ノ凡肉、癰者調、養不ルレ
 精シ之所レ致ス也其ノ初テ、兆時數振ヒレ身ヲ或ハ振イ中コロ、止ミ或
 ハ雖ノレ不トレ振而 慄亂シレ毛ヲ斂メレ毛ヲ如スルコトレ此无シレ度眸
 、子寂、寥トメ如クレ視ニ遠キ、物ヲ一哺ルコトレ食ヲ日ニ、減シ轉、ノ
 以瘦、瘡ス斷時ハレ食ヲ即、死也披、ニ見ルニ其害、癰ヲ一或ハ腫レ着
 ニ腹、下ニ一或ハ遍クニ五、臟ノ中ニ一或ハ五、ノ臟六、腑悉ク乾、
 枯シ或、說ニ腫レ着ニ腹ノ、下ニ一者 儼有ルハレ治スルコト
 以ニ刀、子ヲ一披、割以ニ六字論ニアリ
 ○ 馬、尾ヲ一縫レ之ヲ但莫レレ犯スコト立ロニ死ス

(二十一オ) 凡羅、鷹之徒多ハ得ニ此、病ヲ一巢、鷹之類遭レ之ニ
 者ハ希ナリ古、往今、來未レ知ニ治、方ヲ一治スル之說請フ俟ツニ後
 、哲ヲ一治ニ脚ノ折、傷ヲ一凡脚ノ折、傷者削リニ楊ノ、木ヲ一編
 ミ、次繫テ、着テ取テニ銅ノ、屑ヲ一糝テレ餌ニ哺フレ之ヲ此レ未レ試也
 ノ治ルニ内、瘵 一方ノ凡内、瘵者爲ニレ犬ノ所レ噬及觸テレ木ニ
 之所レ生ル也背ヨリメ而上ミ頸ノ、岐ノ下モ左、右凹ナル、處ロノ來ミ
 灸スルコトニ、炷一、方ニ灸スルコトレ腰ニ月ニ三、炷一、方ニ、腋ノ
 下五、臟ノ孔ニ各灸スルコト三、炷然、後ニノ芒、硝琥、珀牛、黄
 龍、骨四、種等、分末メ屑ニメ以ニ胡、麻、油ヲ一和シレ之ニ如メ
 ニ豆、子ノ一以ニ葦ノ、ノ管ヲ一入レ口ニ爾、後可、二、辰○早不
 レ用レ哺フコトヲレ食ヲ或短、氣ナラハ者灸スルコトニ頂ノ、上ニ三、炷
 斯、皆舊、ノ說ナリ但未レ試也凡鷹ノ孔、穴雖レ多ト○詳ニセハニ病
 、治ノ所ヲ一レ適フ是、故不レ得ニ輒ク言コトヲレ灸ヲ凡艾、ノ子ハ者
 使レ如ナラニ小、豆、子ノ一但鷓ハ者差減耳(二十一ウ) 刀針ヲ長サ
 柄ノ通鐵三ノ寸三分ノ【圖13】 鈎子 曲、周四、分柄ノノ寸三分ノ【圖14】 銅、火、針 長サ三、寸徑リ一、分
 分、【圖15】(二十二オ) 【圖16】 五、臟孔内、瘵ニ來ミ三、炷ノ氣
 衛孔雖レ云トレ可トレ灸ス未レ詳ニ病ノ所ヲ一ノレ適フ唯僵不レ可レ觸レ
 手ノ領岐下孔内、瘵ニノ來ミ、灸ルコトニ、炷ノ晉孔内、ノ瘵ニ灸
 三、炷(二十二ウ) 【圖17】 頂氣灸三炷ノ目ノ間廻、毛鼻、塞ニ
 ノ來ミ、灸コト三、炷ノ 肚、孔ノ突、金ノ上孔鼻、ノ塞ニ灸ニ、
 炷ノ胸孔(二十三オ)
 新修鷹經上中下ノ弘仁九年五月廿二日賜下ノ拳正從六位下行備前
 權椽勲六等巨勢朝臣馬垂ノ正七位上行令史兼美作大目上野公祖繼

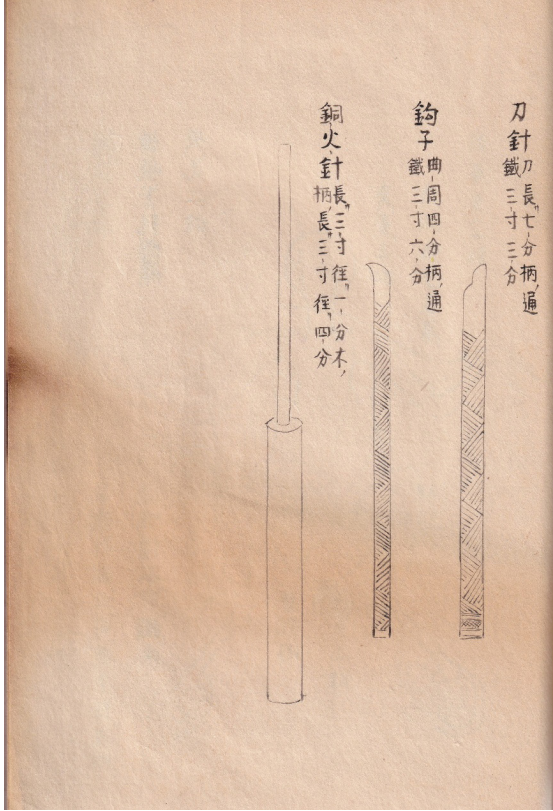


图13 · 图14 · 图15

等上 / 別當二品行式部卿親王 / 中納言兼左近衛大將從三位行春宮
 大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣 / 參議左衛門督從四位下兼守右
 大辨行近江守良峯朝臣安世 / 從四位下行越前守勳五等大野朝臣直
 雄 / 從四位下行美濃權守安倍朝臣易笠 / 右兵衛督從四位下安倍朝
 臣雄能磨 / 左近衛中將從四位下兼行左中辨越前權守 白樂久迷
 (二十三ウ)



图17

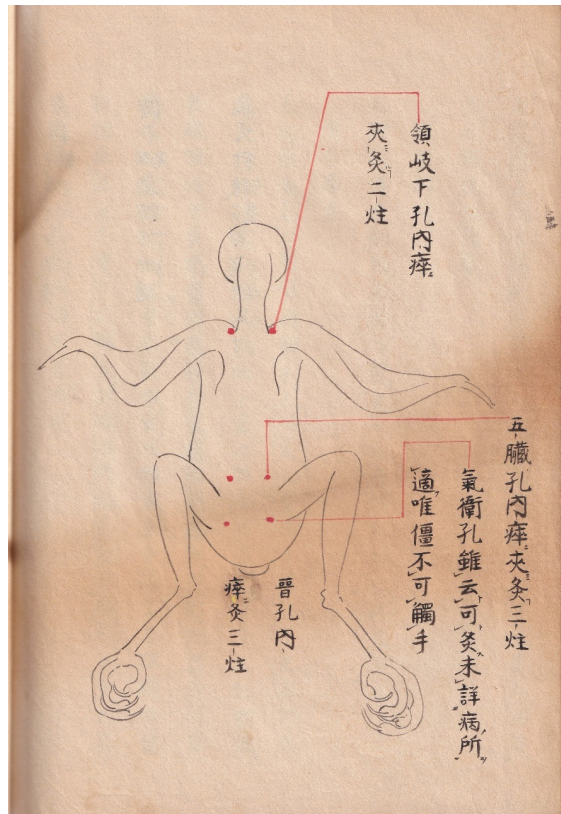


图16

【注】

- (1) 群書類従第十九輯所収。
- (2) 『比古婆衣・上』(林陸朗編集・校訂、現代思潮社、一九八二年)。
- (3) 『御撰解題』(和田英松、列聖全集編纂会、一九一七年)。
- (4) 秋吉正博『新修鷹経』の構成―「鷹賦」との関係」(「八洲学園大学紀要」第一号、二〇〇五年)。
- (5) 注(4)に同じ。
- (6) 『鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に―(上冊)』第二部第一章第一節「嵯峨天皇」(三保忠夫、和泉書院、二〇一六年)。
- (7) 新訂増補国史大系『日本書紀』

執筆者紹介

Jean-Pierre Joseph Richard 長野県立大学グローバルマネジメント学部 准教授
二本松 泰 子 長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授
高 梨 良 夫 長野県立大学名誉教授
金 賢 仙 長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授
三 上 真 嗣 長野県立大学グローバルマネジメント学部 講師
Mision, Miguel Alberto 長野県立大学グローバルマネジメント学部 講師

グローバルマネジメント 第13号

印刷 2026年3月30日
発行 2026年3月30日

編 集 『グローバルマネジメント』編集委員会

発 行 所 長野県立大学
〒380-0803 長野県長野市三輪8丁目49番7号
TEL 026-217-2241 (代表)
FAX 026-235-0026
E-mail daigaku@u-nagano.ac.jp

印 刷 所 カシヨ株式会社
〒381-0037 長野県長野市西和田1-27-9



2026.3
VOL.13

The Global Management of Nagano

[Article]

Tracking TOEIC L&R Score Gains: A Longitudinal Study of Three Cohorts in a Semi-Intensive English Program RICHARD Jean-Pierre Joseph	1
The Discursive Configuration of Medieval Equestrian Etiquette—On the Descriptions in Fudeyui no Monogatari (筆結の物語)..... NIHONMATSU Yasuko	19
Swedenborg’s Christian Mysticism..... TAKANASHI Yoshio	36
Article 193 of Financial Instruments and Exchange Act and Article 431 of Companies Act—Analysis of Previous Court Cases and Unified Disclosure— KIM Hyonson	49
“Global Management” of Human Rights Policy: Monitoring and Evaluation through National Action Plans and Human Rights Indicators MIKAMI Masatsugu	61

[Review]

Developing Speaking Fluency: Investigating the Role of a Custom AI Chatbot in Japanese University English Education MISION, Miguel Alberto	78
---	----

[Document]

[Source Introduction] Inu-ou-mono, Kasagake, and Yabusame in the Mid-Edo Period—Equestrian Texts of the Ōtsubo Main School..... NIHONMATSU Yasuko	91
[Source Introduction] Full Text of the Privately Held Manuscript Shinshū Takagyō..... NIHONMATSU Yasuko	108

